

令和元年

第8回 東峰村議会定例会会議録

開会：令和元年12月10日

閉会：令和元年12月12日

福岡県東峰村議会

令和元年 第8回東峰村議会定例会

招 集 年 月 日 令和元年12月10日開議
招 集 の 場 所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和元年12月10日 9時30分
議 長 佐々木 紀嘉
閉会日時及び宣告 令和元年12月12日 10時40分
議 長 佐々木 紀嘉

応招議員

議席番号	議 員 名	出欠	議席番号	議 員 名	出欠
1 番	梶 原 伯 夫	○	2 番	梶 原 光 春	○
3 番	黒 川 隆 康	○	4 番	泉 守	○
5 番	高 橋 弘 展	○	6 番	高 倉 寛 視	○
7 番	長 澤 貞 義	○	8 番	大 蔵 久 徳	○
9 番	伊 藤 均	○	10 番	佐々木 紀嘉	○

不応招議員

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	副村長	高橋英治
教育長	佐々木孝		
総務課長	眞田秀樹	企画政策課長	日野正
住民税務課長	室井英信	農林観光課長	梶原浩二
保健福祉課長	岩橋一成	建設水道課長	大塚健司
教育課長	伊藤勝枝	災害対策室長	野寄和秀

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	城辰也		

村長提出議案の題目

議案第47号	東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
議案第48号	東峰村部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例の制定について
議案第49号	東峰村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第50号	東峰村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第51号	東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第52号	東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第53号	東峰村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第54号	東峰村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第55号	村道路線の廃止について
議案第56号	工事請負契約の締結について
議案第57号	令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）について
議案第58号	令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）について

議員提出議案の題目

発議第 5号	平成29年7月九州北部豪雨災害及び平成30年7月豪雨災害、令和元年8月の前線に伴う大雨災害からの復旧・復興に係る特別の財政支援を求める決議について
--------	---

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則125条)
7番 長澤貞義議員 8番 大蔵久徳議員

第8回 東峰村議会定例会会議録

令和元年12月10日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和元年 第8回東峰村議会定例会議事日程

令和元年12月10日開議

開会宣言

議事日程報告

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 議案上程報告 |
| 日程第 4 | | 村長のあいさつ及び提案理由の説明 |
| 日程第 5 | | 一般質問 |
| 日程第 6 | 議案第47号 | 東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第48号 | 東峰村部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第49号 | 東峰村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第50号 | 東峰村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第51号 | 東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第52号 | 東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第53号 | 東峰村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第 1 3 議案第 5 4 号 東峰村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 4 議案第 5 5 号 村道路線の廃止について

日程第 1 5 議案第 5 6 号 工事請負契約の締結について

日程第 1 6 議案第 5 7 号 令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 4 号）について

日程第 1 7 議案第 5 8 号 令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 3 号）について

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、令和元年第8回東峰村議会定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般報告を行います。</p> <p>報告は、お手元に配布しております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番 長澤貞義議員、8番 大蔵久徳議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>本日招集に係る令和元年第8回東峰村議会定例会の運営につきましては、12月2日に議会運営委員会を開催いたしました。</p> <p>まず、議案につきましては、条例議案が8件、村道廃止議案が1件、工事契約議案が1件、補正予算議案が2件を予定されています。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日10日から17日までの8日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告順に一般質問を予定しております。</p> <p>11日には、引き続き一般質問を行い、12日には、議案の審議、質疑、討論、採決を予定しております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますよう心からお願いしまして、報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日10日から17日までの8日間といたしたいと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、12月10日から12月17日までの8日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>

議 長	事務局長より議案の上程報告が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。 村長
村 長	<p>皆様、改めましておはようございます。</p> <p>本日ここに、令和元年第8回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中、ご参集を賜り誠にありがとうございます。</p> <p>さて、新年号となった令和元年も残すところ幾日かとなり、皆様におかれましては、師走のあわただしい日々をお過ごしのことと思います。</p> <p>本年を振り返りますと、第126代天皇陛下の御即位に伴う祝賀ムードの中、日本各地では3年連続の甚大な被害が発生し、年末を迎え、この寒空の下で被災した方々の苦悩を痛感いたします。</p> <p>本村も平成29年の甚大な九州北部豪雨災害から2年と5カ月が過ぎました。災害復旧は一步一步確実に進んでいますが、日田彦山線の復旧については、JR九州が継続的な運行に要する費用の1.6億円を被災3自治体に求める姿勢を頑なに壊しておらず、平行線のままで本年が終わろうとしております。</p> <p>今月2日から開催されている12月県議会においても、日田彦山線の復旧について質問を行っていただくようになってはいますが、いずれにいたしましても、1日でも早い復旧が望まれるところであります。今後も議員の皆様並びに村民の皆様とともに、問題解決に向け取り組んでいく決意ですので、今後ともご協力をよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、本定例会に執行部から提案をしております各議案について、ご説明を申し上げます。</p> <p>本定例会には、条例の制定について8件、村道の廃止について1件、契約の締結について1件、補正予算について2件、計12件の議案を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>議案第47号、東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、地方自治法及び地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する規定の整備を行うものです。</p> <p>議案第48号、東峰村部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例の制定につきましては、部落差別の解消の推進に関する法律をはじめとする差別の解消を目的とした法令が施行されたことに伴い、部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権擁護を図り、もって差別のないすべての人の人権が尊重されるまちづくりの実現に寄与するため、この条例を制定するものです。</p> <p>議案第49号、東峰村印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の制限に係る措置の適正化等を図るための、関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行うものです。</p> <p>議案第50号、東峰村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、条例の規定を整備するものです。</p> <p>議案第51号、東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院規則の一部改正により、超過勤務命令を行うことができる上限が定められたことを踏まえ、国家公務員の勤務時間等の勤務条件に関する均衡の原則に基づき、条例の一部を改正するものです。</p>

	<p>議案第52号、東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に準じて条例の一部を改正するものです。</p> <p>議案第53号、東峰村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。</p> <p>議案第54号、東峰村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員の定員確保と消防団の安定した組織運営を図るため、消防団員の定数、報酬及び費用弁償の変更並びに成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。</p> <p>議案第55号、村道の路線の廃止につきましては、小石原川ダム建設事業に伴う林道江川・水浦線の付け替えにより、村道水浦1号線、水浦2号線が一般通行の用に供する必要がなくなり、同路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第56号、工事請負契約の締結につきましては、林道栗林線開設工事の工事請負契約の締結にあたり、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第57号、令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれに1億1,353万円を追加し、歳入歳出総額を58億9,386万2千円とするものです。うち災害関係は5,195万円となっております。</p> <p>支出では、災害関連としては、林道施設災害復旧費5,195万円を計上しております。</p> <p>また、災害関連以外としては、職員手当組合負担金355万円、高齢者緊急発進防止装置設置促進事業補助金95万円、障害者自立支援給付等の障害者福祉費331万2千円、子ども医療費100万円、農業振興対策費50万円、林道開設に係る立木補償50万円、紙屋、古城原などの河川防災工事480万円、延田村営住宅浄化槽更新220万円、学校地域支援本部事業32万6千円、などを計上しております。</p> <p>歳入としては、国庫補助金繰入金、諸収入、村債を計上をしております。</p> <p>議案第58号、令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれに5,166万6千円を追加し、歳入歳出総額を3億7,534万円とするものです。</p> <p>歳出では、保険給付費として、医療費5,124万6千円、出産育児一時金42万円を計上しております。</p> <p>歳入は、県補助金と一般会計繰入金を計上しております。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の村政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なるご審議を賜り、ご議決等いただきますようお願いを申し上げます。</p>
議 長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第17までの補足説明終了後に行います。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第47号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」

	<p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案書の11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第47号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和元年12月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由といたしましては、地方自治法及び地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する規定を整備するためでございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。制定の条文になっております。</p> <p>内容につきまして、条ごとに説明いたしたいと思っております。</p> <p>趣旨につきましては、先ほどの地方自治法並びに地方公務員法により、この条例を定めるというものでございます。</p> <p>第2条、会計年度任用職員の給与、これにつきましては、後ほど資料に基づいて説明を申し上げますが、会計年度任用職員の種別といたしまして、フルタイム、一般職員と同様の時間勤務いたしますフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員という大きな2つの括りがございます。</p> <p>この部分で、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、支出については給料という項目から出す。また、通勤手当、時間外勤務手当等の手当がですね、支給されるということ。</p> <p>パートタイムの会計年度任用職員につきましては、報酬から支出を行う、また、手当としては期末手当のみの支給になるということで、同じ会計年度任用職員という名称でございますが、こういった部分についてですね、相違があるということで、その部分をこの条例で示しているものでございます。</p> <p>第3条から第14条につきましては、フルタイム会計年度任用職員についての条項でございます。</p> <p>第3条については給料の支給について、第4条については、任用にあたっての職務の級についての定義でございます。</p> <p>職務の級につきましては、下に別表第1とございますが、その中で、複雑、困難及び責任の程度に基づき、その級をですね、職務の級を等級別基準職務表に基づいて充てるということにしております。</p> <p>具体的には1級をですね、充てる職といたしましては、いわゆる通常の事務的職員、また地域おこし協力隊、集落支援員と栄養士等をですね、今のところ想定しているものでございます。</p> <p>2級につきましては、相当な知識又は経験を必要とする職務ということで、具体的には社会福祉士、防災管理官、看護師、介護支援専門員、管理栄養士、また担任を持つ保育士等もですね、今のところ想定をしております。</p> <p>第5条については、フルタイムの職員の適用の号給でございます。これにつきましては、後で資料に基づいて説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>第6条については支給で、これについては一般職員と同様に22日に給料を支払うという条項でございます。</p> <p>第8条、第9条については、時間外勤務手当また休日勤務手当に係る条項でございます。</p> <p>第10条については、宿日直手当に係る部分の条項で、主に給与条例のほうから引用してまいりますので、その分の読み替え等の規定になっております。</p> <p>11条については、時間当たりの給与を算定するにあたっての端数処理の仕方、1</p>

2条については、期末手当の支給についてですね、これについては、第12条第1項でございますが、給与条例のですね、19条の部分を引用して、こちらのほうで支給することになっております。

具体的に、この場合において以降で19条第2項中100分の130、これが期末手当の支給率でございますが、これを事項において、再任用職員について適用する率と読み替えるということで、具体的には再任用職員の期末手当の支給率、年間1.45月を適用するという条文になっているところでございます。

2項、3項につきましては、主に任期の定めが6カ月に満たないフルタイム任用職員ということで、実質的には年度でございますね、任用しておりますので、全員の部分は第1項に該当するところで考えております。

第13条が、勤務1時間当たりの給料額、これについても計算方法を示しているものでございます。

減額についての条項もございまして、これについては有給休暇等でございますね、以外で休暇等を取った場合についての減額の計算方法が示されております。

15条以降がですね、パートタイム会計年度任用職員の報酬等の規定でございます。

15条第1項が月額で報酬を定めるパートタイム任用職員、第2項が日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員、第3項が時間で報酬を定めるパートタイムということで、月額については、いわゆるこれまでの嘱託職員さんがですね、この部分に入ると考えていただきたいと思います。

日額という部分はですね、これまで臨時職員さんと言っていた部分ですね。この方がこれに変わるといふふうに考えていただければと思います。

報酬等については、先ほどのフルタイムと同じような形ではございますが、時間外勤務と、次が17条休日勤務、これについては、先ほどと同じようでございますが、パートタイムでございますので、計算の方法についてですね、フルタイムと同様の計算方法になっているものでございます。

18条の報酬の端数処理、これも先ほどの分とですね、同様の書き方になっております。期末手当についてもですね、同様でございます。

支給日についてですね、これはちょっとフルタイムと違ってございまして、第20条の第2項、報酬の支給日については、月額により報酬が定められたパートタイム職員さんにとっては、同月でございますね、毎月22日、日額及び時間額による報酬が定められたパートタイム職員さんにとっては、勤務した月の翌月の22日に支払うということで、これまでも同様に、嘱託職員さんについては同月、臨時職員さんについては、実績により翌月に支給していたということで、内容については同様のものになっているところでございます。

1時間当たりの報酬額についても、フルタイムと同様の考え方で書いてある部分でございます。

減額についてもフルタイムと同様で考えていただきたいと思います。

23条につきましては、給与からですね、その他控除ができるという部分について、給与条例第2条の2第3項の規定を、会計年度任用職員についても準用するという条文でございます。

第24条につきましては、村長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与ということで、これまでの条文の説明にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し、村長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との均衡及びその職務の特殊性を考慮し、任命権者が別に定めるものとするということで、特に災害等が、今、任期付職員さん等をお願いしておりますが、こういった部分とか、例えば特殊な

業務を持った方、弁護士さんとかスクールソーシャルワーカーさんとか、そういった形の方を、仮にこの会計年度任用職員で任用するとなりますと、先ほどの条文の報酬と整合が取れない場合がございますので、こういった部分については、特に任命権者が別に定めるということで、想定としては、今のところは、どの業務という想定はしておりませんが、そういった非常に特殊性のある業務の方について、報酬についてですね、別に定めることができるということで、24条に定めております。

第25条につきましては、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償、先ほどフルタイムさんにつきましては、通勤手当が支給されるということでございますが、パートタイムについては、法律上通勤手当という支給ができませんので、同額ではございますが、費用弁償を支給するという項目で第25条に謳っております。

26条については、出張等に係る旅費等ですね、費用弁償の支給に関する条文でございます。

委任、第27条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行するという条文を制定させていただきたいということで、提案をさせていただいているものでございます。

内容につきましては、補足の資料で説明したいと思います。

6ページ、A4横の資料がございますが、1枚目が地方公務員の常勤職員、臨時・非常勤職員及び任期付職員に係る現行制度について、という資料になっております。

これは、1ページから3ページまでは、これまで、今のですね、制度についての説明でございます。

4ページ以降が、今回会計年度任用職員に変わる部分の制度の説明になっております。

1ページについては表になっておりますが、いわゆる一番左にあります任期の定めのない常勤職員が、通常の一般職員になります。

再任用職員、任期付職員、あと右のほうにですね、臨時・非常勤職員ということで、①、②、③とあります。

①特別職非常勤職員、②一般職非常勤職員、③臨時的任用職員ということで、東峰村においては②のですね、一般職非常勤職員については採用というか、制度の導入をしておりませんので、いわゆる①については嘱託職員さん、③についてが臨時職員さんの任用で、この区分の中でですね、任用を行っているということになっております。

下の人数等は、全国の状況ですので、これは、説明は割愛いたします。

2ページですね、2ページにつきましては特別職、先ほどの嘱託職員さんと言われる部分の、任用についての部分でございます。

これについても職務がですね、非常に限定列記されて、こういう職務以外の方は特別職非常勤職員には該当しないという形で、総務省のほうから指名されておまして、具体的には一番下にですね、2つ枠がございます。

左側が、いわゆる特別職非常勤職員として明示されている部分で、投票管理者、開票管理者、選挙長等が書かれてあるところでございます。

右がですね、特別職から一般職へ移行する職ということで、これについては、会計年度任用職員に移行するという形で示されている部分で、ここに職務等ですね、事務補助職員から10数項目ですね、こういった職務については一般職会計年度任用職員に移行するという形で示されておまして、当村において、嘱託職員として勤務いただいている方につきましては、この職務に該当いたしますので、今回会計年度任用職員のほうにですね、すべて移行するという形になるかと思っております。

次のページがですね、臨時的任用の訂正確保、いわゆる臨時職員さんについては、これまでも産休代替職員等の名称を使って、臨時的6カ月単位で更新を行ってきたも

のですが、特に中段の太字で書いてありますが、改正法施行後については、常時勤務を要する職務に欠員を生じた場合に該当しなければ、臨時的任用職員としては不適切であるという明示がされております。

行うことができる例としては、一番下の2つの枠の左側に3項目ほど例示がされておるところでございます。

その他といたしましてであります、職務についてはですね、その上に3つ、改正法に基づく臨時的任用職員とありますが、必ずフルタイムで任用すること、常勤職員が行うべき事務に従事すること、職員の代替であるということ、また、給料、旅費及び手当を支給、現在は賃金という形で支給しておりますが、改正後については、給料、旅費及び手当を支給ということで、あくまで職員に欠員を生じた場合のみですという形で、明示をされているところでございます。

これをですね、総務省のほうの資料になっておりますが、次の常勤職員と臨時非常勤職員との関係というマトリックス表でございます。それについて職の整理を行っております。

①の一般職、②の特別職という形で、まず大きな括りがございまして、一般職の中でですね、左側のほうの上段、任期の定めのない常勤職員とその下段ですね、任期付きの短時間職員と再任用短時間職員、この辺りについては、今回の改正とは直接関係のない、これまで同様の制度が継続するものでございます。

その横に③臨時的任用職員がこの部分、配置としては変わらないんですが、任用についてですね、厳格化されているということになります。

次に、その枠の右欄ですね、非常勤の職、その中でも非常勤職としてのフルタイム、これが会計年度任用職員のフルタイム職員と会計年度任用職員のパートタイム職員、これが一般職として、さっき左以外の業務に従事する職員という形で整理をされているものでございます。

②の特別職につきましては、先ほどの改正のとおり職務をですね、限定をされて示されているということで、今年度中にはですね、非常勤特別職の条例等もございます。これの改正をですね、整理をしてご提案申し上げるところで、来年度の施行に向けてですね、ちょっとそちらのほうは今回の12月には間に合っていないので、施行に向けて3月なりの定例会でですね、条例の改正案を提案させていただきたいというふうに思っているところでございます。

次5ページでございますが、会計年度任用職員の募集、任用、服務という形で、一番大きいものについては、右側の服務及び懲戒の部分でございます。

これまでですね、非常勤特別職員につきましては、いわゆる職務専念義務や復職又は守秘義務等はですね、課せられておりませんでした。臨時職員については一般職と同じ扱いですので課せられておりましたが、これについて、会計年度任用職員にはですね、こういった服務規定が適用されるということで、通常の任期の定めのない公務員、一般の公務員と同じ業務を行うということで、こういう服務規定がですね、適用されるということになっております。

最後のページでございますが、東峰村でですね、任用にあたって、今のところの考えを整理した表が、この一番最後の表でございます。

①が会計年度任用職員のフルタイム、②が会計年度任用職員のパートタイム、③、④はですね、これまで、今現在の制度になっておりますが、嘱託と言われる特別職非常勤職員、④が臨時さんと言っておりますが、臨時的任用職員、それぞれの任用根拠等はですね、こういう形で、うちのほうは地方公務員法の中でのですね、適用の根拠になっているものではございます。

特にありますのが、6番目のですね、基本給等、これまでは報酬額については定額、

	<p>1年間ですね、どの年齢、どの経験のある方も定額という形で任用を行っていましたが、会計年度任用職員にあたりましては、行政職1、行1のですね、給与表を準用をいたしまして、基準の級をですね、適用をさせていただいて、また経験等でですね、級については経験年数等によって級の適用を行うという部分はですね、先ほど条例の中で謳っているところでございます。</p> <p>また、昇給もですね、現在の想定といたしましては、1年間で2号給の昇給、通常の場合ですね、これも下にありますが、人事評価の今回、会計年度任用職員さんは人事評価の対象になりますので、通常の場合がですね、2号給を昇給、また上限8号給と書いておりますのは、5年間をですね、再度任用の上限というふうに設定を考えておりますので、最高で8号給までですね、上がる。</p> <p>また、上限が定まっておりますので、それ以上にはですね、その職員の職能については上がらないという形で、この辺りについては、ちょっと具体的には分かりにくいかと思いますが、そういう給与表のですね、適用、範囲の中で給与を適用し、昇給していくという形で考えているところです。</p> <p>期末手当については、先ほど申しましたが1.45月、年間。また、休暇等もですね、夏季休暇とまた特別休暇も、今整理をしているところでございますが、夏季休暇については総務省のほうも、会計年度任用職員については夏季休暇を与えなければならないということになっておりますので、設定を与えるところで、今、日数については、まだ調整中でございます。</p> <p>その後の人事評価については先ほど申したとおり、またそれ以降の部分についてはですね、先ほどの服務規定等がすべて会計年度任用職員は通常の一般職員と同様の服務について適用になりますというのが、この比較表の中に上げているものでございます。</p> <p>また、分限、懲戒等についても、非常勤特別職、従前の部分については根拠がありませんでしたが、今回の会計年度任用職員については、適用が明確に条項の中でされるということで、この辺りについてはですね、制度等の改正が行われているということになっておるところでございます。</p> <p>説明が長くなりましたが、補足説明としては以上です。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第48号「東峰村部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例の制定について」</p> <p>担当課長より補足説明を求めます。</p> <p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>22ページをお願いいたします。</p> <p>議案第48号「東峰村部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和元年12月10日、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由といたしまして、部落差別の解消の推進に係る法律をはじめとする差別の解消を目的とした法令が施行されたことに伴い、部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権擁護を図り、もって差別のないすべての人の人権を尊重されるまちづくりの実現に寄与するため、この条例を制定するものでございます。</p> <p>23ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例 東峰村差別なくし人権を守る条例の、全部を改正するものでございます。</p> <p>この改正は、理念法であります部落差別解消推進法の条文を踏まえた形で、現在の</p>

	<p>人権全般を対象とした条例を充実させているところです。</p> <p>まず、条例案のタイトルを、部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護すると改正し、部落差別という言葉が条例の題名に表記をしております。</p> <p>また、条例改正では、人権三法など個別の法律が次々と施行されていることを受けて改正を行うところですが、特に人権問題の中でも部落差別につきまして、日本固有の人権課題であり、長年にわたり解消されてない現実があるということ、そして、推進法の目的も謳われている、部落差別のない社会を実現するため地方自治体はその責務を明らかにしなければならないということから、部落差別という文言をタイトルの頭に付けて改正をしております。</p> <p>第1条の目的では、「現行の日本国憲法の理念に則り」の部分で、改正案では、「日本国憲法に続いて部落差別の解消の推進に係る法律をはじめとする部落差別の解消を目的とした法令」という文言を追加し、「部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し」から、「まちづくりの実現に」までを追加し、現行より細かく具体的に目的を表記しております。</p> <p>第2条では、村の責務を責務等として、第2項に、村長は人権侵害に当たる行為をした者に対し、国、県及び各種団体と連携協力し、必要な調査、指導及び助言をすることができる。という差別行為者への是正を目的とした条文を追加しております。これは、推進法にない独自の規定として追加をしております。</p> <p>24ページをお願いいたします。</p> <p>第3条は、住民の課題を住民の責務と改め、地域社会の一員として家庭、学校、地域、職場等社会のあらゆる分野において、不正な差別の解消という文言を追加し、村民の責務を詳しく標記した内容に改めております。</p> <p>第4条では、第3の住民の責務に合わせ、事業者等の責務についても新たに追加をしております。</p> <p>第5条、第6条、第8条については、今回の推進法に沿って、第5条では相談体制の充実を追加し、第6条では、啓発活動の充実から教育及び啓発活動の充実へ改め、第8条は実態調査を、追加をしております。</p> <p>第9条は、意見の聴取という規定を追加し、諮問機関的な位置付けとして、東峰村人権教育推進協議会という組織になっておりますが、この条例の目的達成のため、必要に応じて意見を聞くものとするという規定を、追加をしております。</p> <p>附則、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第49号「東峰村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」担当課長より補足説明を求めます。</p> <p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>26ページをお願いいたします。</p> <p>「東峰村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」上記案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和元年12月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由としまして、成年被後見人等の制度に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行うものでございまして、成年被後見人につきましては、印鑑登録が受けることができませんでしたが、改正によりまして、能力のある者であればですね、印鑑登録の受け付けが可能になるものでございます。</p> <p>27ページをお願いいたします。</p>

	<p>新旧対照表の現行のところでございますが、第2条第2項中の下線のところでございますが、成年被後見人をですね、改正案のところでございますが、意思能力を有しない者に改正をするものでございます。</p> <p>附則、この条例は、公布の日から施行するということでございます。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第50号「東峰村職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>28ページをお願いいたします。</p> <p>議案第50号「東峰村職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和元年12月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、東峰村職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>29ページをお願いします。</p> <p>東峰村職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>東峰村職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>新旧対照表でございますが、これにつきましては、地方公務員法の中の第16条が、いわゆる欠格事項にあたる条項でございますが、第1号にですね、成年被後見人という条文がございます。この法律の条文の一部が削除されたという部分で、その後の読み替えですね、規定によりまして、その後の部分と2号については禁固刑以上の条文の部分についての欠格事項についての明文がございます。</p> <p>1号がですね、削除されたということで、2号に書かれてある現行の分が1号という形で、法律からの引用がですね、項ずれによりまして変わっている部分と、禁固刑のこの部分について、ふり仮名がふられておりましたが、このふり仮名がですね、法律に係るすべて取られたということですね、これに対応する部分で文言の修正を行っているものでございます。</p> <p>附則、この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>補足説明は、以上です。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第51号「東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>30ページをお願いいたします。</p> <p>議案第51号「東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和元年12月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、人事院規則の一部改正により、超過勤務命令を行うことができる上限が</p>

	<p>定められたことを踏まえ、国家公務員との勤務時間等の勤務条件に関する均衡の原則に基づき、東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。</p> <p>31ページをお願いいたします。</p> <p>新旧対照表によります条例の改正でございますが、第8条のですね、正規の勤務時間以外の時間における勤務の項に項目を追加しております。</p> <p>第3項として、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は規則で定める。という条文を追加しているものでございます。</p> <p>具体的に申しますと、いわゆる東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則のですね、規則について、いわゆる働き方改革等の中で、通常勤務の時間外勤務の上限時間が月45時間、年間360時間という部分に対応した部分をですね、規則において定めるものでございます。</p> <p>通常においては、先ほど申しましたが、1カ月45時間で年間360時間。</p> <p>いわゆる災害等におけるですね、特例業務につきましては、元より上限がございませんので、この分についてはですね、生きているということで、村としてもですね、この条項に基づいて、45時間以上はですね、超過勤務については、今年度の4月以降、課長会、庁議等ですね、それぞれの職員の超勤の勤務時間等を一覧表にし、把握しながら解決策等をですね、しておりまして、ここ秋口以降はですね、45時間を超える職員は、現実としてはですね、いなくなっているところでございますが、よりこの中でですね、条文に明示することによってですね、今後この45時間を超える職員を出さないということでですね、条例及び規則を制定するものと考えているところでございます。</p> <p>附則、この条項は、公布の日から施行する。以上です。</p>
日程第11	
議 長	<p>日程第11 議案第52号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 担当課長に補足説明を求めます。 総務課長</p>
総務課長	<p>32ページをお願いいたします。</p> <p>議案第52号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和元年12月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、人事院勧告に準じて、東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>33ページをお願いいたします。</p> <p>この改正につきましては、4条の構成になっております。</p> <p>第1条につきましては、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>これにつきましては、附則の中で謳っておりますが、公布の日から施行をし、平成31年4月1日から適用をする条文でございます。</p> <p>内容といたしましては、人事院勧告に基づきまして、期末手当が0.05月引き上げられております。その部分と月例給についてですね、主に若年層につきましては、月例給が最大2千円に引き上げられるということで、その条文をですね、改正いたしているところでございます。</p>

勤勉手当につきましては、33ページ、第20条、現行については100分の92.5をですね、6月と12月に2回支払うという形になっておりますが、今回の改正案につきましては、12月ですね、12月に支給する場合に、92.5ではなくて97.5、0.05月をですね、引き上げてまして支給をするという形になっております。

次が別表第1、行政職給料表でございます。

1級から6級まで、また号給につきましては1号給から、下のほうに入っているものでございますが、新旧対照表の中でアンダーラインが引いてある部分が、今回月例給について見直しと言いますか、引き上げがされている部分で、主に若年層についてですね、の引き上げがなされているところでございます。

村の職員としてですね、この職務の級の適用を受けている職員の数を補足で説明いたしますが、1級の適用を受けている職員が5名、2級が7名、3級が2名。1級、2級がいわゆる主事でございます。3級が主任主事、4級は主査及び係長ということで24名、5級は課長補佐で3名、6級が課長で9名の職員がそれぞれの級における号給をですね、の適用を受けております。

この中でアンダーラインが引いてある部分の対象となる職員数については、14名がですね、改正になる。残りの職員については、この改正はございますが、月例給については同額と言いますか、変わらないという形になっているところでございます。

39ページには医療職の給料表があります。

医療職につきましては、今年度4月から給与支払方法が変わりまして、現任の医師につきましては、県のほうからですね、支払いを受けておりますので、うちの直接この表とはリンクはいたしません、給料表についてですね、人事院勧告に基づいて、月額表をですね、変更、改正しているものでございます。

43ページをお願いいたします。

第2条、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

この条文については、令和2年4月1日に施行するものでございます。

まず11条の2、住居手当、住居手当につきましては、計算方法の基準がですね、官舎、いわゆる職員公舎等の家賃等が上がっているという段階で、民間との格差を埋めるために、この住居手当というものがあるわけでございますが、この基準額がですね、1万2千円を超える家賃から1万6千円を超える家賃、また、それを越えた部分についての計算式をですね、第2項に基づいて行っているものでございます。

東峰村職員におきましては、今、5名の方が住居手当の支給対象となっております。

この中で、例えばですね、小松団地が今2万5千円の家賃でございます。2万5千円としたときに、これまで計算式に基づきまして、住居手当は1万2千円支給がされておりました。

これはですね、新しい制度、改正案で計算をし直しますと、9千円という形で3千円減額になる。また、例えば4万8千円の家賃を支払っているとしたら、これまで住居手当として2万3,500円が支給されておりましたが、改正後は2万1,500円ということで2千円の減額になる。

計算式で分かりますけども、2万7千円の家賃を超えている方については2千円の減額、それから以降ですね、最高2万7千円の上限が2万8千円の上限に改正されておりますので、計算上6万何某を超えた分については、これまで2万7千円の上限の住居手当が2万8千円になるという形に計算上ですね、改正がされるということの条文でございます。

次に44ページをお願いいたします。

勤勉手当につきましては、先ほどの条文で、12月に支給する分を0.05月を加えて支給するという条文をですね、令和2年4月1日以降につきましては、6月、1

2月に2分の1ずつ支給するというので、100分の95を6月と12月に支給を行うという形の条文の改正となっております。

次に45ページ、第3条、東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

これも公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用の条文でございます。

これは、給与に関する特例第7条の給与月額1号給の支払金額の改正並びに4項のですね、期末手当の支給率に関する部分の規定でございますが、この特定任期付職員につきましては、東峰村では今任用している職員はございませんので、今来られている方はすべて一般の任期付職員ということで、一般の給与表のほうを適用させていただいておりますので、法律の人事院勧告の改正に基づいて条文は改正いたしますが、村としてはですね、対象となる職員はいないということでご理解いただきたいと思います。

46ページをお願いいたします。

第4条、東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

これは、令和2年の4月1日以降の分で、先ほどの特定任期付職員の期末手当の支給率をですね、また、先ほどの一般職と同様に、12月に上乗せで改正した分を、改正案においては6月、12月にですね、2回に分けて2分の1ずつに分けるという条文の改正案でございます。これも先ほどと同様、この条文の適用になる職員は、村としては現在いないということになってございます。

第5条、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

これにつきましては、成年被後見人の関係の法律改正に関係いたしまして、先ほど地方公務員法、16条については欠格事項、28条については欠格等におきます後任、免職、休職等のですね、処分に関する条文でございますが、この部分が法律の改正によりまして変わっておりますので、その引用についてですね、条文の読み替え、整理を行っているところでございます。

これについては、すべて法律改正に伴う読み替え等になっているところでございます。

49ページ、附則、施行期日等、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附則第3条については、先ほどの住居手当のですね、減額によります経過措置の条項でございます。

2、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

給与の内払、第2条、改正後の給与条例又は改正後任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

住居手当に関する経過措置、第3条、第2条の規定の施行の日の前日において、同条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例第11条の2の規定により支給されていた住居手当の月額が2千円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第11条の2の規定にかかわら

	<p>ず当該住居手当の月額に相当する額から2千円を控除した額の住居手当を支給する。</p> <p>具体的には、先ほど減額の幅がございましたが、2千円以上減額となる部分につきまして、2千円を超えた部分の金額ですね、例えば3千円減額の場合は、1千円を1年間に限り経過措置として、住居手当として支給をするというような形の条文になっております。</p> <p>ただ、途中にございましたが、住宅を借り替えた場合ですね、借り替えた場合はそのときまではその経過措置の対象になりますが、借り替えた以降については、もう減額後の適用になるということで、その条文を整理しているものでございます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
休憩	
議長	<p>10時50分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時38分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時50分)</p>
日程第12	
議長	<p>日程第12 議案第53号「東峰村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>51ページをお願いいたします。</p> <p>議案第53号「東峰村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和元年12月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、東峰村職員の旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>52ページをお願いいたします。</p> <p>新旧対照表になっておりますが、地方公務員法の、先ほどもご説明いたしました、第16条、欠格事項に係る分と第28条、免職等に係る部分のですね、条文が、成年被後見人という部分に対してはなくなっておりますので、その条文を削除をいたす分でございます。</p> <p>附則、この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>説明は、以上です。</p>
日程第13	
議長	<p>日程第13 議案第54号「東峰村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>53ページをお願いいたします。</p> <p>議案第54号「東峰村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和元年12月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、消防団員の定員確保と消防団の安定した組織運営を図るため、消防団員</p>

	<p>の定数、報酬及び費用弁償の変更並びに成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により地方公務員法の一部が改正され、公布の日から起算して6月を経過した日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>54ページをお願いいたします。</p> <p>新旧対照表でございます。</p> <p>第2条、定員に関する部分につきましては、現状の団員等の状況を鑑みまして、現行一般団員104名から一般団員89名、機能別団員、現行42名から57名で、総計としての172名をですね、維持するという形の定員の内訳の改正を行うものでございます。</p> <p>第3項、第3項につきましては、先ほどの機能別団員の42名を57名に変更する部分の条文に対応いたしまして、公務災害補償共済に加入する部分をですね、一般団員と役付の消防団員が対象となりますので、機能別消防団員の人数を控除するという条文になっておるところでございます。</p> <p>第4条、欠格事項につきましては、先ほどの成年被後見人等の法律の改正によりまして、この条例については引用ではなくて、地方公務員法第16条のですね、条文がそのまま転記されている形の条文になっておりますので、1号の成年被後見人又は被保佐人の1行の分がですね、削除されているところでございます。</p> <p>第5条の2項につきましては、先ほどの第4条の第1号が削除されたことに伴いまして、前条第1号、2号又は第4号という部分についてですね、条項が1号ずつ動いておりますので、前条第1号又は第3号という部分に適用するとき、失職するという、身分を失うという形の条文の改正になっているものでございます。</p> <p>第12条の報酬につきましては、次のページ、56ページですね、機能別の団員につきましては、現行、年額1万5千円の報酬でございましたが、報酬をですね、年額2万円に改正するものでございます。</p> <p>第13条、費用弁償につきましては、現行では、機能別消防団員については、出勤手当等の手当はですね、支給をしておりませんでした。改正において、その条文を削除するというので、機能別消防団員につきましても、それぞれの従事における手当をですね、支給するという部分に改正を行いたいというものでございます。</p> <p>附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第12条並びに第13条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
日程第14	
議長	<p>日程第14 議案第55号「村道路線の廃止について」 補足説明を担当課長に求めます。 建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>57ページ目をお願いいたします。</p> <p>議案第55号「村道路線の廃止について」 村道路線を下記のとおり廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めます。</p> <p>令和元年12月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、小石原川ダム建設事業に伴う林道江川・水浦線の付替えにより、一般通行の用に供する必要がなくなったため。</p> <p>廃止する路線、道路の種類、その他。 路線番号268と269、路線名水浦1号線、水浦2号線。 道路認定区間、水浦1号線の起点、大字小石原字アラコ1810-1、終点、大字</p>

	<p>小石原字アラコ1805-2。 水浦2号線、起点、大字小石原字アラコ1815-3、終点、大字小石原字アラコ1815-3でございます。</p> <p>補足説明としまして、別途図面を準備させていただいております。お手元に配布いたしております緑っぽい色が多いA3の図面をご覧ください。この図面のほうの説明を行います。</p> <p>こちらのほうが、小石原川が右から左に流れておりまして、小石原川ダムが、この図面の、切れておりますけれども左側のほうにあるとお思ってください。</p> <p>この図面の一番左下のほうから2点波線の黒線が右斜めのほうに向かってですね、引かれておりますけれども、こちらが朝倉市と東峰村の境でございます。</p> <p>そちらのほうの境のところですね、村道水浦1号線、村道水浦2号線と書かせていただいておりますけれども、薄い茶色がですね、旧と言いますか、今付替え国道としてですね、500号整備させていただいておりますけれども、旧路線のところは薄茶色でございます。</p> <p>薄茶色の線のところからですね、国道から上流側、下流側にですね、各々総延長58mなんですのでございますけれども、そちらの線が村道水浦1号線、2号線でございます。</p> <p>今回、当該道路につきましては、ダムの建設に伴いまして、ダム湖内に水没するということからですね、付替え林道として右岸林道としてですね、下流にまた右手側のほうにですね、ダム湖内の脇にですね、林道が整備されることから、今回村道路線の廃止ということになってございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
日程第15	
議長	<p>日程第15 議案第56号「工事請負契約の締結について」 担当課長に補足説明を求めます。 建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>58ページ目をお願いいたします。 説明の前に、1つ誤植がございましたので、そちらのほうを先に説明いたします。</p> <p>3、契約の金額でございまして、記載は5,654万円と記載しておりますけれども、5,643万円の誤りでございますので、その点1点修正のほどをお願いいたします。 それでは説明さし上げます。</p> <p>議案第56号「工事請負契約の締結について」 林道栗林線開設工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和元年12月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>契約の目的 林道栗林線開設工事 契約の方法 指名競争入札 契約の金額 5,643万円、税込みでございます。 契約の相手方 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山2327番地 有限会社伊藤建設でございます。</p> <p>工期 令和2年3月27日 工事の場所 朝倉郡東峰村大字宝珠山地内 工事の概要 道路開設工、延長282m、幅員4m、アスファルト舗装1,263㎡でございます。</p> <p>こちらもお手元にA3判で補足説明の図面をですね、準備させていただいております。そちらのほうの説明をさし上げます。</p>

	<p>右肩に工事請負契約の締結について、林道栗林線開設工事と書かれているものがございます。</p> <p>この路線につきましては、北側に林道城ヶ迫線が通っております、南側に林道栗林線が通っております。そちらの2つの路線を結んでですね、繋ぐ工事になってございます。</p> <p>延長につきましては、先ほど申しましたように282m、幅員4mの林道でございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
日程第16	
議長	<p>日程第16 議案第57号「令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）について」</p> <p>担当課長より補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>59ページをお願いいたします。</p> <p>議案第57号「令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）」</p> <p>令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,353万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億9,386万2千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債の補正」による。</p> <p>令和元年12月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>60ページをお願いいたします。</p> <p>60、61ページが第1表でございます。</p> <p>歳入につきましては、詳細につきましては、事項別の中で説明いたしたいと思っております。</p> <p>歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、村債において1億1,353万円の補正額を計上し、合計として58億9,386万2千円とするものがございます。</p> <p>歳出につきましては、総務費、民生費、保健衛生費、農林水産費、土木費、教育費、災害復旧費において、総額1億1,353万円の補正額を計上するものがございます。</p> <p>62ページをお願いします。</p> <p>第2表、地方債の補正でございます。</p> <p>今回は、災害復旧事業債が、補正前が3億1,540万円、補正後が3億2,670万円、これは、支出におきます11款災害復旧事業に係る分の災害復旧事業債でございます。</p> <p>緊急自然災害防止対策事業債、補正前3,870万円、補正後8,870万円、これにつきましては、歳出において河川費ですね、行う防災事業に充当する起債という形で補正を計上しているものがございます。</p> <p>65ページ、お願いいたします。</p> <p>歳入の事項別の明細表でございます。</p> <p>歳入につきましては、まず11款2項5目農林水産費国庫補助金20万9千円、人・農地問題解決加速化支援事業、12款2項2目民生費県補助金、子ども医療費の</p>

	<p>県補助金として25万円、4目農林水産費県補助金、農業振興対策事業として20万円、8、災害復旧費県補助金、林道施設災害復旧費県補助金として2,930万2千円、15款2項1目財政調整基金繰入金として1,956万9千円、12、施設改修等基金繰入金220万円、これは、歳出の中で住宅費のですね、改修を行う分について充当をしているものでございます。</p> <p>17款諸収入で、17款4項1目雑入、県代行林道事業に伴う補償費として50万円、18款1項9目災害復旧事業債1,130万円、12、緊急自然災害防止対策事業債5,000万円、この金額については、先ほど第2表の説明の中で説明したとおりの歳出に充てられるものでございます。</p> <p>66ページをお願いいたします。</p> <p>歳出につきましては、まず、総務課の所管の部分につきまして説明を申し上げます。</p> <p>2款1項総務管理費の中の1目一般管理費、退職手当組合負担金355万円、これにつきましては、年度中途のですね、退職者がありましたので、その部分における特別負担金ということで、年度中にですね、支払う必要が出た分について、今回増額の補正をさせていただいているものでございます。</p> <p>9目交通安全対策費、高齢者急発進防止装置設置促進事業補助金として95万円、これにつきましては、いわゆる高齢者の踏み間違えにおける急発進による事故等が、テレビやニュース等で出されております。この解決策としてですね、村として、その踏み間違えを防止する装置、車に装置を取り付けるものでございますが、これを設置した方に対しましてですね、その所有する車に対しまして、額といたしましては、非課税者においては、対象額の3分の2として上限額4万円、課税者につきましては、住民税のですね、住民税の課税者につきましては、2分の1の3万円を上限として補助金を支給するというところで、11月に事前にお知らせのチラシを配布させていただいているところでございますが、詳しい要件につきましては、再度また皆さんのほうにですね、お知らせという形で配布をさせていただきたいと思っておりますのでございます。</p> <p>次、14目電算事務費、情報系回線使用料として25万円、これは、庁舎間を繋ぐVPN回線というものがございまして、これを当初予算でちょっと計上漏れがございましたので、今回25万円という形で計上をさせていただくものでございます。</p> <p>総務課の所管につきましては、以上でございます。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>企画政策課所管の歳出についてご説明いたします。</p> <p>66ページをお願いいたします。</p> <p>2款1項28目まち・ひと・しごと創生事業費、12節の役務費5万円、これは、竹地区の農家レストラン、加工施設の営業許可申請手数料でございます。</p> <p>それから19節負担金補助及び交付金27万5千円、こちらにつきましても、同じく農家レストランの水道の加入金負担金でございます。以上です。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>同じく66ページですが、先ほどの28目まち・ひと・しごと創生事業費の中ですが、14節使用料及び賃借料ということで、これは、ウォーキングマイレージ事業に伴います計量システム等の使用料の補正で1万8千円を計上いたしております。</p> <p>3款1項3目国民健康保険基盤安定費ということで、28節繰出金、助産費繰出金ということで28万円、その他繰出金ということで、こちらは村負担分ということになります。合計の42万円の繰出金を補正いたしております。</p> <p>7目障害者福祉費、14節使用料及び賃借料16万2千円、障害福祉サービスの管理システムにつきまして、これは消費税の関係で若干不足が生じますので、16万2</p>

	<p>千円を計上いたしております。</p> <p>20節扶助費です。障害者自立支援給付費、それから自立支援医療費、療養介護医療費ということで、それぞれ医療に係る分で、合計315万円を計上いたしております。</p> <p>続きまして、3款2項1目児童福祉費で20節扶助費です。</p> <p>扶助費といたしまして、村単独事業分、扶助費といたしまして50万円、同じく扶助費、村単独事業分といたしまして50万円、合計の100万円を計上いたしております。</p> <p>次の67ページをお願いいたします。</p> <p>4款1項7目保健対策総務費の9節旅費です。</p> <p>若干普通旅費が1万2千円ほど不足いたしますので、今回補正をさせていただきたいということで計上いたしております。</p> <p>保健福祉課分につきましては、以上でございます。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>6款1項4目の農業振興対策費でございます。</p> <p>8節の報償費と旅費ということで、現在、集落営農を考える取り組みを実施しておりますが、それにつきまして、国、県のソフト事業に該当するというので、今回講師謝金に40万、講師の旅費として10万円、以上を補正するものでございます。以上です。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>67ページ目をお願いいたします。</p> <p>6款農林水産費、5目林道施設費でございます。</p> <p>22節補償補填及び賠償金として50万円計上しております。先ほど総務課長のほうから歳入で説明がありますけれども、県代行業業であります林道五駄・土師山線に係る立木補償費として計上させていただいております。</p> <p>同じく67ページ目、8款土木費、1目河川費でございます。こちらにつきましては、今年度8月の雨で被災を受け、住居、村道等に被害が出ました古城原川並びに紙屋紙谷川並びに東川のほうの費用として見込んでおります。</p> <p>13節委託料600万円につきましては、古城原川、紙屋紙谷川の測量設計費用でございます。</p> <p>工事請負費4,200万円につきましては、村有河川改修工事としまして、古城原川と紙屋紙谷川で見込んでおります。</p> <p>河川小規模工事費として200万円、こちらにつきましては、東川として見込んでおります。</p> <p>引き続き8款土木費、1目住宅費でございます。</p> <p>15節工事請負費220万円でございます。こちらにつきましては、大肥川の改良に伴いまして、JR側に付け替えられました村道宝珠山・停車場線との施設村道との接続工事を行うことに合わせまして、今回の接続工事箇所位置し、移設が必要な延田団地の合併浄化槽につきまして、この工事のタイミングにあわせ施設更新も含めた中で必要となります整備費用220万円を計上しているものでございます。</p> <p>こちらにつきましても、補足説明資料を1枚A4判で付けさせていただいております。</p> <p>A4横でございます。</p> <p>タイトル「村道宝珠山・停車場線の接続について」という資料でございます。</p> <p>①のほうでございますけれども、左側のほうに、左上のほうにですね、宝珠山駅がございまして、延田橋を書かせていただいております。大肥川が右から左側に流れており</p>

	<p>ます。緑色で図示しているところが、既に今付替え済みであります村道宝珠山・停車場線でございます、ブルーの青い枠でですね、延田団地が記してございます。</p> <p>裏のページをご覧ください。現状の写真を示しております。</p> <p>写真の説明からいたしますけども、右上が既設村道でございます。川沿いに走ってございます。左下の写真がJR側に付け替えられた村道でございます。</p> <p>下の写真の真ん中がですね、付替え村道と既設村道の接続部における浄化槽との位置関係と記しておりますけども、一番右下の写真を見ていただきたいんですけども、こちらのほうに伐期で使うですね、黒いものがありますけど、こちらの位置にですね、合併浄化槽がございます。</p> <p>こちらのほうにつきまして、この付替工事につきましては、当初予算でいただいておりますんですけども、そのときの合わせましてですね、今回合併浄化槽の施設の更新を行いたいということで、予算を計上させていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>68ページをお開けいただきたいと思います。</p> <p>11款災害復旧費、1項4目林道施設災害復旧費、補正の額5,195万円。財源の内訳といたしまして、県補助金のほうより2,930万2千円、地方債1,130万円、災害復旧事業債でございます。一般財源1,134万8千円。</p> <p>こちらにつきましては、令和元年災でありまして、第2大日福井線と、全部で6路線、10カ所の被災を受けておりまして、これに係ります実施設計に、委託料2,500万円、それから工事請負費2,695万円を計上させていただいております。</p> <p>一部9月の補正の折に予算の計上をさせていただいておりましたが、不足分と実施設計分等を含んだものの計上でございます。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>67ページをお願いいたします。</p> <p>10款教育費、教育総務費、7、スクールバス運営管理費、委託料の14万2千円ですが、10月からの消費税10%に伴う増税分が不足をしたための補正です。</p> <p>68ページをお願いいたします。</p> <p>9目学校支援地域本部事業費、賃金32万6千円、この分につきましては、学校支援地域本部事業の学習支援の費用でございます。昨年は夏休みに6回、9月から週2回の学習支援を行っておりましたが、今年度からは7月から週4日の学習支援を行っておりますので、その分の賃金の補正をさせていただいております。</p> <p>教育費、文化財費、2目文化財事業費7万5千円につきましては、岩屋神社の小規模改修、屋根の改修の補助金です。今年の台風の影響により被害を受けましたので、改修費用を一部村が補助するものでございます。以上です。</p>
日程第17	
議長	<p>日程第17 議案第58号「令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>69ページをお願いいたします。</p> <p>議案第58号「令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）」</p> <p>令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。</p> <p>既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,166万6千円を追加し、歳入</p>

	<p>歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,534万円とする。</p> <p>2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和元年12月10日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>70ページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。</p> <p>6款県支出金、1項県補助金、補正額が5,124万6千円。</p> <p>10款繰入金、1項他会計繰入金ということで、こちらは一般会計からの繰入金になります。42万円。</p> <p>歳入合計、補正額が5,166万6千円で、計の3億7,534万円です。</p> <p>次の71ページをお願いいたします。</p> <p>歳出になります。</p> <p>1款保険給付費、1項療養諸費といたしまして、補正額4,037万円、2項高額療養費、補正額1,087万6千円、4項出産育児諸費、補正額42万円、合計の5,166万6千円です。合計3億7,534万円となります。</p> <p>74ページをお願いいたします。</p> <p>まず、歳入につきましてでございますが、6款1項1目保険給付費等交付金ということで、補正額5,124万6千円、1節普通交付金、こちらは県からの普通交付金で5,124万6千円です。</p> <p>10款1項1目一般会計繰入金ということで、4節出産育児一時金等繰入金28万円、それから8節その他一般会計繰入金ということで14万円になります。</p> <p>75ページをお願いいたします。</p> <p>歳出になります。</p> <p>2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額が3,983万7千円です。19節負担金補助及び交付金ということで3,983万7千円。</p> <p>3目一般被保険者療養費、補正額53万3千円、19節負担金補助及び交付金ということで53万3千円です。</p> <p>2款2項1目一般被保険者高額療養費、補正額1,087万6千円、19節負担金補助及び交付金ということで、1,087万6千円です。</p> <p>2款4項1目出産育児一時金ということで、19節負担金補助及び交付金42万円、出産一時金、これは1名分になりますが、42万円ということで、補正を今回計上いたしております。以上でございます。</p>
休 憩	
議 長	<p>11時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時23分)</p>

再 開 議 長	休憩前に引き続き、再開いたします。 (11時31分)
日程第5 議 長	日程第5 一般質問を行います。 一般質問は、7名の議員より提出されております。 なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含め持ち時間は60分以内となっております。 通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。 答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。 それでは、質問に入ります。 2番 梶原光春議員の質問を認めます。 2番 梶原光春議員
2 番	それでは、通告に従い質問をさせていただきます。 まず、最初に、役職や会議の縮小について、をお尋ねいたします。 村内には、多くの行政の代わりに役職を務めておられる方々がおられます。 まず、区長、公民館長、あと小組合長ですね。それから、農協関係であれば営農推進委員とかいろんなのがございます。 その他集落単位では、神社それからお寺、そういったもの、それから中山間地の役員とか、いろんなものが重なっておりますが、これはもう前々から、現在の高齢化率が、今まだ50%はある、65歳以上の高齢者の方が50%は超えていないと思えますが、おそらく来年か再来年にはもうそうなる。 そうしますと、会議等夜の部分ですね、やはり遠いところを夜中に軽トラや乗用車でもあれですけども、運転してくることが難しくなってくる。 ですから各地区において、確かに職を合併しているところもありますけども、これは早晚ですね、そういう改革をして、そして縮小しないと成り立たないようになってくると思うんですよ。 ちなみに私どもの竹地区の中組というところに私はおりますが、21の職がございまして。これは、女性の方も含めてですね。その辺の縮小の考え、改善の考えをお尋ね申し上げます。
議 長	村長
村 長	議員ご質問のとおりですね、本村も高齢化それから独居老人等の増加によりまして、各地区におかれましても委員の選出には苦勞しているということにつきましては、区長会等ですね、議論の中でも存じているところであります。 先ほど議員言われましたように、本村におきましても、地区の皆さんで代表する組織が、区長、連絡員、それから農事組合長や交通安全協会委員、水道、道路委員、公民館三役、また、中山間地直接支払制度の役員等々ですね、多くの役職があります。 その役員にもそれぞれのことにつきましても、必要な役職でありますので、削減はできないというのが現状であります。 執行部といたしましても、会議や配布物などの回数は減らしたりはしているんですけども、それぞれの負担を軽減するという努力は行っておりますが、なかなか必要などころは減ってないというところであります。 そういった中で、区長会でも集落のですね、再編をいたしております。2地区、奥畑それから戸有などが合併をいたしましたけれども、1地区の戸有は、再度また元に戻すというようなことありまして、なかなかその合併というのも容易には進まないのが現状であります。

	<p>先ほども言いましたように、単にですね、役職とか会議を少なくするだけでは、改善、そういったことは言えないと思っております。</p> <p>現区長会におきまして、1つの解決策として、地域コミュニティ協議会の設立について、協議を行っているところであります。</p> <p>このことを踏まえまして、視察研修といたしまして、昨年は鹿児島県薩摩川内市祁答院というところのコミュニティ、それから今年におきましては、長崎県野母崎のコミュニティ協議会の視察等を行っております。</p> <p>この2つの協議会の必要性や設立に向けての取り組みの課題等を、研修をさせていただいたわけでございますけれども、村といたしましても、協議会の設立には、制度や組織の内容を十分検討する必要があると思われまので、議員言われている課題に関しましては、大きな解決策となるのではないかと考えております。</p> <p>村といたしましても、今、役職や会議の縮小等についてはですね、対応策を練っているというところでありますので、ご理解をお願いしたいと思っております。</p>
議 長	2番 梶原光春議員
2 番	<p>確かに、そういうふうには少しずつではあるけれども、やっていかなきゃいけないという行政側の返答であります。</p> <p>実は、今度の水害によってですね、多くの方が集落を離れられました。特に屋椎の方たちが一番多いんですが。私どももそうですけども、もう危ないから子どもさんのところに行ったという方もおられるわけですね。</p> <p>それによって、今年になって私の中組のほうは、2名の高齢の女性の方ですけども、小組合長はできないということになられたわけですね。そういう申し出がありました。それはもうしょうがないということですね。もちろん私たちも年を取りますので、いつまでできるかは別にしましてもですね。</p> <p>やはりこのことはですね、この水害によって加速されたように思います。</p> <p>ですから、例えば小組合長だけに限って言えば、配布物を少なくするというです。全部が全部十何枚と、毎月15日若しくは16日に配られてきますけれども、非常に多いと。</p> <p>もちろん見る方もおられるでしょうけれども、ほとんどの場合が、「あっ」と一見して、あとはもうごみ箱行きというのがほとんどですね。</p> <p>ですから、必要あるかなというのが1つと、それと東峰テレビでですね、朝の7時には案内がありますね。東峰テレビでこう言われます。それも朝2回ほど言われます。夜中もそうですね、9時ごろ言われるという。</p> <p>本来東峰テレビは、そういう配布物をなくすためにつくられたものです。たぶんご存じなからうと思えます。皆さんはですね。</p> <p>そこで東峰テレビに行事の通達やら、そういうのをしますよということなんですけども、そういったですね、本来の目的に立ち返って、東峰テレビはそういうことを使えるのが筋じゃないかと思えます。</p> <p>ですからまず、これは前一度私質問したけども、配布物を少なく、それから回数を少なく、会議を少なくすることをですね、これは私じゃなく皆さんから出ている話なんですね。</p> <p>もう非常に会議等が多すぎるとですね、ほとんどの方がボランティアで出てこられています。そのことにどうのこうのはないけども、あまりに多すぎることが出ております。どこの集落に行っても聞きます。</p> <p>ですからその辺のことはですね、早急に行わないと、これからの高齢化社会がですね、崩壊していくんじゃないかと思えますけど、もう一度その辺のことを村長にお尋ね申し上げます。</p>

議 長	村 長	村長
議 長	村 長	<p>まず、配布物が多いというお話と、それから、東峰テレビ等の関係でございますけれども、確かに配布物もですね、不要なものは配ってないと思っております。</p> <p>ただ、東峰テレビ等も見ておられない方もおられますので、そういったところはだぶるかと思いますが、現状は維持をしていきたいと思っております。</p> <p>それと、やはり会議が多いということでございますけれども、確かにこの災害後、やはり復興会議とかいろんな形でですね、この災害に関連した会議等もずいぶん増えているというのは承知をしております。</p> <p>そういった中で、議員が懸念をされております集落なり地域を、どう維持していくのか、また活性化していくのか、そういったことにつきまして、先ほど申し上げましたように、これはもう大きな括りの中ですね、対応をしないと、やっていけないという認識は私も持っております。</p> <p>したがって、これはまだ決まったことではございませんが、例えば大字単位程度ですね、地域コミュニティを、したがって、4つになりますか、そういったところに地域コミュニティをつくって、そしてそこには会長さん、それから、事務的には役場の職員等もですね、常時配置した中でやっていけるのではないかと、今、考えているところであります。</p> <p>具体化になりますと、また、議会のほうにもお諮りをいたしまして、実施していきたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、私も現状では、集落それから地域、そういったところの活性化等は図れないというのは、議員と同じ気持ちであります。</p>
議 長	2 番	2番 梶原光春議員
議 長	2 番	<p>1日も早くですね、そういった取り組みを進めていただきたいと思っております。</p> <p>では、次の質問にまいります。</p> <p>災害復旧事業の見通しですが、今ですね、わが村内において、非常に工事がですね、頻繁に行われております。ダンプ等も非常に数が多く行き交っておるわけですけども。</p> <p>こういうふうに着工したところはですね、皆さんの、例えば農地は別にして、河川等は、着工したところはみんな一時的に安心するわけですね。ああ、もうできるなど、あと半年経てばでき上がるなどという見通しが立つわけですね。</p> <p>問題は着工してないところですよ。今年で3年目です。あと2年ぐらいでできるんだらうかと。災害が起きてから5年経って果たしてできるんだらうかという不安のですね、気持ちのほうはものすごく大きい。</p> <p>じゃあ、いつになるのかということ、私どものほうに聞いてくるわけですけども、県に問い合わせ、特に河川関係は県に問い合わせ聞くわけですけども、これが見通しさえ立てばですね、農業の耕作意欲もわくだろうと思うんですよ。</p> <p>これが見通しが立たないとなるとですね、もうやめようかと。一旦やめたら気持ちというのはなかなか元に戻りません。</p> <p>現在の着工若しくは入札が終わったことは別にして、本年度、令和元年度にですね、入札が行われることは除いてですね、河川と建設省の管轄の河川と、それからそれに付随する村の農地ですね、復旧の着工時期、それを各箇所ごとにお示しいただきたい。</p>
議 長	村 長	村長
議 長	村 長	<p>今回の豪雨災害の改修等につきましては、地域の皆様方のご協力のもと、確実に一歩一歩は進んでいるところであります。これにつきましては、村民の方々にご協力、またご支援等に対しては、心から御礼を申し上げたいと思っております。</p>

	<p>す。</p> <p>議員が先ほどから言われておりますように、1日でも早く災害復旧は成し遂げたい。それが常々言っております、災害復旧を最優先として取り組んでいきますということは、村民の皆様方にもお知らせをしているところでもありますけれども、なかなか工事箇所等が多い、それから業者さんが少ない。そういった中で、発注としては結構上がっているんですがございますけれども、実質的な完成というのは、まだまだ40%にも満たしていないというのが現状であります。</p> <p>議員お尋ねの、事業等の見通しについてはですね、災害対策室長のほうから答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、特に農地等につきましては、河川とか道路とか、そういったところの改修が終わった後になるのが多々ありますので、その点につきましても、村民の皆様方には今後ともご理解とご支援をお願いしたいと思っております。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>ご質問の、県の関係もございますが、まずもって村の所管の災害復旧状況を説明させていただきます。</p> <p>事前に配布のグラフをですね、ご覧いただきたいと思っております。</p> <p>このグラフは月ごとにですね、査定件数それから発注率というようなことでありますので、これはまたご覧いただきたいと思っておりますが、これを横のほうにですね、めくっていただきまして、縦長の道路、河川、橋梁、公共災関係でございますけれども、公共災で未着手と言いますか、未発注の部分が4件ございます。</p> <p>右側にですね、赤点と色付けをした箇所とございまして、屋椎橋、伊王寺橋、中尾橋、それから大行司付近になりますけど、中崎・前田線という道路になります。</p> <p>右上から2つ目の伊王寺橋につきましては、今年度中の年明け2月ごろ発注を予定させていただいております。</p> <p>その他の3カ所につきましては、県河川、それから砂防等の関係がございますので、これは県に委託して復旧をしていただくというふうなことが、協議を進めておるところでございます。</p> <p>ですので、屋椎は少し時間がかかると思っておりますが、中尾、中崎・前田線、こちらのほうはですね、県のほうに進めていただくというふうになっております。</p> <p>それから、今度は1つ戻りまして、横長のですね、この白黒の農災というふうに書いております。</p> <p>農地・農業用施設災害復旧状況、査定件数といたしましては、210カ所ということで今日まで来ております。</p> <p>②の廃工というふうにあります。17件でございますが、これは河川の拡幅が主でございますけど、それとあと自力復旧等によりましてですね、この災害復旧から除外した箇所が17カ所ございまして、③の現時点での査定件数は、193件というふうにしております。</p> <p>④の49件は、30年度中に完成した件数、発注済が79件、元年度までに発注した件数ですね。それから、⑥が今年度中に発注予定の23件というふうになりますと、これを全部合わせますと151件の78.2%の発注率を目指しているところがございます。</p> <p>それから、⑦の42件、これは県事業の治山、河川、砂防等と隣接した箇所でございます。こちらが他事業関連ということで、それが令和2年度以降の発注になるかと思っております。</p> <p>この資料の一番最後のページ、縦長のもので、これは農災の農地というふうに書いております。この赤い部分がですね、未発注部分でございます。小石原はすべて発注</p>

	<p>しておりますので、表記がございません。</p> <p>大字宝珠山、大字小石原、鼓、大字福井ということで、この赤い部分が未着手でございます。これらがですね、先ほどの表のとおりでございますけれども、他の事業との関連ノ42件以外は、今年度中の発注を目指しておるところでございます。</p> <p>また、個別につきましてはですね、またお尋ねをいただきたいというふうに思います。</p> <p>それから、県河川の関係でございますけれども、原形復旧の部分につきましては、今年度を目途にですね、大体発注が進められておるかと思えます。</p> <p>改良区間、それから、例えば下郷橋の架け替えですね、それが完了しますと、猿喰橋の架け替えというようなことがございまして、この改良系の部分につきましては、令和3年度までが基本的なところでございますので、その3年度終わった時点で農地災害復旧に着手し、令和4年度以降になる農地もあるというふうに聞いております。</p> <p>県関係につきましてはですね、詳細には答えかねますが、状況に応じてはですね、またお問い合わせいただければ、個々に確認していきたいというふうに思います。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>そうしますとですね、この地図を見ると、一番多いのが大字宝珠山ですね、38カ所というふうになっていますが、これは、県のほうには尋ねたんですか。なぜ、ここが一番多く残っているかということは尋ねられたんですか。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>こちらにつきましては7件、残りが31件ということでございますが、阿弥陀堂橋上流付近は、もう発注の準備を進めておるところでございます。</p> <p>それから、阿弥陀堂橋から掛橋橋、それから掛橋橋から長田橋等につきましては、もう発注済でありますので、それらの部分が完了していけばですね、進められるかなと思えます。</p> <p>ただ、阿弥陀堂橋のところはいぜきの関係がございまして、それはまだ先の発注になろうかということでございます。</p> <p>それから、あとは本迫川に関連部分というようなことで、大字宝珠山地区が少し多く残っているように思われます。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>分かりました。県の発注の関係は分かった。</p> <p>そうしますと、先ほど災害対策室長が答えられたように、令和4年度、5年度までかかるかもしれないということですね、農地のほうはですね。そういう認識でよろしいですね。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	基本が令和3年度ということでございますので、それ以降にかかるところは、そういう想定がなされると思われます。
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>そうしますと、それが終わってからですね、自力復旧でせないかん部分がかかり出てきているわけですね。実際には査定に上がってない、だけど、これは、これから村のほうにはもう待てないということですね、自力復旧の部分がこれから出てくると思えます。</p> <p>小さい河川とか、金額的には大したことはないからですね、箇所が多かろうと思えます。それは、まだそのまま自力復旧の予算は、4年、5年ともしかかった場合には、それは対象とするお考えがありますか。</p>
議長	村長
村長	それは対象としていきたいと思っております。

議 長	2番 梶原光春議員
2 番	<p>分かりました。それを聞いて、少し皆さんも安心するんじゃないかと思います。続きましてですね、日田彦山線復旧について、これは9月に質問したからですね、その後の動きとか、そういうものがあったら教えていただきたいと思います。</p> <p>今、一番ですね、我々村民が一番関心じゃなくてからですね、一番気に病むこと、それは災害の河川、農地の復旧、それとJRであります。これが第一でございます。どなたに聞いてもそうおっしゃる。</p> <p>ですから、今、非常にJRの鉄道での復旧を求める意見書及び署名、非常に会のほうで、民間のほうで一生懸命頑張っておられています。涙ぐましいほどの努力をですね、署名を集めて、先日も8千名の署名をもって県に行っているということです。</p> <p>ですから、9月以降のですね、動きがあったかどうか、その1点のみお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この日田彦山線復旧につきましては、日田彦山線の完全復旧を求める会の皆さん方を中心にですね、村民の方、非常にご支援それから、先ほど議員言われましたように、8千名余りの署名等を取って、12月の3日の日には、栗原県議会議長、それから知事のほうにですね、要請書を提出したところであります。</p> <p>非常に行政の後押しと言いますか、一緒になってやっていることにつきましては、本当に感謝を申し上げたいと思っていますところでは。</p> <p>9月以降ということでございますけれども、被災をいたしました添田町、東峰村、日田市にJRのほうからそれぞれ説明会が開催されております。東峰村では10月の2日の日に開催をされまして、その時の状況につきましては、添田、日田と以上ですね、11時10分ほどまで議論をさせていただいたところでもあります。</p> <p>また、その時点でのアンケートにつきましても、98%の方が鉄道での復旧、負担なしでの復旧ということでありました。</p> <p>当然、添田、日田におかれましても、約8割の方が鉄道での復旧というところに、アンケートではなっているところでは。</p> <p>そういった中で、今月2日から開催をされております県議会につきましても、日田彦山線問題については、議題としてですね、やっていただくように県議会のほうにも要請をしているところでもあります。</p> <p>村といたしましても、今後とも日田彦山線の完全復旧を求める会と歩調を合わせてですね、このJR日田彦山線、継続的な運行の費用の負担なしでの鉄道の復旧というのは、全力を挙げて取り組んでいきたいと思っていますところでは。</p>
議 長	2番 梶原光春議員
2 番	<p>分かりました。よろしくお願ひします。</p> <p>私たちは特別なことをですね、災害によって望んでいるわけではありません。鉄道が元通りに走れること、それから農地が元のように耕作できるようになること、たった2点ですね、そんなに難しい何かをしてくださいとか、そういうことではありません。そのことだけは申し述べておきます。</p> <p>最後にですね、アフガニスタンで亡くなられた中村先生の、凶弾に倒れられた中村先生の功績に対して弔意を表し、私の質問を終わります。以上です。</p>
休 憩	
議 長	<p>13時まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(12時01分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(13時00分)</p>

議 長	4番 泉 守議員の質問を認めます。 4番 泉 守議員
4 番	私は、建設業者への入札後の問題について、お尋ねをいたしたいと思います。 まず、この入札をした後、いろいろ工事に集落に入ると思うわけですが、その中で住民の問題あるいは工事等の問題も含めてですね、この点につきましては、業者に対してどのようにご指導されておるか、お伺いをしたいと思います。
議 長	村長
村 長	住民あたりにですね、どのような説明等を行っているかということでございますけれども。 まずもって村の基本姿勢といたしましては、安心・安全な村づくりを推進していくためにですね、災害復旧をはじめ各地区からの要望等につきましては、いろいろな工事等をやっているのが現状であります。 そういった中で、今回の災害復旧工事、午前中の質問にもありましたように、ダンプ等が非常に多く走っておりますし、いろいろ住民の方々にはご迷惑等もおかけをしているところでありますが、村発注等の工事につきましては、工事の着工前にですね、区長さんとまず相談をさせていただいて、そしてご意見をいただきながら、必要に応じて、現場に隣接をしている住居の方々とか、そういったところには運搬ルート等も含めまして、ご説明をさせていただいています。 当然、チラシ等もですね、配らせていただいているということでありまして、円滑な工事が実施できるようにご理解をいただきながら、現在進めているところであります。
議 長	4番 泉 守議員
4 番	あるところでは、今、村長がお答えをいたしましたように、しておるかも分かりません。 しかしながら、今、私の地域では、天ヶ谷という工事をですね、ある業者が取りまして、仕事を始めたわけですが、私のところにね、ちょっとごあいさつに、こうして仕事を取りましたから仕事をさせていただきますと、というような話だけやったんですね。 いろいろ私が言って、看板も立ててもらったけどですね、この看板もですね、工事の車じゃなく住民の車を優先しますとかいうことでありましてですね、全くですね、この工事車が優先です。 私は姫路のところの会社におったんですが、その会社が言うにはね、私もダンプの運転手をしておりました。地元の車を見たら止まりなさいと、そして地元の車が行って、行きなさいというのが地元優先ですよ。 地元の優先と言いながら、ダンプはどんどん入ってくる。いつ突き当たるか分からない。こういうような今の現状でございました。 このことについてはですね、女の人あるいは私ども、車が通らないと思っておりますから、日ごろ車が通らないから、カーブとか、昨日も1mぐらいになって突っかかる寸前であったね。トレーラーが入って、ショベルを積んで、ぐるっとカーブを回ったときには。私は左側をいきよったんですけど、おっとしたときに1mぐらい、もう突き当たる寸前という。 ですから、このようにですね、今、先ほど村長がご答弁いただきましたけど、こういったことでね、果たして今、言葉が適用するかというようなことについては、私は不満に思っていますが、ぜひともこれから先はですね、なお一層入札後についての考え方も変えましてですね、看板等を立て、そしてやっぱり地元の車を優先させていくというような業者に指導していただけますか。

議長	村長
村長	<p>泉議員の言われることは、もう重々私も体験をしております。</p> <p>これにつきましては、朝倉県土事務所のほうにもですね、村役場等で来られたときには、そういった注意を申し上げておりますし、何を置きましても、地元車優先、このことについては、しっかりとお願いしたいという話はしております。</p> <p>しかしながら、やはり私もそういう目には遭っておりますけれども、なかなかダンプの数が多すぎましてですね、その辺りまで本当に浸透しているのかというのは、私自身もちょっと疑問を持っているところでありますけれども、再度この議会の場所で、そういった質問が出たという形で、県土整備事務所のほうにはですね、報告をさせていただきます、改善を要請したいと思っております。</p>
議長	4番 泉 守議員
4番	<p>ぜひともですね、こういったことについては、事故のないように、ぜひとも村長にお願いをして、次に行かせてもらいますけどですね。</p> <p>あるですね、女性の方から私に電話かありまして、ちょうど佐々木議長の自宅のところから駅のところですね。駅のところまで、あそこを走っておったところが、大きな石が落ちたと。その石に、その女の人が乗上げたということで、車の下が大破したということが、この前、20日ぐらい前に起きたわけです。言うならばですね、工事現場ですね、工事現場です。</p> <p>そしてですね、日田のほうから大行司のほうに来ておった車がですね、たまたま筑豊の車がですね、駅から出てきよるから待ったと。そして、その駅のほうから車のですね、車の駅を周ったときに意思を落としていったというんですね。</p> <p>だからですね、この駅から出てくる、国道に出てくる業者というのは、今、どこの業者がやっていますか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	宝珠山駅側からだ認識しておりますけども、宝珠山駅側から延田橋を通る施工業者につきましては、11月末日で2社と伺っております。
議長	4番 泉 守議員
4番	<p>私はね、不思議に思うんですがね。</p> <p>そういった電話をいただきましたので、現場のほうに行ってみたんですけどね、宝珠山の駅ですね、駅のほうの川の向こう、川の向こうはですね、まさに手を上げたところで上ってきている、車がね、車が上ってきておる。</p> <p>そうしますとね、車に、4t車ぐらいの車に積んでもね、下トタンですか、その車に乗れば後ろにがぁーと来るんですよ。後ろに荷が。そして、宝珠山の駅のほうに通って、宝珠山駅の橋を渡っている。キューっと1mぐらいは柵がしとるから、ほとんど曲がる角はないですね。4t車のバァーッとハンドル切らないかん。荷崩れをしたところにキューッと右に曲がる。そのときに石が落ちたと、僕はこう思うんです。</p> <p>だから、建設課長に聞きますけどね、川の石やったんですか、掘削した石やったんですか、見ればすぐ分かるんですか、どうですか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	どこから発生した石かは、断定はできませんでした。 どこの石かどうかの断定はしておりません。
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>当該地点においては、村の発注工事は行われておりませんで、その時点で朝倉県土整備事務所のほうにはですね、そういった事象が起きているという話は相談させていただきました。</p> <p>今、その石がどの石かということに対して、村としては、所見は持ってありません。</p>

議長	4番 泉 守議員
4番	<p>今言われるように、筑豊の車が駅の橋の前で待ったわけです。車が出てきているから。女性の車はこっちから下りよった。</p> <p>そして、駅から曲がったときに、石を落としたですよということを、筑豊の人が言うんです。女の人にですね。</p> <p>だから、駅から来た車が石を落としたから、石を落としたから、役場に電話をしないでね、役場に言わないかんですよという、女性に言われた。</p> <p>だから、役場に電話したら、役場からですね、2人来ました。誰と誰が来ました。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	建設水道課職員、私の部下がまいりました。
議長	4番 泉 守議員
4番	<p>議長ね、誠に恐れ入りますが、この石を見とるんですよ。電話して2人来たからですね。その石を見とるです。</p> <p>その石がですね、一般的に落ちとるか、その掘削した石かはですね、素人でも見れば分かるんですね。</p> <p>どうやったか、本人たち呼んで聞くことはできませんか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	その写真等もですね、私は見せていただいております。報告は受けておりますので、その点をご理解いただければと思います。
議長	4番 泉 守議員
4番	<p>全くですね、私の聞いた話ではですね、掘削した石ですよ。</p> <p>道路はどこでも通っておりますけど、したのは向こさい持って行っているんですよ。駅から出てくる車はですね、2社ぐらいしかないと思うんですよ。1社は全然当たってないというんですよ、掘ってないと。掘削のコンクリかなんかの白い石でから、落ちたところを見たら、粉が落ちとるぐらいあったんですよ、僕が行ったときにですね。</p> <p>ですから、やはりですね、こういったことがですね、あつてはならないと思います。</p> <p>もしですね、女の方は、まっすぐ行くときは意思はなかったと言うんですね。なんかの際に、ちょっとしたときに石が落ちた。あと2、3秒ですね、2、3秒もしですね、早かったらですね、車の屋根に落ちかかっております。そしたらはっきり分かっているんですね、どこが落ちたと。</p> <p>幸いにしてですね、その石が来る前に落ちたと。トラックから落ちたと言っているんですよ、筑豊の車の人は。</p> <p>それは言った人、だから役場の人2人来てもらってですね、石も確認している。それでもですね、何ら具体的に返事はないんです。そして、土木事務所ですね、パトロールがあった。そこに何人もおったんですよ。落ちたところの現場は5、6人おったんですよ。そして気が付かないというんです。</p> <p>だから回ったときに瞬間に落ちてる。以前に落ちとれば事前に拾うと思いますよ。偶然にパッと来て落ちたというふうにはしか考えられない。そして、掘削している石だと、ね。</p> <p>そして、もししたらですね、もう危機一髪のですね、命さえ危ない問題じゃないかと思いますが、そう建設課長、思いません。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	道路の落下物につきましては、そのようなことが起きますことを避けるために、日々道路パトロールなりをですね、されていると伺っているところでございます。
議長	4番 泉 守議員

4 番	<p>課長あたりにとやかく僕は言うつもりは、村長にもね、何やら文句言っているつもりじゃないんです。</p> <p>やっぱりそういうことがですね、行われているんですね、実は。</p> <p>そして、土木事務所にですね、パトロール課に私電話しました。</p> <p>そしたらですね、ここにも書いておるようにね、あなたがそこがね、コンクリで落としたというならね、そこのコンクリを落としたところに行っただけ、交渉してお金を貰わんですか、と言われたんです。</p> <p>私は、女性の方もお金をくれとか、そんなことは言ってないですよ。</p> <p>例えばそういった、大体具体的にですね、99%どこか掘削した石から見て、どこが落としたんだらうということを99%分かると思います。</p> <p>それをどこに石を捨てたのか、僕は分かりませんがね、見てもらえば分かりますけどね、それは役場からも2人行っとなら分かると思うんですね。</p> <p>そして、やはりそういったときにですね、99%あればですね、課長にしてもね、土木事務所の人にしてもね、一応お宅が危険性、こういうことがあったけど、幸いにして車の故障ぐらいでいいけど、断りなりね、行ってもらえんかと。うちかもしれんけど、こういう私どもの近くの現場であったから、二度とこういうことをせんから、しないごと気をつけますからね、これで私もよかったけん断りを一言言えばですね、何にもないですよ。</p> <p>土木事務所の、あんたが行って金貰いなさいとか、そんなことが適切な言葉であろうかと思いますが、建設課長、どう思いますか。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>実際にその発言がですね、なされた場合、村は同席していないので、ちょっと発言の趣旨は分かりかねるところでございますけども、工事監督の立場であります県土整備事務所のほうからですね、業者サイドのほうに事実関係の確認をされた上でですね、相談された方にですね、お伝えしてもよかったですんじゃないかとは思っております。</p>
議 長	4 番 泉 守議員
4 番	<p>今ですね、建設課長に言うようにね、建設課長も私がお話したときには、業者にもこういうことがありましたということは、伝えておりますと、ね。土木事務所も、こういうことがあっておりますということを伝えております。</p> <p>問題は石ですよ。石じゃないんですよ、掘削している石と同じと分かるでしょう。出てきた車は宝珠山におらんでしょう。</p> <p>やはりね、こういうことについての業者はですね、やっぱり徹底的に入札を指名したらいけないと思いますよね。村長。</p> <p>村長の立場としていろいろ苦しいかと思いますがね、こういうね、まさにでたらめなことの業者をね、入札をしたらいかんと思いますよ。</p> <p>村長、どう思いますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>村といたしましても、工事は相当発注しております。</p> <p>また、今のお話を伺いますと、村発注の工事じゃなくて県発注の工事じゃないかなとは思っております。</p> <p>ただ、泉議員が申されますように、事が起きた段階においてですね、やはり対応の仕方、これが非常に私自身不備であったなと思っております。</p> <p>この件につきましては、再度建設水道課長と打ち合わせをいたしまして、県のほうと打ち合わせを行いまして、また、結果のご報告等はですね、させていただきたいと思っております。</p>

	何を言いましても、安心・安全な工事を実施すると言いますのは、一番大事なところでありますので、今後そういったことがあってもですね、対応のほうはきちりとやはりしていく、それが大事じゃないかと思っておりますので、またご報告等をですね、申し上げさせていただきたいと思っております。
議 長	4 番 泉 守議員
4 番	<p>私もね、やっぱり今回の件ですね、その女性の方、もういいですと、いいですと、金も払いましたというようなことで言われておるんですよ。</p> <p>でもね、やっぱり私としてそういうことを、村長なり課長さんなり、十分やっぱり議会で聞きたいというふうに思っております。</p> <p>元々ですね、やっぱり東峰村のね、この職員はですね、特に建設業者の担当する職員はですね、私から見たら失礼ですけどね、業者からなめられとるといふか、言葉の言うなら、なめられとる。職員の言うことを聞くような業者はおらん。それをやっぱり変えていかないかんですよ。</p> <p>村長、やっぱり村の職員でも担当者が行ったら、ピリッとするようにね、それを変えていかないかん。そうしなきゃこういう問題はね、建設課長もね、やっぱり私がもう建設課長に大きな声でね、言いましたから、建設課長も心配されて、この辺りはここ辺じゃなかろうかということで、相手にもこういうことがあっておると、気をつけてくださいということまでは言ってるんですよ。</p> <p>でも、業者がそれを守れるかということです。</p> <p>だから、本当にそういう、やっぱり村の担当課長さんがね、強くなるかん。これを、私は強くなるために、皆さんがね、村長でも村の職員が強くなるために、僕はこのことを言ってるんですよ。</p> <p>だから、もっと強くなれって、そして業者がね、俺の言うことを聞かないと、お前は指名入れんぞというぐらいの姿勢でね、持って行かないとね、こういった問題はね、村長、なくならんですよ。やっぱ職員を強くせな、まず。</p> <p>そこ辺りどうですか、村長。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ちょっと次元が違うかと思いますがけれども、私も前の職場にいまして、安全管理の統括等もさせていただきました。</p> <p>それはやはり工事を施工するにあたりまして、監督業務というのがやっぱり発注者側がするわけですね。その発注者側がどのような監督をするのか、それに違反した場合にはどうするのか、そういった監督要領というような、ちゃんと決められたものがあるわけがあります。</p> <p>したがって、今、泉議員が言われますように、通常ですと監督者が業者のほうを指導するというパターンになるわけですけども、それによって業者のほうの改善がみられない。そういったところにつきましては、やはり前の職場では減点ですね、方式の査定をやったというようなことになっております。</p> <p>あくまでも県の発注であれ、村の発注であれ、やはりそういった、まずは第三者的な災害防止、それから作業員の安全の確立、こういったところについては、最重点で掲げているところだと思います。</p> <p>したがって、この件につきましても、先ほど申しましたように、もう一度ですね、ちょっと県のほうにお聞きをいたしまして、報告をしたいと思っております。</p> <p>ご指摘の監督員の立場につきましては、今後は正をですね、させていただきたいと思っております。</p>
議 長	4 番 泉 守議員
4 番	あのですね、村長、やっぱり技術的にね、私も土方の端くれですけど、川の向こう

	<p>はこう立っているんですよ。向こうは、見たら分かります。こんくらいぐらい立っとるですね。何十度か分かりません。これを上って行くんです。</p> <p>そしたらぼつと荷物は落ちる、これは10t車だったら立ちますよ、車は。こんくらい立っとつたらね。上りかけたら、ダンプポーンと立ってから、泥が落ち込んで、立ってしまう。そういうことは僕も経験してるんですね。高い急に上ってね。あれ後ろに来るんですよ。コンクリやけん、石が来るんですね、土でも来るんですね。</p> <p>そうしたときには、それでいいんですよ、ね。しかし、出口には、駅の前の出口にはガードマンを置いて、荷物がきちつとなつとるか、落ちないか。出口のあの駅の橋の上で見られないかんわけですよ、国道に出る前に。こういうのをガードマン置いて、荷物は崩れてないか見らせて、国道に出るといのがですね、技術者のパターンですよ。</p> <p>あげな坂を上らせてね、そのまま右にピュンと曲がったら、石を振りまくですよ。もう石が後ろのほうに固まるとるけん、あそこ尻振ったらですね、それは落ちますよ。今からも大変なことになりますよ。</p> <p>ですからね、こういうところについてはですね、常識的に分かるんですよ、常識的にね。あの坂上って、荷物がどこに乗るとるか。前におった車の後ろに行ってもとるんですよ。</p> <p>だから、やっぱり技術者なら、坂よりもっと勾配を緩くしてですね、上らせるとか。そういういろいろあると思いますね。</p> <p>だから、そういうことをぜひともですね、どこまで指導できるのか、私も分かりませんがね、ぜひとも、先ほども村長が言いましたように、ぜひ、村民の皆様方ですね、ケガのない、事故のない工事を進めていただきたいと。</p> <p>こういうことで、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。</p>
議長	<p>8番 大蔵久徳議員の質問を認めます。</p> <p>8番 大蔵久徳議員</p>
8番	<p>通告に従いまして、今回、4項目質問させていただきたいと思います。</p> <p>まず、国道211号線の拡幅について、質問いたします。</p> <p>今回、豪雨災害によりまして211号線、国道も村内各地で甚大な被害を被りました。そして、今、懸命に復旧作業が行われておるところでございます。一刻も早い復旧を望むところでございます。</p> <p>しかしながら、これと並行してですね、工事車両がたくさん通っておるわけでございます。そういった関係で、この上福井地区のことを書いておりますけれども、上福井地区は、歩道設置の計画が前からされておりましたけれども、これがまだ始まっておりません。これがいつから始まるのか、県土のほうとどういったお話ができていますのか、お聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>議員の言われているところにつきましては、なかなか進まないということで、県土のほうに、こちらのほうはどうなっているかというお話を伺いました。</p> <p>今年度ですね、砥石渡橋付近をですね、一部着工して、令和3年度の完成を目標にですね、今、やっているという報告を受けております。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>今、村長言われましたように、問い合わせ、やっとう向こうの返事があったという段階なんですかね。地元の方たちとは、そういったお話ができていますのか、お聞きします。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	先ほど一部着手した。砥石渡橋付近につきましては、朝倉県土発注工事でございます

	すので、県土整備事務所が発注した業者からですね、区長さんのほうにはあいさつと言いますか、説明をされていると伺っております。
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	すみません確認ですが、3年度というのは、全区間の工事完了が3年ですかね。
議長	建設水道課長
建設水道課長	区間としましては、区間延長が1, 360mと伺っておりまして、その完成が、現時点では令和3年度を目標に進めているというふうに伺っております。
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>工事車両が多い関係ですね、なるだけ早めにですね、その工事が完了してもらえばいいわけですが、今までも工事復旧にはですね、災害復旧にはですね、工事が不落到終わるとか、そういったことがありますからですね。</p> <p>こういったことは村の責任でもありませんけれどもですね、ぜひともたきつけるというかですね、県土の尻を叩いて、早めの工事ができるようお願いしたいと思うところでございます。</p> <p>続きまして、大行司地区について、質問させていただきたいと思います。</p> <p>大行司地区もですね、ご承知のとおり、道は狭い、また歩道也没有。そういった関係で、また昔はですね、不幸なことに、ここで事故も起こっております。</p> <p>現在、そういった事故等はあってはおりませんが、大行司としては、拡幅を早めにしていただければいいという要望をですね、数年前には一応提出をしております。</p> <p>そういった関係で、県から話が来れば、立ち退きの交渉もスムーズにいくんじゃないかと思うわけでありまして、今、村として、県土にこういった要望書を出しておるのか、お聞きします。</p>
議長	村長
村長	211号線の改良等につきましてはですね、先ほど議員が言われた大行司地区のほかにも、鶴地区ですね、これは道路の幅が狭い、歩道がない。それから蔵貫地区も同じであります。それから東地区、それと塔の元の交差点付近。こういったところの道路拡張整備が望まれるところについてはですね、早期事業化について、要望をしてきているところでもあります。
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>211号線を取り巻く沿線自治体の会議がありますね。</p> <p>その中で、私も議長の時に行ったときに、もうある程度よその地区は拡幅工事が終わっているようなところが多くて、一番残っているのは東峰村だということでありまして、そういった組織がある中で、いつまでも、災害があったからかもしれませんが、進まないのも、やはりそういったところの働きかけが弱いのかなと思っておりますが、村長、どう思いますかね。</p>
議長	村長
村長	<p>働きかけが弱いというのはですね、ちょっとどうかなと思っておりますけれども。</p> <p>議員も以前、議長の時にも経験されたと思っておりますが、国道211号線期成会というのがありまして、この期成会につきましては、やはり要望はしっかりとしているところでもあります。</p> <p>しかしながら、予算等の関係があるんでしょうか、なかなか先ほど言われましたように、東峰村管内の211号線と言いますか、そこらについてはなかなか進んでないというのが現状だということは、私もそのように感じております。</p> <p>そういった中で、やはり1日でも早くですね、やっぱり私たちの要望等も施工していただくように、今後も働きかけ等をですね、やっていきたいと思っております。</p>

議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>下川さんのところの上のところの拡幅工事が終わったのが、もう20年以上前になると思います。それから先、大行司からも要望を出しておる。</p> <p>しかし、工事も終わっているからということかもしれませんけれども、やはり必要性を訴えていかないと、災害工事が最優先されて、災害工事が終わってから、数年経ってからじゃないとできないじゃなくて、災害工事が終わればすぐ着工できるようなですね、そういったことができればいいなと思っておるわけですが、ごさいますけれども。</p> <p>向こうに要望するだけでなく、今度村からこういった、例えば大行司の真ん中を通れば、向こうの県土の所長と以前話したことがありますけれども、真ん中を通せば人口が流出してしまうんじゃないですかみたいなことを言われたことがあります。</p> <p>そういった関係で、村としてもある程度の方向性を出して、向こうに要望を出すとかですね、そういったことができないか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今、言われましたところですね、要望書を出しているところというのは、やはり要望を出すだけの理由があるところであります。</p> <p>そういった中で、災害とは絡んでないように私は思うんですけども、やはり予算の年次計画、そういったところで予算確保が、県のほうも図られているのではないかと考えております。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>これは、今、村長の話ではありませんけれども、昔から大行司地区を通るのに、まことしやかにナガノ木工を通るとか、それとか山を通っていくとか、そういった話がありますけれども、そういったことの何ですかね、デマじゃないでしょうけど、こういった方向で村は要望を出しているのかとかですね、そういったことが村民にも伝われば、また特別大行司地区には伝わればいいかなと思いますが、村長、そこ辺はどう思いますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員の言われたようなことは、私も聞いております。</p> <p>ただ、やはりこれももう少し具体的にですね、やっぱりやらないと、そのことだけがまことしやかに走ってしまっても、いかがなものかと考えております。</p> <p>そういった点も含めまして、正直言って県にも、私、相談したことがあるんですけども、全く現状ではそういったことは考えてませんという回答と言いますか、お話は聞いております。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>国道が通って、バイパスが通ってしまって、中心部が寂れてしまうという、そういった自治体もありますね。</p> <p>そういったことがないようにですね、東峰村、この道が通ったために交流人口が増えたとかですね、そういったやり方ができればいいかなと思いますので、ぜひとも村長のほうにはですね、そこ辺り頑張ってください、要望等を出していただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、工事がいつになるか、ちょっと分からない現状の中で、ここに書いておりますけれども、この役場から国道に出るとき、非常に私、自分で出るときに、何回も止まりながら出て行くわけですが、ごさいますけれども。</p> <p>たまたま事故はあっておりませんが、こういったところのですね、安全確保のための施策等々が必要だと思っておりますが、村長、どう思いますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	役場のすぐ下の交差点だと思います。

	<p>確かに私も思っておりますところでありまして、カーブミラー等が設置はしてありますが、やはり所定の、何と言いますか、矢印が書いてあるところまで見ると、なるほどよく分かるなど思っておりますけれども。</p> <p>やはり大行司のほうから塔の元のほうに行くところがですね、非常にやっぱり、その区画の中に入らないと分からないというところもあります。</p> <p>したがって、まずは、ちゃんとそういった矢印のところに止まっていただいて、視認をしていただくというのが一番重要かと思っておりますけれども、カーブミラー等をですね、再度どうすればいいのか、新しくまたその下に付けるとかですね、何か方法はあるかと思っておりますので、それはちょっと勉強させていただきたいと思っております。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>ぜひともですね、ミラー等々があればいいと思っております。</p> <p>私のほうから思うのは、途中まで立派な道があって車が通ります。そこでスピードを出して、その勢いでこの狭いところに入ってくるわけです。</p> <p>だから、この大行司の中とかはですね、40k道路じゃなくて30kぐらいで行ってくださいというようなことを、県警ですか、に要望等々を出していただいてですね、もう村民は、村外から通る車がたくさんありますけれども、村民が30kで走って、他の人たちにも30k以下で走らせるようなですね、そういった運動があればいいと思っておりますが、村長、どう思いますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今、40kということであります。</p> <p>その点もですね、学校周辺は大体30kになっているところが多いかと思っておりますけれども。</p> <p>確かに言われるように、大行司の中を走るというのは、非常に狭いですしね、避けるところがまたありませんし、そういった意味では県警のほうにですね、ご相談はしてもいいかと思っておりますが、地元の方ですね、まずはちょっとご要望等を聞いて、30kにした場合、どういう問題点等があればですね、また困りますので。それから、どこからどこまでの区間辺りを要請するかとかですね、また、具体的には申し訳ありませんが、議員とのですね、まずは考え方等もお聞かせをいただければと思っております。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>大行司地区ばかりじゃなくて、道の狭いところは、さっき村長も言われましたように、小石原地区等々にもありますのでですね、大行司だけということじゃなくて、やはり村内では安全運転をしていただけるように、そして事故が起きないようにですね、していただけるように村民運動でもできればと思うところでございます。</p> <p>続きまして、次の質問に移ります。</p> <p>9月の定例会において、旧宝珠山小学校の利活用の質問をさせていただきました。そのとき検討委員会をつくっていただけないかということ、村長のほうに提案しましたけれども、時間はかかるかもしれませんが、話し合いの場を持ちたいみたいなことを言われたと思っておりますけれども。</p> <p>その後動きはないようでございますけれども、いつから始めるのか、また、メンバー等々は、どんなメンバーになるか考えておるのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>まずはですね、全員協議会を開かせていただきたいと思っております。</p> <p>その中で、過去ですね、経緯も含めまして、一応情報共有する。またそれから、先般、水耕栽培をやっておられます京都の舞鶴のほうのですね、水耕栽培、今月から出荷だそうでございますけれども、舞鶴市長さん等も結構期待をしているというところ</p>

	<p>ろでもありますし、そういった点も含めましてですね、利活用の問題等につきましては、全員協議会等で再度ご提案を申し上げたいと思っております。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>ぜひとも早急にですね、そういった会議ができればいいと思うわけでございますけれども。</p> <p>あそこが空いたままということで、村長は前、水耕栽培を提案をされたんだろうと思いますけれども、また、これから先話していくわけでございますが。</p> <p>今、現状として、災害があった後に、これ前、村長に提案しましたかね、あそこを避難所として利用できないかみたいなことを言いましたかね。</p> <p>そういったことで、前のアンケートでも工場誘致は2番目やったんですかね、1番目が福祉関係やったですね。あそこを、それこそ今いる地域おこし協力隊なり集落支援員なり、そういった方がいらっしゃいますね。そういった方の拠点としてですね、あそこに入っただいて、常時あそこを開けていただいて、雨が降ったときは、また地震があったときはあそこに避難できますよと。</p> <p>話は、結論はまだずっと先でしょうけど、今、空いているあそこを有効活用できるように、そういったことができないか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>9月議会のときにですね、議員からも、確か9月議会だったと思いますが、議員のほうからもそういうご提案がありました。</p> <p>その時の回答につきましては、災害時あたりの高齢者とか、いろいろですね、児童とか保育とか、そういった人たちの個別のところにはできないかということでございましたし、また、社会福祉協議会等の分室と言いますか、そういったところのお話もあったかと思っております。</p> <p>しかしながら、やはりその施設を開けますと、当然、電気の問題、水道の問題、それから浄化槽の問題等も、すべてかかってきますので、その辺りについてはちょっと懸念をしているところであります。</p> <p>ただ、今、議員言われましたように、アンケートを取った結果、第1は福祉施設、高齢者あたりですね、特老あたりだと思いますけれども、そういったところでありました。</p> <p>それから、2番目が工場誘致でございますが、やはりできれば、もう前回から常に申し上げておりますけれども、あの校舎につきましては、雇用の場をですね、ぜひ確保したいなと思っております。</p> <p>福祉施設につきましても、もう今、小石原、宝珠山を合わせますと、100床の特別養護施設等もございますし、それと、やはり階数が3階建てというところもあります。できれば地域の方々が、やっぱりそこで働けるような工場誘致、こういったところが、私は望ましいのではないかと考えているところであります。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>村長言われるように、試算をしていただいたら、どのくらい値段がかかるか、予算がかかるかというのは分かってくるんだろうと思いますけれども。</p> <p>福祉という考えでいけばですね、今、早期の避難、そういった中で、ご老人の方たちは大変な思いをして、今避難しておる。</p> <p>そういった中で、あそこに避難すれば快適ではなかろうかと、私は思っておるわけでございますので、村長、雇用の場も非常に大事なことでございますけれども、やはりそういったことも考えていただきたいかと思っております。</p> <p>そしてまた、あそこの宝珠山グラウンドには、若干風雨にさらされて朽ちた美星保育所の校舎がありますけれども、あれのですね、活用検討委員会もそろそろ考えてい</p>

	ただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
議 長	村長
村 長	<p>以前はですね、旧美星保育所の跡あたりもですね、いろいろと考えて、活用を考えていたところであります。まずはグラウンドゴルフ場をですね、芝生化してつくろうというところでやっていたわけでございますけれども、この災害によりまして、それができなくなっております。</p> <p>また、この件につきましても、議会のほうにはですね、ご相談を申し上げたいと思っております。そういった中で、旧美星保育所跡地の木造の2階建ての校舎、これも見てみますと、やっぱりなかなか整備もされていないような状態でありまして、また、近くの人からは暴風雨時ですね、非常に瓦が飛んでこないかとか、非常にやっぱり心配をしている声もお聞きをしております。</p> <p>そういった中で、この件につきましても、やはり全員協議会等でですね、またお話をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>この美星保育所につきましては、この後同僚議員も質問があるようでございますので、その辺りはお任せをいたしまして、次の質問にいきたいと思います。</p> <p>次に、被災者支援について、質問いたします。</p> <p>災害の後にですね、復興住宅が、災害住宅かな、が宝珠山小学校のグラウンドにできまして、2年間、被災された方たちが入っていただきました。そして今、復興住宅のほうに移動されて、あそこの建物もですね、今、解体されて更地になっておるわけでございます。</p> <p>その間2年間、あそこで生活したわけでございますけれども、この被災者たち、これまでにどれだけの支援を村が行ってきて、そして、それは十分であったかの検証はされておるのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>どれだけの支援をされて、その検証はしたのかということでございますけれども。</p> <p>応急仮設住宅等の村からの支援等につきましては、保健婦ですね、それとか集落支援員、当然集落支援員は1名充てて支援をさせていただいているところであります。</p> <p>その結果がどうであったかというのは、検証はしておりませんが、全員の方が新しいですね、通常復興住宅と言いますか、中原団地のほうに移っていただいたということは、検証するまでもなく、問題がなかったのかなという気持ちは持っております。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>村のほうも十分な支援をしたんだろうと、私も考えております。</p> <p>また、それ以上に、村外、村内から、多くの団体、個人の方たちがですね、あそこで炊き出しをしたり、何か歌を歌ったり、いろいろな支援をされておりました。本当に頭が下がる思いでございました。</p> <p>また、この人たちですね、私は名簿を知りません。名簿というか、どんな方たちが来て、どんな活動をした。外からちょっと見るぐらいでございましたけれども、村としても、感謝の気持ちは当然表したんだろうと思っておりますけれどもですね。私は、名簿があれば提供いただきたいと思いますと思いますが、それはあるのでしょうか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>応急仮設住宅のほうにいろんなご支援、特にエフコープさんがですね、一番大きい支援をしていただいたというふうには理解しております。</p> <p>あとそれぞれ、炊き出し等で来ていただいた分につきましては、いろいろ細かい部分で来られた方もおりましたので、基本的にはあちらの代表の方がですね、お世話を</p>

	<p>したという経緯もございまして、村としては「こういう支援をしたいんですけど」という、窓口としての対応をしたという経緯がありますので、すべての支援をいただいた方の名簿というのですね、ちょっと村のほうでは持ち合わせはありません。</p> <p>いくつか、いろいろと村の職員も関わったりとかですね、例えば警備保障さんからケーキとかうなぎを頂いたりとか、そういった部分については、村から感謝状をお渡ししたりとかですね、そういう形での表示はしております。</p> <p>また、学校の生徒さん等がですね、炊き出し等に来ていただいたりしていた部分につきましては、直接言っているという部分もございましたので、その辺りについては、ちょっと名簿としては、村は整えていないというそれぞれの経緯がございますので、今のところの現状は、そういう形になっております。以上です。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>仮設住宅ばかりじゃなくて、このいずみ館の前でもされる方がいらっしゃいました。もし分かればですね、そういったことをリストアップしていただけるようお願いいたします。</p> <p>続きまして、その復興住宅に今度、全員が入居したわけじゃありませんけれども、この復興住宅に入った方たちに、今後どのような支援をしていくのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>引き続きですね、皆さん方の支援等は行っていききたいと思っておりますが、まず考えられますのが、心のケアとかですね、そういったところにつきましては、集落支援員、それとかまた保健婦のほうとかですね、そういったところで、応急復旧住宅でやっていたようなですね、支援はやらせていただきたいと思っております。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>当然、家賃の補助もあっておるんですよ。安いんですよ。</p> <p>だから、ありがたいなと思っておりますけれども、心のケア、一番大事なことだと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、災害時みなし仮設にですね、村外の住宅に住んでおらっしゃる方がいらっしゃいました。</p> <p>こういった方たちも2年経ちまして、もう補助の期間が終わったわけでございますけれども、皆さん方が東峰村に帰ってこられたのか、また、村外に転出してしまったのか、把握しとるのかですね。また、今後その方たちに支援があるのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>みなし仮設住宅に入居していた方は、村で把握しているのは5世帯です。</p> <p>5世帯のうち4世帯は自宅のほうに戻られております。残りの1世帯は、入居期限が来年の1月までということで、住宅を探しているということを聞いております。</p> <p>それぞれ生活再建等はされていると思いますけれども、やはり何か困ったことがあればですね、当然村のほうに相談をしていただき、村のほうとしても支援等はですね、していきたいと思っております。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>東峰村として、被災者が、また2年間の延長してくれとか、そういったあれがですね、なかったから良かったと思っております。</p> <p>それだけの支援はできておったのかなと思いますが、ぜひとも、今後とも心のケアなりは充実してやっていただきたいと思うところでございます。</p> <p>続きまして、地域力向上について、質問いたします。</p> <p>今回、公民館行事ですね、ポイント制度を取り入れての自治公民館の活性化を推進する、そういったことが行われておりますが、教育長にお聞きします。</p>

	どんな現状でしょうか。
議 長	教育長
教 育 長	<p>自治公民館活動を少しでも活性化させていきたいという願いから、本年度ポイント制度を取り入れました。</p> <p>これは1館1運動、それから自治公民館の対抗競技など含めて7競技、7つの事業に対してポイントを付与しています。</p> <p>2月に地域健康地域フェスタがあります。それと1館1運動がまだ残っておりますけれども、地域の人口に影響されるところはあるんですけれども、やっぱり意識が高く、お互いに誘い合いながら参加をいただいているところと、そうではないところとの差が若干開いております。</p> <p>現在最もポイントが高い地区で25ポイント、低いところで6ポイントになっております。これは、1事業で6ポイントというようなふうになっています。</p> <p>昨年度1館1運動をしていなかった地域も、本年度1館1運動に取り組んでいるというような地域も増えております。年度末までに、まだ実施予定の地域もありますので、昨年度に比べて、いくらかそのポイント制度を取り入れた成果は上がっているというふうに、今のところ考えております。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>やはり地域によって差があるということでございました。</p> <p>やってないところも1館1運動を始めた。良い事だと思います。</p> <p>そういった中でですね、よその地区の成功事例等々をですね、その公民館に言って、いきなり今年始めるかと言ったら難しいかもしれませんが、そういった紹介等々はできないのか、お聞きします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>毎年、年度末に公民館の三役会議を開いております。その席で2地区ずつ、その地区の取り組みを紹介しあっております。</p> <p>この中で、今、議員おっしゃったように、こういうところで良くなったよというような事例もあげていきたいというふうに考えております。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>2つの公民館が発表しておったのは、いずみ館で全体の方たちを集めてやっておりましたけれども、それをやめて、今は公民館関係者とか、そういった人たちばかりになっておりますけれども、せつかくするなら、また前みたいに戻しても、1回一回りしたんですね、あれね、各地区発表が。だから、また終わっておりますけれども、私どもこれ地域力つけるのに一番いいかなと思っておりますので、もし、そういうことが大きくできるならば、していただきたいと思いますが、どうでしょうか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>私自身も、今、議員おっしゃったように、大賛成ですが、これまでの経過の中で、やっぱりみんなの前でいろいろ準備をして、発表するのが苦手だというような地域も、これまであったようですね、段々縮小化されたというふうに聞いております。</p> <p>今度の三役会にもう一度諮りまして、できればいろんな取り組みを紹介していきたいというふうに思います。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>旧宝珠山時代、公民館行事結構盛んでございました。新しい行事をつくって、行っておりましたけれども、いかにせん人口が減ってできなくなってですね、取りやめになっておるところもありますけれども、今回集まりのよかったグラウンドゴルフ等々もあります。少ない人口、チームとしてもバレーみたいに6人以上いなくちゃいけないとか、そういった行事じゃなくて、いろいろ見つけていただいてですね、そうい</p>

	ったことを探していただきたいと思います。いかがでしょうか。
議 長	教育長
教 育 長	<p>公民館の役割の1つが、今おっしゃったように、生涯スポーツを推進するということ、地域の活性化ということでですね、大きな役割があると思います。</p> <p>おかげさまでグラウンドゴルフについては、いろんな団体で実際行われているようになりました。</p> <p>それで、1つ私が担当のほうに言っているのは、いつまでもグラウンドゴルフじゃなくて、また新しいものを紹介していこうというようなことですね、スポーツ推進員さんたちとも図りながら、次のスポーツも紹介していきながら、みんなで参加できるような体制を作っていきたいというふうに考えております。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>そういった運動ばかりじゃなくてですね、今聞けば、男の料理教室等々もあっていますね。同僚議員あたりは地区で来て、その地区の盛り上がりができていますのかなど、私は思っておりますので、私たちもそういったことをやりたいなと思っております。</p> <p>こういったこともですね、進めていくのはいい事だと思っておりますので、ぜひともこういったことを進めていただきたいと思います。</p> <p>また、最後にですね、これ以外に、地域力向上に向けて何か考えがあれば、教育長お願いします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>今おっしゃっていただきましたように、男の料理教室は栗松地区の方たちが中心に、たくさんの方が参加いただいております。栗松地区の方だけでなく、こういういろんな方たちに参加をいただきたいと思っております。</p> <p>これ1つの例にとったらあれなんですけれども、栗松地区は、栗松地区独自でやれるんじゃないかというふうにも思うくらいです。</p> <p>それから、男だけでなく女性もですね、料理教室に通いたいというような方もおられます。</p> <p>そういった事業も含めて、ポイント制度もですね、今度の公民館三役会議でしっかり整理をしながら、来年度に向けた取り組みを考えていきたいと思っております。</p> <p>地域力については、今おっしゃったようにですね、こちらから投げかけるだけでなく、それぞれの地域の方たちが自ら取り組んでいく、そういった中で活性化していきんではないかというふうにも思っています。</p> <p>教育委員会の目標にも掲げておりますけれども、チャレンジ精神を持った想像力豊かな村民を実現するためには、地域の方々も一緒になって取り組んでいくことが大事ではないかと思っております。</p> <p>昨年の九州公民館大会で、1つ紹介した事例をまた紹介したいと思っておりますが、これは、たまたまサツマイモを作っている地域、盛んな地域だそうですが、自分たちもこのサツマイモを使って焼酎を作ろうじゃないかということですね、数名がまず集まって始めたところ、地域の方たちが、じゃあ、自分たちもかたろうじゃないかというふうになり、そして、もう公民館でやろうということですね、ある自治公民館で焼酎を作ったと。</p> <p>おいしいから、次は売ろうじゃないかということですね、こういう売り物を公民館でしていいのかと、というような形での質問という形で紹介があったんですけども。やっぱりこういう地域がまとまってアイデアを出し合えば、いろんな活動ができていく、その活動のおかげで地域が活性する、というようなことが多かろうかと思っております。</p> <p>本村でもサツマイモ栽培、そしてそれを使った焼酎づくりというようなことも、あ</p>

	<p>る有志団体がやっているようです。</p> <p>これまでもですね、竹地区においては火祭りとか、あるいは猿喰地区辺りは、毎年盆踊り大会をやっているというようなことで、やっぱりそういった地域については、地域の繋がりというのは強いんじゃないかと思っているところです。</p> <p>先ほどもちょっと出ておりましたけれども、高齢化を理由に、何もしなかったら、活性化はもちろんです、寂れていってしまうだけの話になるんじゃないかと思えます。</p> <p>自助、共助、公助とありますけれども、しっかりスクラムを組んでいながら、地域のコミュニティの確立を図っていくということが大事ではないかと思っています。</p> <p>今後ともですね、地域の活性は自らつくっていくという姿勢を、私たち自信が持つことが大切であると思っていますので、ますますのご理解とご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>ぜひともよろしくお願いいたします。</p> <p>最後に村長なんですが、村長には、こういった話を何回も質問しておりますけれども、村長も答弁をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>午前中ですね、梶原議員のほうからのご質問もありましたように、やはりこの人口減少の中で、やっぱり集落をどう残していくのか、活性化していくのか。</p> <p>それにつきましては、やっぱりこの公民館事業ですね。これが非常にやっぱり大事なことだと思っております。</p> <p>そういった中で、やはり先ほども言いましたように、今、やっぱり役員との関係とかで、非常に重荷になっているというところもありますので、こういったところは、また区長会のほうともお話をいたしまして、やはり地域コミュニティですね、そういったところをつくれれば、さらに、もうちょっと輪が広がった活動ができるのではないかと思います。</p> <p>また、皆さん方にもご協力をお願いしたいと思っております。</p>
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	<p>地域によって人口の多いところ、少ないところありますが、地域間格差がないようにですね、皆さんで頑張って、そして東峰村を末永く、明るく光る村づくりと村長言いますけど、そういった感じで残ればいいと思います。</p> <p>これで、私の質問を終わります。</p>
休 憩	
議 長	2時20分まで休憩します。
	(14時12分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。
	(14時20分)
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>私は、老朽化した公設の建物についての対応をお伺いしたいと思います。</p> <p>その建物はですね、旧宝珠山役場庁舎、そして旧宝珠山中学校校舎、そして美星保育所跡校舎であります。1つ1つお尋ねしますので、それぞれについて明確な答弁をお願いいたします。</p> <p>なお、この老朽化問題については、2015年6月、平成27年になりますが、この定例議会において、私が質問した内容と同じであります、未だに何の進展もありません。</p>

	<p>当時とは少し状況が変わっておりますが、あまり内容的にはそんなに変わらないと思います。当時の村長の答弁も参考にしながら質問をしてみたいと思います。</p> <p>また、建築年月日については、村長の答弁を参考にしております。</p> <p>そこでまず、はじめにですね、旧宝珠山役場庁舎についてですが、これは、昭和12年に建築されています。1937年、82年前ということになります。現在音楽堂として活用されておるところです。</p> <p>ですが、大変老朽化が進んでおり、特に裏へ回ってみますと、今にも倒壊するのではないかと思うくらいの危険を感じています。このことは大行司の区長とも情報を共有しているところであります。</p> <p>ここで、総務課長に念のために、確認のためにお尋ねしたいと思います。</p> <p>危険が指摘される公共施設の利用時に、建物等が原因の事故、地震等ですね、によって利用者に被害が発生したときの賠償責任は誰が負うことになるのか。また、建物の利用契約についてはどのようになっているのか、契約の経緯それから内容について、お聞かせいただきたいと思います。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>保険の件のお尋ねにつきましては、村の公共施設による損害等の対応につきましては、村では、いわゆる総合賠償保険というものに加入しております。この中で、その保険による対応、対物であれば限度額1億円というものでございますが、それで管理、これは、ちょっと医療施設は除くというふうに書いておりましたが、その他ですね、村が所有するもの、建物、道路、施設、管理施設いろいろございますが、そういったものの自治体施設の欠陥や管理業務遂行上の過失、また、それによりまして住民等第三者の生命若しくは身体を害し又は財物を滅失、毀損若しくは汚損したことにおける損害について保険金を支払うということで、規定でございましてありますので、そういった保険による対応なるというふうに存じているところでございます。</p> <p>あと契約に関する部分については、現在の利用につきましては、平成25年1月からですね、宝珠山娯楽・文化交流運営委員会という団体名ですね、いわゆる音楽堂という形で、ギャラリー、情報発信及び交流の場として利用するという形で、賃貸者契約を結んでいるところでございます。以上です。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>ありがとうございました。</p> <p>今、総務課長の答えがありましたように、何かあればですね、責任はやっぱり村が負わねばならないわけですね。いつ何時、どういったことが発生するかは誰にも分からないところであります。そうしたことが起きてからの対応では遅きに期すと思いますので、安全面を考え、早急に旧庁舎を解体し、その跡地の有効活用を考えた方がよいと思いますが、村長のお考えをお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>このお尋ねの旧宝珠山役場庁舎の跡地につきましては、通常音楽堂という団体がですね、やはりギャラリーとか娯楽施設とかコンサートの施設として約7年間ほど使用してこられたと。また、地域の皆さん方には、いろんなサービスを提供していただいたということはですね、感謝を申し上げたいと思っております。</p> <p>ただ、議員が今言われますように、非常に裏側等につきましてはですね、建物の劣化が激しく、私のほうにもいろいろな方からの心配している声は聞こえてきているところであります。</p> <p>そういった中で、結論から申しますと、昨日ファクシミリを受けまして、来年の4月4日土曜日のコンサートを最後に、活動を終了したいということでございまして、建物の返却につきましては、内部の片づけが終わり次第返却をいたしますというファ</p>

	<p>クシミリが来ております。</p> <p>したがいまして、返却をされましたらですね、また予算計上等をさせていただいて、できれば公共施設等総合管理計画の中でも除却、つまり取り壊しという検討をする施設となっておりますので、解体撤去等をですね、行っていきたいと、今は考えているところであります。</p>
議 長	3 番 黒川隆康議員
3 番	<p>今、村長、おっしゃったようにですね、大変音楽堂としてですね、村民の皆さんには広く知られておりましたし、利活用のために一生懸命頑張ってくれたというところでは感謝をしているところでもありますけれども、大変古くなったところで活動すると、やっぱり危険を伴うわけで、できるだけ早く解体をして、有効活用を考えていただきたいというふうに思うところであります。</p> <p>この件についてはですね、これで終わります。善処のほどお願いします。</p> <p>それから次は、旧宝珠山中学校校舎についてでございますけれども、これは1950年、昭和25年に建築されております。これはもう69年前になります。昭和34年に平屋に柱で囲んでですね、2階を増築しております。</p> <p>ただ、そういう感じで建てられておりますので、耐震的には非常に危険な建物だということを聞いております。老朽化が進んでいることを合わせて考えますとですね、解体も含めて早急な対応が必要であると考えます。</p> <p>また、この建物についてはですね、この建物を使って卒業された方たくさんいらっしゃると思います。そういう方に関してはですね、やっぱり懐かしい思いとか、心の中にはですね、残してほしいというようなところもあるのかもとは思いますが、危険なことに変わりはありませんので、先ほど申しましたように、何かあってからでは遅すぎるというふうに、私は考えています。</p> <p>今後どのようにされるのか、行政としての考えをお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>結論から先に申し上げさせていただきますと、この件につきましても昨日、12月の28日、今月ですね、12月8日日曜日、コンサートを最後に活動を終了することとなりました。</p> <p>それで、建物の返却につきましては、内部の片づけを行った上で、来年の3月末日までに東峰村へお返しすることといたしますということを、ファクシミリでいただいております。</p> <p>ただ、先ほども言いましたように、この校舎跡地につきましてもですね、今日もお見えでございますけれども、春日井さんあたりが定期的にSPのレコードのコンサートをですね、4年間続けていただいておりますし、また、世界のCMフェスティバルのジャンクリスチャン・ブーヴィエさんとかですね、2人になっていろいろと東峰村の活性化のためにはしていただいたと、感謝をしているところであります。</p> <p>ただ、私も議員が言われますように、平屋建てを2階建てにした校舎だということも聞いておりますし、一番耐震的にも危ないという話も聞いていたところであります。</p> <p>この問題につきましても、先ほど議員が言われますように、校舎等につきましては、いろいろと卒業生等のですね、やっぱり思い出が詰まったところではないかと考えます。</p> <p>そういった中で、やはりそういった点も考えながらですね、また、議会のほうともご相談をさせていただきながら、これにつきましても総合管理計画では除却、つまり解体ということになっておりますので、そういった方向の中でご相談をさせていただきたいと思っております。</p>

議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>この中学校校舎跡地の利用についてはですね、ここ、今お見えですけど、春日井さん、大変お骨折りをしながらですね、運営されてきています。皆さんにいろいろとこの宝珠山、東峰村というのを知っていただいたと、本当に感謝しているところであります。</p> <p>ただ、やはりこれを保存するにしても大変な金額が必要になってくるとは思いますので、そこのところはですね、苦渋の選択でありますけれども、私は解体していただきたいというふうに思うところであります。</p> <p>そこでですね、平成27年6月の定例会でですね、村長が、本年度中に公共施設等総合管理計画を作成し、来年度以降そういったことについては、解体費用等についての地方債等の充当等も可能になると思いますので、時期を見てやっていきたいというふうにおっしゃっていました。</p> <p>それ以降、このですね、総合管理計画を作成し、そして検討されたのかどうか、どういうふうになったのか、ちょっとお尋ねします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>公共施設等総合管理計画につきましては、こちらにございますが、平成29年の3月に策定をしたところでございます。いわゆる先ほどからお話に出ております除却、解体ですね、解体につきましての財源等についての調査等も当然行ったわけではございますが、公共施設の関係の起債にあたっては、借り入れる起債はあるんですけど、除却に対して、ただ、交付税措置が全くないというものしか今のところございません。</p> <p>ですので、できれば過疎事業等補助金の事業等ですね、合わせてできる部分とか、いわゆる何と言いますかね、施設の統合とかですね、そういった部分に対しての除却については多少のそういう財源もあるんですが、なかなか施設の再利用、施設と言いますか、建て直しての再利用の方向性というのがなかなかないという部分で、今のところの単純の除却に対しては、ちょっと財源としては、今のとおりの交付税等ですね、村として入ってくるものがないというところは、実情としての部分でございます。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>予算的なものでですね、大変ご苦労されると思うんですが。</p> <p>ただ、29年の災害発生前に計画されておればある程度はできたのかな。29年に災害が発生してから、随分いろんな形で出費が多くなっておりますので、大変難しくなっているのかなというふうには思っております。</p> <p>27年度にこれができておれば、もう少し早く取り組むことができたのかなというふうには思っています。</p> <p>そこは、できなかつたと言え、そういうことになるんでしょうけども、ただ、しっかりとしたですね、こういう施設等については、やっぱり管理計画をしっかりと立てて、それによって計画を実行していただきたいというふうに思います。</p> <p>今の見通しとしてどうですか、これ解体が、例えば役場庁舎、それから中学校校舎についてもですね、どういった計画が今、されているんですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>まずもって借りておられる方との協議が必要かなと思っておりましてけれども、今ご報告いたしましたように、この2つの建物につきましては、昨日返却するという旨のファクシミリが入ってきましたので、このとおりにいけばですね、来年度中にはですね、やろうと思えばできるんじゃないかと思っておりますけれども、ちょっとですね、今、課長が申しましたように、村単独事業ということになりますと、今、財政調整基金等も非常に減少しておりますし、まずもって災害復旧が最優先かなと思っております。</p>

	<p>そういった中で、再度こちらのほうとしても検討させていただき、村民の方並びに第三者の方がですね、その建物があることによってケガとか、そういったところがないような形ではですね、進めていきたいと思っております。また、議会等にもご相談をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>この2つの施設についてはですね、先ほど答弁がありますように、ぜひ、計画性を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。</p> <p>次にですね、旧美星保育所、これは、元大行司小学校の校舎になるわけですが、この建物はですね、1939年ですね、昭和14年に建築されています。そして、昭和48年に今のところへ移動して、現在に至っております。建築されて約80年経っているところです。</p> <p>この中にはですね、祭りの道具、それから以前収集しました農具等がですね、保管されておりますけれども、管理がやっぱりちょっと良くないと言いますか、ずさんであります。埃まみれですし、収集したのももういくつか無くなっているというようなことも聞いております。</p> <p>前回ですね、この建物については有効活用を提案しました。そのとき村長もですね、文化的そして福祉的な施設を検討したいと答弁をいただいております。</p> <p>ただ、今ですね、当時より、見ますとですね、外壁も随分腐れていますし、それから、窓枠等の腐食が随分進んでいます。そして多くのガラス等が破損されています。これには、一番心配なのは近くの方の皆さんです。</p> <p>やっぱり先ほども同僚議員が、この件については質問しましたが、やっぱり台風等ですね、風等で、先ほど村長答弁していましたが、屋根が飛んできたり、あるいは窓ガラスとかが割れて、通りかかった人に傷つけたりというような可能性は、ないとは言いきれません。近くの方も、そういうことで不安を大変感じております。ですから、この対応をですね、しっかりと考えていただきたい。</p> <p>この建物は現在、耐震基準には適合しておりません。これを保存するには、やっぱり相当大きな金額が必要になってくると思うんですね。瓦も替えないといけませんし、周りの外壁とかもすべて、ほとんど替えるような状態になると思います。それにまた耐震に合ったようなこともしていかなければいけないというふうになれば、相当な金額が予想されます。</p> <p>私は、個人的にはですね、ここは解体していただいて、ここ跡地を早急に管理計画を立てていただいてですね、検討していただきたい。</p> <p>そして、先ほどの同僚議員の質問もありましたが、あの地域全体を一括して、総合的に活用するというのを考えていただきたいなというふうに思うわけですが、村長はどのようにお考えでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほどから議員の質問等もさせていただきましたけれども、やはりまずは結論から申しますと、全員協議会等でですね、また、旧宝珠山小学校跡地も含めたご提案等をさせていただきたいと思っております。</p> <p>確かに、前回27年でしたか、そのときの発言等につきましては、耐震的な基準は満たさなくても非常に文化的なですね、校舎であると思っておりますし、そこにやはりなんとか地域の方々、それから子育てとか、そういった方面での利用のことができないかなと考えていた次第であります。</p> <p>しかしながら、今、議員言われますように、これを使えるようにするためには、やはり相当な費用等がかかるのはもう確実でございますし、また、付近の住民の方からもですね、先ほども言いましたように、不安を与えているというような状況もございます</p>

	<p>ます</p> <p>そういった点も含めまして、今どうするというのは言えないんですけども、全員協議会等の中でご提案を申し上げ、そしてお話をさせていただけたらと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。</p>
議 長	3 番 黒川隆康議員
3 番	<p>全員協議会等で提案していただき、その中で話していくということでもありますので、私もこの建物すべて壊してしまえばいいという気持ちで言っているわけではなくてですね、できればやっぱり保存するのが一番いいんでしょう。保存すべきなのかなとは思いますが、今の村の予算の中で、それをじゃあ保存するとすればですね、ちょっと難しいのかなというふうに思うわけですね。</p> <p>これは、また皆さんで考えていって、結論を出していきたいというふうに思います。この件については、それからまたいろいろと話をしていきたいというふうに思います。</p> <p>私の質問は、これで終わります。</p>
議 長	<p>引き続きまして、1 番 梶原伯夫議員の質問を認めます。</p> <p>1 番 梶原伯夫議員</p>
1 番	<p>私は、大きく3つについて、お伺いしたいと思います。</p> <p>まず、前回質問はしたんですが、鶴地区の迂回路についてですが、その後どのような検討を行ったか教えてください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>前回の9月の議会のときにですね、ご質問等いただきまして、執行部のほうも検討をさせていただきました。</p> <p>ただ、やはり非常に急勾配の道路形態になるのかなということ、今の道路基準に必ずしも合わせなくてもいいのかなとは思っておりますけれども、やはりその倍の12%以上ですね、勾配等が必要じゃないかというようなことも思っております。</p> <p>またもう1点は、地質の状況でありまして、あそこもやはり花崗岩の風化した真砂土になっておりますし、逆にそちらのほうが、一昨年の豪雨あたりだと壊れやすいのではないかということも考えられます。</p> <p>そういったところで、この事業が一朝一夕に進むかということにつきましては、非常に現時点では難しいと思っております。</p> <p>ただし、鶴地区の皆さん方から、多くの皆さん方から要望等もいただいておりますので、できますれば土地の提供とかですね、そういったところにはご協力をしていただき、そして調査等をですね、やらせていただいて、それでこういった形になります、費用もこのくらいかかりますというような形のですね、ご提案をさせていただければと思っておりますが、早急にそういう提案ができるわけじゃありませんので、申し訳ないんですが、来年度辺りちょっとそういった形で取り組ませていただければと思っております。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>実はですね、自分がこの質問をするにあたりまして、前鶴地区でですね、約半分ほど、途中の納骨堂があるんですが、そこら辺まで計画をしたわけですね。</p> <p>だから、そのときはそこまで12度とか、そういうことまで考えていませんでしたけど、上から回してくれば大丈夫じゃないかということで相談をして、今ならですね、その地権者の方も協力できるということだったんで、また自分もこの質問をさせていただいて、地区の方にも協力を願ったわけでもありますけれども。</p> <p>だから、今言ったように、なかなか勾配のほうとか、実際そこまでは書いてはなかったんですが、そこまでの勾配はできる迂回路じゃなかったと思うんですね。</p>

	<p>言ったように、その反対側だけ、あと見積もりと言いますか、調査していただければできるんじゃないかと思って、地区の方と一緒に計画をしていただけないかということで要望書も出したわけです。</p> <p>でありますので、今のところだったらですね、今、村長が言う土地の提供も、今のところ大丈夫なんですね。</p> <p>だから、言ったように、こういう災害がいつまた、来年と言いますか起きるかもしれませんが、できれば早急にやっていただきたい、検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。</p>
議長	村長
村長	<p>あくまでも地図上の検討でありましたので、今言われた納骨堂ですか、そちらのほうだと、小石原のほうからだ勾配は急でも上がれるのかな、という議論もさせていただきました。</p> <p>ただ、今度は下り口がですね、なかなか難しいということで、それよりもっと、どう言いますか、例えば小石原のほうを向って納骨堂がありますね。その向こう側の谷と言いますか、あの辺りが地図上では緩やかになっております。</p> <p>しかし、逆にその峰を超えますと、向こう側ですね、つまり小石原側寄りのほうがもっと急な勾配じゃないと、なかなか道路の開設はできないかなといったところまでは、ちょっと検討はさせていただきました。</p> <p>したがって、どうしても道路の、やっぱり1.2度とかそれ以上になりますと、なかなか通行上もですね、問題があるかと思しますので、その勾配を守っていくためには、相当回したようなですね、道路のつくり方になるんじゃないかと思っているところがあります。</p> <p>先ほども言いましたように、いつ次の災害が来るか分かりませんし、住民の皆さん方のご不安というのはですね、重々承知しておりますけれども、もう少し時間をいただいて、それで、まずは調査等をですね、させていただきたいと思っているところがあります。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>その検討はできるだけ早くお願いしたいんですが、言ったように、多少小石原のほうですね、あっちから上がるのは、ちょっと行った、回りになるかもしれませんが、上から行って、その納骨堂のところを通ったら、もう少しまた久毛線の上のほうに出るという計画をしたらどうかという住民の意見もございましたので、そういうところも加味して検討をよろしくお願いします。</p> <p>次にですね、小石原の水道についてですね。</p> <p>今度鶴地区まで小石原地区の水道の水を貰うようになったんですが、前ですね、小石原地区で愛林学荘があるところですね、あっちで水使ったら足りないようになったという、住民の方から不安な声が聞こえてきたんですね。</p> <p>今度も旧小石原小学校跡地を活用するようになってはいるんですが、またいろんな施設ができると思います。水も使うと思うんですが、鶴地区に延伸するときいろいろ説明は聞いたんですが、そういうことが起きても、絶対今度は水が足りないようにはならないのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>小石原浄水場の整備をですね、平成28年度までにさせていただいております。</p> <p>そういった中で、給水能力が1日当たり380㎥という数字を有しております。</p> <p>現在、その給水区域内ですね、その使用量が230㎥ということで、まだと言いますか、150㎥ほどのですね、能力は有しているところであります。</p> <p>旧小石原小学校を想定いたしまして、100人ほどの方が利用すると。その辺り、</p>

	1日当たり50m ³ 使用するというを見込んでですね、先ほど言いましたように、150m ³ の、現在のところ余力がありますので、そういった点ではまだ大丈夫だと思っところであります。
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	今流行りと言ったらおかしいんですが、想定外というのが起きますので、その想定外になってもですね、十分余力があるくらいの水量を確保していただきたいと、よろしく願いいたします。 次に、3番目の質問です。 あと、これ2つに分けた方がいいかなとは自分で思ったんですが、関連があるから1つにさせていただきます。 東峰テレビと災害のですね、復旧・復興のことです。それと日田英彦山線ですね、の問題を取り上げさせていただきます。 東峰テレビはですね、一応村営と申しますか、村の村民テレビだと自分は思っているんですが、村民テレビの、自分は大体分かってはいるんですが、責任者は誰でしょうか。
議長	村長
村長	東峰テレビの局長は副村長ということになっておりますけれども、最終的な責任者は村長だと思います。
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	だと思んですが、今ですね、番組制作等は別な会社に委託していますよね。 そこの方が、なんか新聞によりますと、代表になっているんですね。もちろん新聞社が悪いと言えば、それで終わりなんでしょうけど。 今の状態ではそういうふうに見えるわけなんですよ。そこのところはどうなっているんでしょうか。
議長	村長
村長	新聞にそう書かれていたということだと思いますけれども、あくまでも先ほど申しましたように、最終的には村営のテレビ局でございますので、新聞の記載の仕方が間違っていたのではないかと思います。
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	だとは思んですが、そういうときはできたら新聞社に苦情なり言っただけでいいんじゃないかと思うんですが。 それで、私が今言ったように、日田彦山線問題を出しましたけれども、さっき村長からの答弁にもありましたけれども、守る会と言いますか、いろんな民間の人が運動していただいて一生懸命やっているんですが、東峰テレビでですね、この日田彦山線問題とか取り上げてもらったことはないと思うんです。 だから、番組運営、制作を委託していると言っても、さっき言ったように村営テレビじゃないからということになれば、こちらから、こういうふうにやってくれということは言えると思うんですが、日田彦山線問題とか大きな問題と思うんですが、そういうのを取り上げてもらってないのはなぜですか。
議長	村長
村長	日田彦山線のJRからの住民説明会、10月2日ですね。これにつきましては、東峰テレビのほうでも十分流させていただきます。その後につきましては、私もちょっと記憶がありませんけれども、村から出ます広報等についてはですね、特集を、災害復旧それからJR日田彦山線、こういったことにつきましては、住民の皆さんにお知らせをさせていただいているところあります。

議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>この東峰テレビというのは、この東峰村で言えば一番大きな媒体と言いますか、情報発信の手段だと思うんですけども、普通民放とかいろんな、NHKでもそうですが、討論会というのがあってますよね。</p> <p>ああいうような形態で、この日田彦山線問題を取り上げるとか、いうことはできないんですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ちょっと失礼な言い方も分かりませんが、いいご提案をいただいたと思っております。</p> <p>討論と言いますと、相手が反対、賛成というような形になるかと思っておりますけれども、ちょっと東峰村においては98%が鉄道での復旧というアンケート結果も出ておりますので、その辺りはどうなのかなと思っておりますけれども、賛成側の討論等でもですね、できないことはないのではないかと思います。</p> <p>そういった中で、大変失礼な言い方ですけども、いい提案だなどと思っておりますので、またちょっとこの件については考えさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>今言ったように、なんか偏った放送になるのかなと思わんことはないんですが、やっぱり東峰村としてどうしても鉄道での復旧を願うのであればですね、東峰村はこれだけ頑張っているということ、他のところにも情報発信と言いますか、やっていたきたいと、自分たちとしては思うからですね、そういうような方向も、やるのもいいのかなとは思っています。</p> <p>その東峰テレビのほうもですね、さっき言いましたように、祭りとか催し物の結果と言いますか、様子なんかは、放映はされているのは自分も分かってはいるんですが、今言ったように、討論とか討議とか、なかなかやってないと思うんですね。</p> <p>こういう大きな問題があったら、その日田彦山線問題でももう時間がないと思うんですね。できるだけ早く、東峰村民はこれだけ頑張っているというような番組制作をやらせてもらいたいと思うんですが、いかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほども討論の話を申し上げましたけれども、98%の方が鉄道での復旧賛成、じゃあ2%の方は反対かと言いますと、アンケートの結果は、今の代行バスでもいいという方が2%でありまして、BRTでいいという方は1人もいなかったわけですね。</p> <p>そういった中で、討論となりますと、やはりどうしても賛成、反対というような討論の方向性になるのかなと。そうしますと、反対をする方に非常にですね、やっぱり非常にプレッシャーを与えるのかなと、今思った次第であります。</p> <p>しかし、その賛成側ばかりですと、当然今までいろんな形で、新聞等にも出ておるような状況であります。</p> <p>良いご提案と先ほど申しましたんですけども、ちょっとこの件については考えさせて下さい。</p> <p>逆に、ちょっと村民の皆さんの団結とか、そういったものがですね、壊れるようなこともあるのかなと、ちょっと考えましたので、当面考えさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>村長、なんか討論、討論と言うけん、今言ったように、反対者がおらなでんとは思いますがね、東峰村民はこれだけ鉄道での復旧を頑張っているという情報発信をしていただきたいわけですよ。私は、そっちのほうを言っているわけで、今言ったように、討論じゃなからんかんとか言っているわけじゃないんですよ。</p>

	<p>討論みたいな形ということですから、そういうような鉄路での復旧、全然こっちらからお金を出さなくていい復旧ということの情報発信ですね、をやっていたきたいと、自分は思っているわけなんです。</p> <p>だから言ったように、討論じゃなくてもいいんですよ。村民がこれだけ頑張っているという姿勢を内外に発信していただきたいと、そういうことです。</p> <p>そういうのもありますので、この災害の復旧・復興の問題についても一緒なんです。</p> <p>自分たち議会のあれを出してますけど、ここがきれいになりました。ここはまだですという放送をやっています？</p> <p>自分たちはいろんな説明していただいて分かるんですけど、村民の方は、竹のどこら辺がきれいになったとか、古城原のどこがきれいになったとか、小石原地区の人は分からないし、逆にそれが、宝珠山地区の人は小石原のどこがきれいになったと、分からんやないですか。そういう放送もやっていただきたいと。</p> <p>だから、村民のためになってるテレビかって、自分は言いたいわけですよ。だから、もうちょっと村民に、何でも分かりやすい放送をやっていたきたい。</p> <p>さっき言ったいろんなお知らせは、東峰テレビですすぐ言いますが、放送でやっていますよね。何について、何について。でもその時間につけても、結局15分、20分見ないと全部分からないわけですよ。</p> <p>だから、時間のない人はおそらく見ないでしょうし、仕事しながら、外で聞こえるなら、そのほうが自分はいいと思うんですよ。防災無線の放送のほうが。</p> <p>だから、もうちょっと放送の仕方をですね、テレビの放送の仕方を考えていただきたいということなんですけど、どういうふうにお考えでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>近々にですね、東峰テレビ審議会等もごさいますので、またその中でちょっと、議論はさせていただきたいと思っておりますけれども、テレビをやっているのを防災無線で流せというのもですね、ちょっと問題があるかなと思いますし、確かにテレビというのは、見とかないとよく分からないところがありますよね、ラジオと違いまして。そういったところもあります。</p> <p>それから、災害の状況等については、最初、岸本さんがいろいろ歩いて映していただいて、それが放映されたということで、これは小石原の人からだったんですが、宝珠山の状況がですね、分かったというようなことも聞いております。</p> <p>そういったところで、まずはちょっと、その東峰テレビ審議会のほうでですね、議論をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	今言ったように、壊れたところは放送しましたよね、直ったとこしました？
議長	村長
村長	<p>全然流してないかとは、流してはいると思います。</p> <p>5月と7月に放送しているということで、岩屋駅前橋の渡り初め式あたりも流れたところではあると思います。</p> <p>また、議員のご意見も伺いましたので、どういった内容を放映するのか、ちょっと災害対策室等でもですね、検討しながら、流していきたいと思っております。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>それと、その審議会があるならですね、自分たちはプロデューサーと総合プロデューサーというのは裏方さんの仕事と思っています。</p> <p>見ながら指示するとか、こういうふうにやるとか、教える人がプロデューサーとされているんですが、村長はどうお考えですか、プロデューサーの位置付け。</p>

議 長	村長
村 長	<p>私もはっきりした回答を持ち合わせておりませんが、なかなか難しい質問で。プロデューサーというのは番組を制作するほうの、1つのですね、番組を制作するほうの総称かなと。</p> <p>それから、総合プロデューサーということだと、それも、他のいろんなところも含めた、当然総合という名前が付いておりますので、そういった部署かなという気はいたします。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>自分がこれをお伺いしたのはですね、総合プロデューサーがいつまで経っても真ん中におると、テレビに出っ放しと、村民から言われたからですね、ちょっとお伺いしたわけです。</p> <p>さっきも言いましたけど、村民テレビだと思うからですね、彼も、総合プロデューサーの方も、村民で運営できるテレビ局にする。それが夢。25年間それを夢見てきたと言っていましたよ。</p> <p>それが全然、村民だけでまだできるようなのじゃないわけですね、あの人が真ん中におるから。だから、そこを審議会等でも話し合っていたらいいと。</p> <p>あの人がいろんな人を呼んで来て、やるのはいいんですが、このやっぱり東峰村で、東峰村のことを放送するテレビ局になってもらいたいと思っているんですね。</p> <p>言ったように、災害のことも、日田彦山線問題でも、そういう身近な問題を取り上げていただきたい。そういうふうに分かっているんで、真の東峰村民テレビにしたいというふうに分かっているんですね。</p> <p>今、協力隊員が2名入ってますよね。だから、これから東峰テレビというのは、どのような方向性をもって、どのような方向に向かっていくのか教えてください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>やっぱり住民のための東峰テレビというのは、当然目指していかなければならないところがございますけれども、なかなかそういった住民の方も育てないというのが、1つ大きな原因であるだろうし、何で育てないのですかということも言われるかと思えます。</p> <p>そういった中で、やはり私どもとしても東峰テレビをですね、できるだけ住民の皆さん方に今まで以上に見ていただくために、スタッフをもう少し揃えたほうがいいのかなということで、現在2名の地域おこし協力隊員が入ってくれているわけがございます。</p> <p>そういった中で、こういった方向性に持って行くのかということもでございますけれども、なかなか同じものをずっと流しておるとかですね、そういったご批判等もいろいろお聞きしておりますので、今後につきましては、週にですね、1回と言いますか、最低でも2週間に1回ぐらいは変わるような形ですね。やはり、あんまり時間のずれがないような放映の仕方をやっていきたいなと思っております。</p> <p>そういったところについても、今回の東峰村のケーブルテレビ審議会の中でですね、お諮りをしたいと思っております。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>番組の間ですね、昔の日田彦山線の岩屋駅の近くのね、桜の咲いた時期とか映るんですが、今の状況を映していただきたいんですよ。前はこうだったけど、今はこうだというふうな番組の作り方と言いますか、放映の仕方ですね、そういうのをやっていただきたいわけですよ。日田彦山線はこれだけ大事なんだって。そういうところも考えてやっていただきたいんですよ。</p> <p>だから、今言うケーブルテレビ審議会でも、いろんなお話はしているとは思って</p>

	<p>すが、審議委員だけじゃなく、今言う村民の意見もですね、もう少し取り入れていただきたいと。</p> <p>前課長ですかね、企画政策課の。もうものすごく安い金で請けてもらっているから、二言目にはそれを言うんですね。それじゃ、請けてもらっているということは、その金でやってもらわないかんわけですよ。</p> <p>だから、もうちょっと考えて、番組作りを村民のためにやっていただきたい、東峰テレビにさせていただきたいと。</p> <p>だから、さっき言いましたように、審議会等で話し合いをするときはですね、もう少し広く意見を聞いていただきたいと、そのところを、最後答弁をいただきまして、私の質問は終わらせていただきます。</p>
議 長	村長
村 長	<p>さすが以前ですね、東峰テレビに住民ディレクターあたりをやっておられた議員という気がいたしますが。</p> <p>やはりですね、今日の質問の中で言われてました、やっぱり村民のための東峰テレビでございますので、もう一度やはり原点に戻ると言いますか、そういった中で、今後の東峰テレビのあり方等もですね、議論をさせていただきたいと思っているところであります。</p> <p>何と言いましても、賛否両論、これはもう当然、何でもあることでございますし、そういった点も踏まえまして、近くですと日田辺りがですね、ケーブルテレビ、日田市辺りがやっていますので、そういったものも参考にしながら、また、より良い東峰テレビをつくっていきたいと思っております。</p>
散 会	
議 長	<p>これもちまして、本日の会議を終了します。</p> <p>明日11日は、午前9時30分から開会します。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(15時23分)</p>

第8回 東峰村議会定例会会議録

令和元年12月11日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

令和元年 第8回東峰村議会定例会議事日程

令和元年12月11日開議

日程第 1

一般質問

開 議	
議 長	<p>改めまして、おはようございます。 ただ今の出席議員数は、10名です。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。 6番 高倉寛視議員の質問を認めます。 6番 高倉寛視議員</p>
6 番	<p>まず、ふるさと納税について、ということで伺いたいと思います。 まず、担当課長にお伺いいたします。 今年度の納税金額はどれくらいか。10月か、11月はまだ出てないと思いますけれども。またですね、返礼品の登録件数は、昨年と比べてどのように変化しておるのかを、お聞きしたいと思います。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>ただ今のですね、今年の10月末までのふるさと納税の納税金額につきましては、398万6千円の納税をいただいております。 返礼品につきましては、今年の4月時点ではですね、43品目の登録がありまして、11月末につきましては、66品目の登録をいただいているところでございます。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>今度は村長にお伺いしたいと思います。 納税金額を増額したいということで、地域おこし協力隊に入ってもらったんだろうと思います。 村としてですね、協力隊員をうまく活用し、また補佐をしていながら、村に納税していただける方をですね、増やしていくべきではないかと私は考えております。 これはですね、ちょっと趣旨が違うかもしれませんが、今、地域おこし協力隊員が数名入ってきております。隊員の皆さんたちはですね、やはり村のために、自分のためかもしれませんが、村のために活動しようとしているということですね、やはり東峰村としては真剣に考えるべきだと、私は考えております。 そして、村の発展に向けてですね、力を借り、またこちらも協力しながら、共に歩むべきだと私は考えておりますけど、そのところはどうのように考えておりますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今、議員のおっしゃるとおり、村といたしましても、地域おこし協力隊を村に来ていただき、そして村の活性化、また発展のために地域おこし協力隊を要請しているところであります。 ふるさと納税につきましては、7月からですね、地域おこし協力隊に来ていただいて、活動していただいているわけですが、やはりふるさと納税を増やしていく、これは重要なことでありますし、魅力的な返礼品を増やすために、今、商工会とか陶器組合、それから各窯元さん等にも要請をいたしまして、返礼品登録の協力をお願いをしているところであります。 その返礼品の登録やチラシの作成等の広報業務を、現在、ふるさと納税担当の地域おこし協力隊にやっけていただいているというところであります。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>今から副村長にお伺いいたします。 あなたはふるさと納税をですね、大きく伸ばしていきたいということを話していた</p>

	<p>と聞いております。どのようにすればですね、ふるさと納税が伸びていくと考えておるのか。</p> <p>せっかく国の補助を受けてふるさと納税の隊員として来ておるのに、なぜもっと協力的に支援をして支えていかないのか、私はちょっと疑問に残るところがあるんですけど、そのところはどのように考えておりますか。</p>
議 長	副村長
副 村 長	<p>ふるさと納税につきましては、私、副村長がですね、ふるさと納税推進委員会の委員長という立場でもございまして、推進に向けてですね、今年度も委員会を開催して、村を挙げてですね、頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。</p> <p>そういったこともありまして、7月から地域おこし協力隊員の方にも入っていただいてですね、活動をしていただいているという状況でございましてですね、職員それから協力隊員、それから各課ですね、みんなで力を合わせて頑張っていきたいという思いでございます。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	東峰村ふるさと納税アドバイザーという名を持つ木下氏へのですね、アドバイザーの名前が付いた経過を教えてください。
議 長	副村長
副 村 長	<p>東峰村ふるさと納税アドバイザーの件についてでございますけれども、村としましてはですね、ある方においてふるさと納税の支援をですね、災害以降ふるさと納税のアドバイス等をいただいておりますですね、そういった経緯もございまして、ふるさと納税アドバイザーということですね、委嘱をさせていただきたいと考えておりましたけれども、最終的にはですね、ご本人の意向もございましてですね、ふるさと納税アドバイザーの任命にはですね、至っていないという状況でございます。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>アドバイザーという名が付いていないわりにはですね、結構村の納税のことについて、いろんなことをおっしゃっております。</p> <p>この方がですね、聞くところによると、先ほど村長が言われたように、チラシの作成をということをおっしゃいましたけれども、それをね、したのに対してダメ出しをしたり、窯元さんたちとですね、歩調を合わせて話を進めているのに、これは一村民と言わせていただきます。一村民を通じてですね、直接窯元さんに連絡をして、窯元さんはどちらの話を聞いていいのかわからないと。これは、直接私は聞きました。そういうふうな混雑をするようなことが起きているんですね。</p> <p>木下氏と村民の方が、委託はしていないということでございますけれども、こういうふうな方に対して、村は何も言えないんですかね。</p> <p>せっかく協力隊員が頑張っておるのに、頭ごなしに何は駄目だ、かには駄目だ、チラシは駄目、こういうものを作るデザイナーの気が知れない。デザイナーじゃない、ただの協力隊員です。</p> <p>そういったことを平気で言う木下さん、こういうふうな人は、村としてどのように考えます。</p>
議 長	副村長
副 村 長	<p>議員おっしゃる方からはですね、ふるさと納税の推進について、昨年来アドバイスをいろいろいただいております。</p> <p>例えば、チラシの作成の仕方であったりとか、返礼品をこれぐらい増やしたらいいよとかですね、あるいはポータルサイトについてもですね、現在、さとふるというサイトだけであったんですけども、もっと増やしたほうがいいとか、細かいところでですね、丁寧なアドバイスをいただいているところであります。</p>

	また、そのアドバイスを受けてですね、担当課それから地域おこし協力隊員が一緒になってですね、推進活動に取り組んでいただいていたというふうに、私としては認識をしております。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	認識はしておりますけど、現実はどうなんでしょう。何か効果はありましたか。
議長	副村長
副村長	効果については冒頭ですね、住民税務課長が申しあげましたように、今年10月末までの納税額は398万6千円でございます。 昨年と比較いたしますと、昨年度の10月末時点では231万2千円でございますので、本年度についてはですね、昨年度と比べますと、167万4千円の増額ということですね、確実に効果は出ているというふうに考えております。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	私が今、ちょっと手元に持っているのが、木下氏のブログです。 この中にですね、村にはふるさと納税に必要な予算が全く確保してないと、ということが書かれております。 ふるさと納税をするための予算というのは、どのような形で出すのか。それもちょっと伺いたいと思います。
議長	副村長
副村長	予算につきましては、すべて歳出予算に計上して執行するという形になっております。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	ふるさと納税のために予算をどのように出しておるのか、どのような使い方をしておるのか、それを教えてください。
議長	副村長
副村長	ふるさと納税予算についてはですね、先ほど申しあげましたポータルサイトのさとふるへの委託料、それからまたですね、編成品の料金、それからまた返礼品をですね、納税者の方にお送りする郵送料、そういったものを計上しているところでございます。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	また、木下氏のブログに戻らせていただきます。 さとふるとかいうところに委託をしておるということでございますけれども、この中にですね、役場の作業が進まないのは、職員1人でやっているからか、この人のやる気のなさなのか分かりませんが、結局、現時点ではさとふるに登録できただけで、楽天には結局登録ができなかったと、いうふうなことも書いております。 この職員が1人でやっているから、職員のやる気のなさという、これに対してですね、副村長はどのように考えます。
議長	副村長
副村長	議員、おっしゃるものについてですね、私も正確に今把握をしておりますけれども、ポータルサイトにつきましては、昨年度はさとふる1つだけでしたが、今年度からですね、10月の30日からさとふるというサイトにも登録をしております。 また、楽天というサイトについてもですね、今月20日を目途にですね、使用できるようになっているところでございます。 職員についてはですね、限られた予算、また限られた人員の体制の中でですね、精一杯頑張らせていただいているというふうに考えております。
議長	6番 高倉寛視議員

6 番	<p>この2つ目のブログは、昨日木下氏が出したものです。 自治体には予算が何も組んでありませんと、書いております。 それで、自分がふるさと納税をした返礼品として、カメラマンを呼んだということも書いております。2日で10万円でしたと。 このカメラマンはいいんです。今からちょっとカメラマンのことに聞いて聞きますけれども。 このカメラマンは、元々木下氏が連れてきたのですけれども、スポーツ、動く人を撮る専門だったらしいですね。それを陶器、まるで動かないものを撮るカメラマンとして連れてきているわけなんですね。 これは、副村長はご存じだと思いますけれども、こういうふうな人が本当にふるさと納税のチラシというんですか、ブログにあげるといい写真が撮れると、それはどのように考えますか。</p>
議 長	副村長
副 村 長	<p>写真の撮影についてはですね、ふるさと納税の返礼品をサイトに掲載するわけですが、見栄えのいい写真と言いますか、写真を見て少しでもですね、ああ、いいなと思ってもらえるような写真にすることが大事であると、というようなアドバイスもいろんなところからいただいております。 その中で写真撮影会ということを行ったわけですが、陶器専門のカメラマンではないということについてはですね、私もですね、あとから聞いたところでございます。 しかしながら、陶器専門のカメラマンというのものなかなかですね、簡単に見つかるものではないと思いますし、陶器を撮影したことがないからといってですね、じゃあ、撮影ができないということでもないと思いますので、その辺はできる限りのところでですね、写真を撮影していただいたんじゃないかなというふうに考えております。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>このようにですね、木下氏がいろいろとアドバイスなのか、何かよく分かりません。この中にでもですね、あるわけですね。 村のふるさと納税に対する責任者は誰なのか、役場、自治体として、その定義がなされていないということを、しっかり言われておるわけですね。 これに対して、村はどのように考えておるのか。本当に納税拡大の責任者がですね、明確になり、その方が拡大計画を作るのにはどのようにしていくべきなのか。それはどのように考えておりますか。</p>
議 長	高倉議員、木下氏においては、一般人ということで、先ほど委嘱も何もないということで、誤解のないように一般質問を行っていただくようお願いをします。 副村長
副 村 長	<p>その先生のブログにですね、そういった記事が掲載されているということで、その真意は定かではありませんけれども、ふるさと納税を拡大していく上でのですね、どういったふうに取り組んでいくのか、そういった計画作りというのは、これは、大切なことだというふうに思っておりますし、また、ふるさと納税推進委員会という委員会もございますので、担当課それからまた推進委員会、そういったところを活用してですね、しっかり計画的に実施していくことが必要であろうというふうに思います。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>このようにですね、今アドバイザーでもない、普通の一般人、ただ昔から、以前からアドバイスをいただいております。 そういう人がですね、せっかく来ているふるさと納税の隊員に対して、納税関係、このような仕事にですね、非正規雇用の女性では無理だと思いますとか、そういうこ</p>

	<p>とを、もしこれをね、本人がそういったことを言ってるのに対して、副村長たちはそれら対して、どのように返事しました。</p> <p>本当にそれで、この方がそのように言ってることが正しいと思うのか、それは違うんでないのかと返事したのか、そこのところをお聞きしたいと思います。</p>
議 長	副村長
副 村 長	<p>議員がおっしゃるような、そういったアドバイスの真意というのは分かりませんが、その先生からはですね、冒頭申し上げましたように、災害以降ですね、ふるさと納税、いろんなアドバイスをいただいております。細かいところまでアドバイスをいただいているところです。</p> <p>また、先生ご自身、またそれから先生の呼びかけによってですね、多くの寄附をいただいているということもございます。</p> <p>そういった中でですね、いろんなアドバイスをいただきながら、また今年の2月にはですね、村づくり・ひとづくり講演会にもお出でをいただきましてですね、また、ふるさと納税の話もですね、少ししていただくなど、いろんなご支援をいただいております。</p> <p>そういった中でふるさと納税アドバイザーという形ですね、先生を正式に任命しようということを進めていたわけですが、最終的には先生の意向もあってですね、至ってないというところがございますので、ただ単にアドバイスをされているというわけではなくて、そういった中で、継続的にですね、被災者である東峰村に対してご支援をいただいているということで、それについてですね、村からの特に委託等もしていませんので、あくまでも先生のご厚意でですね、これまでやっていたというところでございます。</p> <p>先生からいろんなアドバイスをいただいているということで申し上げましたけれども、予算面それから体制の面ですね、なかなか先生のスピード感、そういったものについて行けない部分もあったのではないかとというふうに、私も考えております。</p> <p>それについては、村を挙げてですね、予算の措置であるとか、あるいは体制の充実、そういったことを考えていかないといけないというふうに思っていますので、それを協力隊員の方1人でですね、解決できる問題ではないという意味合いで、先生はおっしゃったのではないかとというふうに、私は受け止めております。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>副村長、申し訳ないですけどね、今のは私に対する答えになっていない。</p> <p>こういうふうに非正規の職員、女性職員では無理だということに対して、あなたは、村は、どのように返答するのか。また、どのように考えておるのかということをお聞きしたかったです。教えてください。</p>
議 長	副村長
副 村 長	<p>繰り返しになりますけれども、先生からのアドバイスについてですね、予算面それからまた体制の面ですね、村としてまだ十分ではなかったと。そういうふうに受け止めているところであります。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>行政の得意なはぐらかしなんですけどね。</p> <p>非常に納得のいく返答ではないと考えております。これ以上言っても、また同じことでしょうけど。</p> <p>最後にですね、このようにですね、立つ位置、アドバイザーかアドバイザーでないのか分かりません。一村民もそうです。</p> <p>立つ位置の問題で、非常にその人の位置の問題で大きな問題になることもあります。大切なのはですね、やっぱり村民がふるさと納税を通して、村も良くなり、村民</p>

	<p>の方の生活も良くすることが大事だと、私は思っております。</p> <p>私の見る限り、彼らの行動や言動は、村民ではなく増税額のみを見ているような気がしております。これではですね、登録件数を増やしても、村民からのクレームが来る可能性が、非常に私は多いと考えております。</p> <p>やはり本当にふるさと納税をしていただこうと思うのであればですね、やはり村独自の考えでやっていくのが、私は本当だと思います。</p> <p>確かにアドバイスは、よそでやっている人のアドバイスは必要かもしれませんが、この方は別にふるさと納税で実績を上げた、ただ、納税をしていただいたというだけの話であって、他のところで納税の額を極端に上げていただいたという、そういうふうな実績があるわけでもございません。</p> <p>ですからですね、そういうことはやっぱりもう少し考えて、村そのものがやっぱり真剣に納税をしていただくというふうな考えにならないと、これから本当に、今年300何十万、去年よりもいくらか増えとるということをごさいますけれども、「55字削除」やはり村全体が本気で取り組んでいかないと駄目だと私は考えております。そのところはどのように考えますか。</p>
議長	<p>ただ今の発言で、不適切な発言があったように思われますので、会議録を調査し、あれば、是正をいたします。</p> <p>副村長</p>
副村長	<p>ふるさと納税ですね、この制度を活用してですね、村として税収を進めていく、これはほんと議員のおっしゃるとおりですね、しっかりやっていかなければならないと、いうふうに私も考えております。</p> <p>平成28年度までについてはですね、年間100万円から200万円程度の納税額でありました。平成29年度、災害のあった年でありましたけれども、その年については災害の寄附金ということもありまして、7、100万円程度納税をいただいたというふうに記憶しております。</p> <p>それからですね、昨年度、平成30年度についてはですね、1、400万ということで、災害の当時7、100万円から比べると大きく落ち込んではいらぬですけども、昨年度から少しずつですね、返礼品は増やしてきておりますので、災害前の100万から200万円というところから比べるとですね、大きく増やしている。</p> <p>また、今年もですね、今のところ昨年度を上回るペースで納税をしていただいているということでもありますので、今後もですね、また一層返礼品の拡大、それからですね、サイトを増やす、または広報活動の充実、そういったことで議員のおっしゃるとおり、ふるさと納税については、しっかり進めていきたいというふうに考えております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>次に、ゲストハウス事業ということで、お伺いしたいと思います。</p> <p>まず、ゲストハウスの竣工日というのは、もう決まっておるのでしょうか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>ゲストハウスの竣工につきましては、議決事項でもありましたように、11月末ということをごさいました。</p> <p>ただ、工事着手につきましては、議決が遅れた関係もございまして、建物につきましては、1月ぐらいになるかと思っております。</p> <p>それとあと、横の村道の工事が行われておりますが、村道工事にかかわる倉庫の移転補償、その関係で、移転工事のほうが来年1月いっぱいぐらいかかるかなというところをごさいます。</p> <p>その関係で外構工事、その箇所に外構工事をごさいます、その工事がその後と</p>

	ということになりますので、全体竣工につきましては、3月ぐらいに入り込むんじゃないかなというところで、今計画しているところでございます。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	ゲストハウスを運営するというこの団体でございますけど、9月の質問だったですかね、村長のほうには指定管理料は出さないということをおっしゃってありました。このことは、その団体さんにも説明はしておるのかどうかを、お聞きしたいと思います。
議長	村長
村長	ゲストハウス事業につきましては、運営法人が将来的には指定管理料に頼らずに、自立、自走することが目的であります。指定管理料がないことを前提としてですね、事業を進めていただいているところでありますので、そのように説明をさせていただいております。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	宿泊施設としてのですね、営業許可はもう出ているのか、完成してからそれが下りるのか、そこを伺います。
議長	村長
村長	宿泊施設の営業許可につきましては、現在申請をしなければならないと思っております、12月定例議会の補正予算等にもですね、定かではありませんけれども、5万円ということをお計上をさせていただいているところであります。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	ゲストハウスを運営するというのであれば、非常に難しいことだと、私はずっと考えておりました。 これですね、ゲストハウスの運営団体の人たちが、今からやっぱりおもてなしとかいうことをしなきゃならないと、私は考えております。そういった面ですと、これから研修とか、そういったものを行う計画があるのかを、お伺いしたいと思います。
議長	企画政策課長
企画政策課長	オープンに向けまして、いろいろ準備等、そういったことが必要になってきております。 それで、施設管理につきましては、竹棚田法人ということで、法人のほうと、そういった内容につきましては、今現在、協議を進めておるところでございます。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	準備をしているということでございますが、これもまだ建設中ということでありますので、これちょっとどうなのかと考えますけれども。 当然できてしまえば、村民への内覧会とか落成式の期日、オープンの期日、開店に伴う記念行事とか、そういったものをおそらくしなきゃならないと思うんですけど、それもまだ話し合いの途中なのでしょう。
議長	企画政策課長
企画政策課長	まず、オープンの日にちにつきましては、まだ決定はしていない段階でございます。そういった中での準備ということで、今進めているところでございます。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	ちょっとまた下がって聞きたいと思いますが、利用料金のことを聞きたいと思っております。 これは、以前おっしゃっておったままの利用料金なのか、1棟借りて、借上料が2万円、別に宿泊費1人5千円、食事を頼めば夕食が5千円、朝食1,500円というふうなことではございましたけれども、これは、やはり変わってないのでしょうか。
議長	企画政策課長

企画政策課長	以前、試算の中でそういった説明をしております。金額につきましても、まだ決定をしている段階ではございません。まだ、今からその辺につきましても協議をしていくところでございます。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	いつも、私がずっと今まで言ってきたように、どのような料金体制になるか、私も、計画中ということでございますけれどもですね、これが本当に黒字化になって、棚田景観保全委員会ですか、のほうの資金提供ができるのか、竹地域の活性化に本当に貢献できるのかというのが、ずっと私は疑問に思っていました。 これに対してはですね、今の状態で、行政として、本当に資金提供ができるのか、竹地域辺りの活性化に貢献できるのか、そこのところはどのように考えておりますか。これは、村長にお伺いしたいと思います。
議長	村長
村長	議員が心配されていますように、ことにですね、ならないように、行政としても一生懸命取り組んでいるわけございまして、竹地区の活性化のため、そしてひいてはやっぱりその近辺のですね、活性化に繋がるようなことということで、やっていることであります。決して活性化に繋がらないような方向での業務というのははしないわけでございますので、その辺りはご理解をお願いしたいと思います。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	次にですね、このゲストハウスにお客さんが来たとして、その料理ですね、これは先日農家レストランですか、そこの話もありましたけれども、これも今からの話だろうとは思いますが。 料理のスタッフが何人になるのか、スタッフはどのように研修をしたのか、どのような内容のメニューを出すのか、料金はどういうふうにするのかと。 今からの話だとは思いますが、当初の説明ではですね、夕食5千円、朝食1,500円ということでございます。 これだとですね、相当の技量を持った人が来ないと、これほどの料金というのは、とても取れないと思いますが、そのことについてですね、例えばシェフというんですか、料理長というんですか、そういったふうなことはもう考えておられるのか、また、これも今からなのか、を伺いたいと思います。
議長	企画政策課長
企画政策課長	農家レストランにつきましては、地域の竹棚田法人のほうでお願いするということで、お話ししているところでございます。 その中で、どういったスタッフで行っていくのか、その辺りはまだ今から協議をしていくところでございます。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	非常に協議、協議をしているところ、ところということでございますけど、4月の1日ごろに、これ開けるんじゃないんですかね、普通考えたら。 そうした場合、もうあと3カ月しかないわけですよ。それに対して、今、まだ準備中とか話し合いの途中とか、大丈夫なんですかね。 また、ちょっとすみません、これば話が変わりますけど。 ゲストハウスにですね、食事を提供する場合、農家レストランからゲストハウスに運ぶのか、それともゲストハウスに泊まったお客さんが農家レストランのほうに来ていただけるのか、そこのところはどのように考えておりますか。
議長	企画政策課長
企画政策課長	まず、ゲストハウスにつきましては、素泊まりも可能ということで、自炊もできるような簡単な調理施設もございます。

	それからケータリング、ゲストハウスのほうに料理に来てもらう方法、それから、農家レストランへ食事に行ってもらおう方法と、そういった方法も考えられますので、そういったところで考えております。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>これは、私はあまりないんですけど、農家レストランで食事をしたとします。そこでもしアルコールとか飲んだ場合、このゲストハウスから農家レストランまで歩いて行くのか、それとも農家レストランの方が送り迎えするのか、そういったことも将来的に考えておかないと、今、非常に厳しい問題となっておりますのでですね、やっぱりそういったことも含めて、やはり本当に、せっかくもうつくるのであればですね、やはり赤字出して、村からの予算が出ないような考えでいかないといけないと、私は考えておりますので、もう少し本当に上手に、やっぱり経営をやっていただきたい。</p> <p>そこのところをですね、早めにやっぱりどんどん進めていかないと、協議中です、協議中では、私は非常に先が逆に見えないと考えております。</p> <p>だから、今から、もうあと3カ月ぐらいだろうと思いますので、やはり早急にですね、いろんなことを進めて、本当に赤字の出ないような施設にしていきたいと思っております。</p> <p>そこのところを聞いて、私の質問を終わらせていただきます。</p>
議長	村長
村長	協議中という言葉はですね、まだ正式に決まっておきませんので、そういった言葉を使っているかと思えますし、今、議員からいろいろご教授をいただいたことにつきましてではですね、それも踏まえまして、今後の運営計画、そういったところに生かしていきたいと思っております。
休憩	
議長	10時25分まで休憩します。 (10時12分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、5番 高橋弘展議員の質問を認めます。 (10時25分)
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>今回の一般質問は、3点の大きな質問をしまいたいと思います。</p> <p>まず、1点目です。</p> <p>大きな質問としまして、宝珠山ふるさと村の経営についてということです。</p> <p>6月定例会、9月定例会続いてですね、ふるさと村所有の住宅売却の件について、お伺いをしまいました。</p> <p>その中で、9月の定例会の私の質問に対して村長は、この件は代理人、弁護士に依頼しているので、この場での回答は差し控えさせていただきますということを、繰り返し答弁され、全く私の質問にもまっとうに答えていただけない状況でありました。</p> <p>定例会後、事の真相をですね、知られた村民の方々から、多くの方々から、「あれはひどい村長ばい」「謝罪も責任も取らず、自分にだけ弁護士を立てるなんてひどい」「弁護士を立てるなんて何か隠してるんじゃないか」、そういったお言葉をいただきました。本当にひどい答弁、ひどい対応をされていると思います。</p> <p>やはりこの対応で、一番本当に辛い思いをされているのは伊藤氏だと思います。</p> <p>そこで、この9月定例会以降ですね、伊藤氏とこの住宅の件について、解決されたのかどうか、まずお尋ねいたします。</p>
議長	村長
村長	伊藤千鶴氏との住宅の件については、解決をしておりません。

	<p>先般、伊藤千鶴氏の代理弁護人から、慰謝料を払うようにですね、通知を受けたところであります。</p> <p>私は、私の代理弁護人に債務不存在確認請求事件として係争を、委任をしたところ です。</p> <p>また、伊藤千鶴氏の代理弁護人は、村長としてでもなくふるさと村の社長としてでもなく、私個人責任としての慰謝料を請求をしております。</p> <p>今後は司法機関の判断に委ねられるため、この件につきましての村議会での議論は、差し控えをさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	9月定例会では頑なに答弁を拒まれていたにもかかわらず、今回答弁をされたということは、ある程度民衆という部分の話についてもご答弁いただけるということでしょうか。
議 長	村長
村 長	<p>議長にお願いを申し上げます。</p> <p>この件は先ほど述べましたように、司法機関の判断に委ねるように私は、私の代理弁護人に委任をしているところでございますので、村議会での議論をすることにつきましては、議長の特段の配慮等お願いをいたしたいと思っております。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時29分)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時30分)</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>6月定例会、9月定例会で村長が答弁されていたことについて、確認の質問をさせていただきます。</p> <p>6月、9月の定例会どちらともですね、失念していたということで、9月定例会におきましては、伊藤千鶴氏におきましては、本当に失念していたということに対してお詫びを申し上げたいと思っております。というふうにお答えをしているかと思いますが、それで正しいでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	現在もその気持ちについては変わっておりません。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>では、ここで断言をさせていただきたいと思いますが、その失念ということに関しては、嘘です。虚偽の答弁です。</p> <p>そのことについて、後ほど詳しくお伝えしたいと思いますが、まず、この件に対して、何を村長と言い争っているのか分からない、という話をよく村民の方からお尋ねをいただくので、改めて経緯を簡単に説明させていただくと、この住宅についての案件は、九州北部豪雨、平成29年7月に起きた災害後ですね、該当するこの伊藤千鶴氏は住宅、自宅も被災され、その後に自宅に隣接する河川の拡幅工事にかかることによって、立ち退きが予定されることになりました。そこで平成29年11月28日に、頼りにされるご友人、村内のご友人の方にですね、電子メールを村長宛に送られています。村長に対して、伊藤氏のご近所にあるふるさと村の所有していた住宅を売却することが可能か、そして売却可能であれば購入希望したい旨のメールを送られています。</p> <p>その後ですね、すぐ、この伊藤氏の代理をされる方に、村長から直接電話の返信がありですね、村所有ではなくふるさと村の所有であるということで話があって、そういうことであれば、払下げができないかどうか検討していただきたい、調べていただ</p>

	<p>きたいという旨を村長に伝えて、了承した旨、話が終わりました。</p> <p>その後、全く村長、ふるさと村社長である澁谷氏から返答がないまま、一方で、翌年の平成30年3月に、ふるさと村にその住宅についてお尋ねされてきた方の話がとんとんと進み、その年の5月の役員会にて売却の方針が決定されております。</p> <p>その後11月に、もうあの移転、転居が完了したということで聞いております。</p> <p>そういった中でも伊藤氏には全く返答もなく、伊藤氏はその住宅に引っ越されてくることを見て、住居が売却されたということを知ったというふうに聞いております。</p> <p>そういったことについて、社長から、自らの経緯の説明であったり、それに対する謝罪、責任についての言及、そういったことも一切ありません。</p> <p>6月定例会後にも数回伊藤氏との対話の機会があったのにもかかわらず、全く責任を認めず、その後なぜか村長が代理人として弁護士を立てられ、対話の機会を拒む、要は、対話を直接しないという選択をされました。理解ができません。</p> <p>さて、先ほど村長が嘘をついているということについて、言及させていただきます。</p> <p>今年3月23日付の、ふるさと村から伊藤氏への回答より、村長はふるさと村役員会では、本人から正式な意思表示がなかったことから、正式に申し込みを受けた方と交渉を進め、というふうな文章を綴られておりました。</p> <p>ということは、伊藤氏の話を知った上で、住宅の協議をですね、進めていたということになります。</p> <p>さらには、この伊藤氏の代理をされていた方と村長とのメールのやり取りにより、今年5月14日付の村長からのメールで住宅の件がふれられております。</p> <p>その中では、代理の方から相談を受けていた中で、配慮が足りなかったことを誠に申し訳なく思っています。</p> <p>このことについても配慮が足りなかった、要は、この件をちゃんと頭、念頭に置いてしていたんだけど、配慮が足りなかった。そういうことになりますよね。</p> <p>ところが、6月の定例会の折には、失念をしていたという答弁をされております。全くもって失念をしていないですよ。そのことについて、どう考えておりますか。</p>
議 長	村長
村 長	先ほど申しましたように、この件につきましてはですね、司法のところで判断に委ねられると思っておりますので、本村議会での答弁につきましては、差し控えをさせていただきます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>ふるさと村の役員会ではちゃんと念頭に置いて、伊藤氏の相談案件、メールも念頭に置いていたにもかかわらず、次に申し込みされた方との交渉を進めていったという形で、報告もされております。</p> <p>しかしながら6月議会で、失念という言葉が使われて、要は、忘れていたこととしてこの件を処理されようとしております。</p> <p>仮定を立てさせていただくと、伊藤氏のお尋ねを知っていた上で、役員会で説明したんだけど、定例会でそのとおりに答えると自らの印象が悪くなるので失念していたこととして、答弁を失念と答えたのではないのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>再度議長に申し上げをさせていただきます。</p> <p>この件については、伊藤千鶴氏の代理弁護人からも、私個人と伊藤氏との話というようなことで、慰謝料の請求を受けているところでございますので、本村議会でのこの件についての議論については差し控えをさせていただきますよう、議長に再度お願いをいたしたいと思っております。</p>
休 憩	

議 長	協議いたします。 10時50分まで休憩いたします。 (10時39分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。 (10時50分)
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	この大きな質問の中で、ふるさと村の経営についてということで、お伺いしておりますので、ふるさと村社長である澁谷氏、澁谷村長に対してお尋ねをいたします。 今回の件でふるさと村の印象も悪くしているかと思えます。本当に何も責任をお取りにならないおつもりでしょうか。
議 長	村長
村 長	ふるさと村の件で、社長という件でのお尋ねだと解釈をして、答弁をさせていただきます。 ふるさと村の社長としては、この件はあくまでも民民の話ということで、私自身が理解をしておりますので、ふるさと村としての責任の取り方というのは、ないのではないかと考えております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	その答弁に対して、お尋ねをさせていただきます。 澁谷氏個人がされたことというふうな処理にされていますが、澁谷氏個人がふるさと村に与えた印象の悪さ、そういった部分に対しての責任は、何ら発生しないということでしょうか。
議 長	村長
村 長	ふるさと村に悪い印象を与えたのであれば、誠に申し訳なく思っております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	与えているのであればということは、あんまりふるさと村に悪い印象を与えたとも思われてないのでしょうか。お尋ねです。
議 長	村長
村 長	議長に再度お願いを、再々度ですか、お願いを申し上げます。 この件につきましては、先ほど来申し上げているとおりでありますので、村議会で議論をするということは、特段の配慮をお願いをいたしたいと思えます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	残念ながら村長がそういうご答弁ということであれば、今後やはりふるさと村の対応であったり、そういった部分については、厳しく追及をしてみたいと思えます。 また、時を改めて質問をさせていただきたいと思えます。 それでは、次の質問にまいります。 東峰村保育所・保育園のあり方について、お尋ねしてまいります。 これも6月定例会の折に質問したことに対する、再度の質問となります。 6月定例会の折には、小石原保育園では、来年度園児数が予測ですら、7名程度になるということがあり、中の園児の状況を見ると、年長児さん、来年度いなくなるという話も浮上しておりますということで、今後東峰村の保育園、1村に2園ありますけれども、そういった部分はどういうふうに協議していくのか、その中で、以前協議されてきた保育園・保育所審議会、審議委員会のほうを立ち上げるおつもりはあるか、ということと言及させていただきました。 村長答弁では、秋口には、やはりこの状況を鑑みてですね、立ち上げていきたい旨をお話されていたと思えますが、この質問にもありますとおり、東峰村保育所審議委

	員会となるようなものは再度立ち上げられたのか、お尋ねいたします。
議 長	村長
村 長	<p>先ほど高橋議員が述べましたように、6月の定例議会の議員からの質問に対しまして、将来的な園児の減少等を考えますと、今年の秋ぐらいに再度運営委員会を立ち上げ、検討を始める必要があると考えておりますと、答弁をさせていただいております。</p> <p>この件につきましては、今年の10月に担当課から、委員会等の立ち上げについて、総務常任委員会にお諮りをさせていただきました。その中に、今年3月に保育所運営検討委員会での答申が出されたばかりであり、まずは小石原保育園の今後の方向性について、保育園側の意向を再確認してもらい、検討を行う必要があるのではないかというご意見、ご回答をいただいたと報告を受けております。</p> <p>そのようなことから、現状では委員会の立ち上げまでには至っておりません。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>ということになりますと、6月の定例会の折でも、村長、この7名、次年度まだ7名というのが確定ではありませんけれども、今後非常に園児数が厳しい状況に、小石原のほうはなっていく部分に対して、やはり早いうちに、だけれども早急に解決するのではなく、時間をしっかりとかけながらという部分も言及されて、ご答弁されたかと思えます。</p> <p>それを鑑みてですね、今、総務常任委員会に諮られておりますけれども、その後どういうふうに、この園児が減少する小石原地域の保育園事情、ひいてはやはり東峰村全体でですね、これから園児数減少していく方向になるかと思えます。もちろんそれは出生数ですね、もう現状では年間に10名生まれていないというのが、もう実数として上がってきているはずで。</p> <p>それを鑑みると、やはりどこかのタイミングで、そういうことをどういうふうにも子どもたちの保育状況であったり、を考えていくかという機会を持たなければならないのかなと思えます。</p> <p>そういった部分で現状の方針、総務常任委員会に諮られた後どうなっているのか、お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	その後ですね、小石原保育所側とのですね、担当課との話はされたらと報告を受けております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	その後、どうされるのでしょうか。
議 長	村長
村 長	そういった話の内容を踏まえながらですね、それは進めさせていただきたいと思っております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	確認になりますが、基本的にはそういう保育所のあり方であったり、保育事情の部分の検討をしていく会と言いますか、検討会、審議会になるか分かりませんが、そういった会という部分は、立ち上げていく方針ということに変わりはないということでしょうか。
議 長	村長
村 長	いずれにいたしましても、この保育関係の行政につきましては、私は大事なことだと思っておりますので、そういった意味では今後も保育所の運営のあり方等につきましてはですね、当然、議論をしていかなければならないのではないかと考えております。

議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	いきなり保育所のあり方という部分で、民営だの村営だのという部分、話が重たすぎるのかなと、6月定例会以降、自分も果たしてその道筋がいきなりでいいのかという部分は、少し疑問もわいているところで、現状の保護者さんたちの意見を聞く中でも、やはり保育のあり方であったり、そういった部分を積極的に話す場であったり、話して行ってほしいという部分は現状だと思います。 民営だの村営だのという部分は、あんまり保護者としてはですね、どちらかというとしっかりとした園の経営であったり所の経営ですね。要は、園児をしっかりと保育していく環境をどうつくっていくか、そういった話のほうが、していただきたいなという部分も話聞いております。 せっかく1村に2園しかないんですね、そういった部分の保育のあり方に対しての意見交換であったり、検討であったり、そういった形からですね、話を導いていくのもスムーズな方法なのかなというのを感じますが、ぜひ、進め方については、急すぎると難しい部分もありますので、いい具合でという言い方は、ちょっと不適切かもしれませんが、うまく話を、誤解を生まないように進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
議 長	村長
村 長	高橋議員のおっしゃるとおりだと思います。 これは、やはり大きな問題でもありますし、将来園児たちの問題等もございます。そういった点で村として、どのようにこの保育問題等をですね、解消していくのかという言葉を使わせていただきますけれども、そういった問題等についてはですね、やはりいろんな意見等もお聞きした中での、対応という形になるのではないかと考えております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	ぜひ、この東峰村での保育環境がとても素晴らしいという形ですね、移住が増えるような素晴らしい環境をつくっていただきたいと思っておりますし、そういった議論もできるような環境を、ぜひつくっていただきたいと思っております。 この先行きの話から次の話にいきますと、現実問題戻りますと、この小石原保育園、園児数が来年度7名あたりという部分に対して、今までおきましても、保育希望を出していたんだけど、保育士さんの人数が足りなくて、ちょっと待ってくださいとか、美星保育所のほうにまわってくださいという事例もあったかと聞いております。 やはり小石原保育園としても園児数確保してですね、安定した保育と、やはり地域の方々にやっぱり入っていただくような環境づくりというのは大事だと思います。 そういった部分で、今の保育事情よりも超えた形で、例えば保育希望が出された場合に、そういった部分の村からの保育士の人件費であったり、そういった補填というのは、支援、考えられていますでしょうか。
議 長	村長
村 長	小石原保育園につきましては、あくまでも民営でありますので、保育士等の採用が必要となった場合には、その雇用等につきましてはですね、基本的には園のほうで対応していただくという形に、現在はなるのではないかと考えています。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	6月の定例会の折に、この保育所の関係で、一番最後にお尋ねさせていただいたかと思うんですけども。 なかなかこの小規模保育園、20人定員で小石原は動いておりますが、保育園というものは定員に達しないとなかなか経営というものは厳しいということで、皆さんご存じだと思います。

	<p>その部分に対して、やはりこの小石原保育園を存続させていかないといけないと、村長答弁もなされているかと思います。そこに対しての支援、サポートはしていきたいと、そういった部分に対しても、議員各位におかれましては事情を察知の上、ご協力を願いたいという部分おっしゃられているかと思います。</p> <p>安定した運営、そして安定した保育のためには、そういった事情を鑑みて、包括的に小石原保育園を支援していくことが、この小石原地域の保育を支えることになるんじゃないでしょうか。</p>
議長	村長
村長	ご承知だと思いますけれども、現在でも小石原保育所につきましての財政支援等は行わせていただいているところであります。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>議論がかみ合っていないんですけれども。</p> <p>要は、小石原保育園に預けたくても保育士さんがいらっしゃらないと、保育士さんが、今の現状で見きれませんと、法定数の関係でですね。</p> <p>そういった場合に、泣く泣く小石原保育園に預けられなくて、先に入っていた人が優先になるんです。要は、待機児童ですよ。待機園児ですよ。そういったことも生まれているんですよ。</p> <p>そこに対しては、いや、村長今おっしゃられましたけど、補助してるじゃないですか、というのじゃないですよ。そこに対しては全くそういう補助がなく、泣く泣く要は、保育士が見れる数より多くの希望があった場合は、別の保育所、保育園、保育施設に行ってくださいということになりますよね。</p>
議長	村長
村長	<p>別の保育所に行くようになるんですねという話じゃなくて、この問題につきましては、やはり小石原保育園のほうで対応をしなければならぬのではないかと考えております。</p> <p>したがって、そういった判断での、小石原保育園での対応かなと理解をしているところであります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ということは、やはり保育士、現状の保育士ベースでですね、要は、定員を超える、許容を超える保育希望があった場合は、よそに移っていただくしかしょうがないということでもよろしいでしょうか。</p> <p>付け加えます。</p> <p>つまり要は、小石原保育園としても園を継続させていかなければなりません。赤字を出して、保育士さん雇ってですね、園児引き入れました。赤字で園が運営できませんでした。それもご勝手にどうぞというのが、この村の対応なんですか。</p>
議長	村長
村長	<p>そういった話はしてないじゃないですか。赤字を出してるから勝手にどうぞなんて言いました？</p> <p>そんなことじゃなくて、村からも今からでも、現在まででもですね、小石原保育所には財政的な支援というのはさせていただいていることでもありますので、そういったことを鑑みて判断をしていただきたいと思います。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ということを総合すると、そういう保育規模で、なんとか保育士さん足りないけども、この小石原保育園、この地域の保育園になるので預けたいという部分に対しては、新たに村から財政支援、そういったことを検討していただくということでもよろしいでしょうか。</p>

議長	村長
村長	また、その検討につきましても、小石原保育所のほうとですね、お話をさせて、対応させていただきたいと思っております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>やはり小規模保育園、園児数が減っていくと、先生のやり繰りであったりクラス担任の問題というのは、かなり難しくなってくるかと思えます。1人増えたり、1人減ったりという部分ですね、大きく変動していく部分があります。</p> <p>そこをやはり人件費で考えていくには非常に難しいという部分ありながら、やはり村としても、村長6月に答えられた、やはり2園は継続していきたいという部分を維持するのであれば、ぜひ、そういった部分の配慮、サポートですね、積極的に考えていただきたいなと思えます。</p> <p>次の質問にまいります。</p> <p>指定管理者制度及び施設について、再度質問してまいります。</p> <p>この指定管理者制度につきましては、平成28年度からほとんどの村内の指定管理施設において、現在の指定管理契約、5カ年の契約が結ばれているかと思えます。</p> <p>実績をですね、契約以前の3カ年の実績経費及び収入を加味した形でですね、赤字額の補填という意味合いの部分での指定管理料の計算だったかと思えます。</p> <p>現在、もう4年を経過するところに来ておりますが、その間に大きな災害も起きました。</p> <p>聞くところによると、いろいろな指定管理施設を運営される指定管理者のほうですね、経営のほうが厳しいという状況を、ほぼ全体的にですね、お伺いしております。</p> <p>そういった部分で、現在の指定管理料の算定方法に変更されてから、役場なり村として問題、課題という部分は何か考えられているのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	4年になられるということで、28年からだと思えますけれども、指定管理料の見直しを行ってきたところがございますけれども、一定の理解は得られているのではないかと思っております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	その一定の理解というのは、どういったことをもって一定の理解と言われるのでしょうか。
議長	村長
村長	<p>今回消費税等も上がりましたし、それから、最低賃金のほうの変更もあっております。</p> <p>そういった中で村のほうといたしましても、その法的なことに关しましては、指定管理者のほうにはお支払い等もしておりますし、そういった点を考えますと、一定の理解を得られているというふうに思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>先ほど少し説明はさせていただいたんですけども、この平成28年から始まった指定管理料の算定方法に関してなんですけれども、その経費の算定の考え方について、村の考え方ですね、今一度お尋ねをいたします。</p> <p>どういうふうにこの経費というのは算定して、指定管理料を算出しているのか、お尋ねします。</p>
議長	総務課長
総務課長	指定管理制度自体とですね、指定管理者選定委員会の担当が総務課になっております。

	<p>指定管理料の算定につきましては、28年度、主にその指定管理施設を扱う事業間のほうですね、見直したという経緯はございますが、内容についてはですね、見直しという形で行った部分については、一応の基準を設けますという話、また基本としては、村が直営で管理する場合に必要な経費を試算をいたしまして、それに対する収入、利用料金が発生する施設につきましては、過去3年間の収入実績に95%掛けた金額を収入という形でみなしまして、差し引きを行い、それに対しマイナスとなります必要な経費について、指定管理料という形で基本協定を結ばせていただいて、原則として、先ほど村長の答弁にもありましたが、法的等ですね、変更がない限りは5年間その算定でいきますという形で、協定の合意を受けているところでございます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>この協定額、要は、指定管理料の算定額というのは、村から提示した金額でよろしいでしょうか。</p> <p>それとも村と指定管理者が協議をして、出てきた数値なんでしょうか。お尋ねします。</p>
議長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時16分)</p>
議長	<p>一般質問を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(11時18分)</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>申し訳ありません。この協議のときに私が担当ではございませんでしたので、確認をさせていただきました。</p> <p>指定管理料の算定の変更にあたりましては、やはり村のほうがこの基準に基づいて試算を行いまして、その数字についてですね、この指定管理料でいきたいと思っておりますがよろしいですかということで、説明をした上で合意をした。</p> <p>経費の算定については、基本的に村のほうですね、行ったということになっております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>基本的な考えとしてはですね、収益性を生む業態施設であるところに関しては、やはり収益を上げてですね、なんとか村からの支出が減ればという考えもあるんですけども、やはりその裏にはいろんな村民の方の福祉向上であったり、観光誘客であったり、そういう波及性を含めて、継続してやっぱりその施設を運営をしていただかなければならないという村の意図の下、指定管理契約を結んでいるかと思えます。</p> <p>その上で、要は、この歳出項目の算定の仕方が本当に妥当なのかどうか、それが指定管理者の運営を縛ってですね、自由な運営を若干阻害していることになっていないか、という部分についてちょっと言及をさせていただきたいと思うんですが。</p> <p>この歳出の部分の1番、基本的に施設を管理するには人件費が一番大きいかと思えます。</p> <p>この人件費ですね、村ではこの経費計算、どういうふうな形で積算されているのでしょうか、お尋ねします。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>人件費の計算につきましては、その施設、施設、それぞれの施設につきまして、事業規模についてですね、必要最小限と言いますか、必要な人員に対し1名、1.5名、0.5名単位で配置をしたというふうな仮定と言いますか、配置をいたしまして、それに対するその人数掛けるの日当、日当というのが28年度のときの村のほうですね、い</p>

	わゆる臨時職員さんの日額の報酬についての金額と勤務日数を掛け合わせた上で、人件費というものについては算定をしているところでございます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	もう1つ確認なんですけれども、この算定の方法の趣旨としては、統一した基準を設けるとともに、村が直営で管理をする場合に必要となる経費のみを計上するという形でも、確か書かれているかと思うんですけれども。それで間違いはないですか。
議長	総務課長
総務課長	そのように理解いただいてよろしいかと思えます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	この28年度に契約した部分の試算というか経費の計算をですね、改めてすべての施設見渡していただいたところですね、総務課長おっしゃるとおり、人件費に関しては、この日当計算の部分の臨時職員扱いの人件費換算しかされてないんですよね。 そういった人件費の計算、要は、パート職員のな形になりますよね。という方々のみで、収益性を本当に上げていくことが可能なか、可能と考えてこういう試算をされたのか、お尋ねします。
議長	総務課長
総務課長	村といたしましては、その金額で可能であるというか、数字をお示しして、ご理解をいただいて、協定を結んだというふうに理解しているところでございます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	ご理解していただいているというか、もう大体の村内の指定管理業者ですね、継続して運営していただいているので、そう言われればそうせざるを得ないのかなという部分で、契約されたのかなというのも安易に想定できるんですけれども。 施設を運営するにあたっては、やはり管理者を置いて、いろんな施設管理をしていかないといけませんよね。パートの職員さん、臨時の職員さんの力量と言いますか、その人たちのスキルで、館の運営、要は、指定管理施設の運営というのが、果たしてできると思ってこういう試算を立てられたんでしょうか、お尋ねします。
議長	総務課長
総務課長	試算につきましては、その金額でしていただくという形でやっていただいたということで、質問でございますが、できるという形で請けていただいたということで、理解をしているということで、実際4年目になります。この中で、これについて具体的に、例えば管理者を1名必要ではないか、その分についての金額の算定についての要望等をですね、自分としては伺っているわけではございません。 今、議員さんのほうから伺いましたので、次回の算定、まだ令和2年度まで同様の算定で行うということになっておりますので、そういう要望と言いますか、経営ですね、運営というか、そちらのほうに対して必要な項目であれば、次回の算定のときに協議をさせていただきたいと思っております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	この辺の算定というかですね、やはり経営をしたことがない方々で決められたので、しょうがないのかなと言わざるを得ないんですけれども。 要は、パート分しか指定管理の勘案をしてくれないということは、館長職などはやっぱり管理職として必ず運営的には必要になってきます。施設長ですね、事務局長というところもあるでしょう。 そういった部分に関しては、パート分の給料並みに費用を圧縮して運営しなさいという部分を、役場としては言っているのと同じだと思うんですけれども。 そこまで指定管理業者に経営努力をしなさいということを考えているんでしょうか。

議 長	総務課長
総務課長	<p>経営努力というのは、当然民間ということですので、必要なことであるというふうには思っております。</p> <p>ただ、給与の金額につきまして、もう村から一方的にこの金額という話をしたという、すみません、細かい経営についてですね、自分が把握しているわけではございませんが、実際に、これまで27年度までの計算につきましては、当然支出、人件費、それぞれ形態によって報酬、給与等も違うと思います。</p> <p>この中で、単純に、単純にと言いますか、収支を引いて、その分の差引に対して指定管理料を算定していたという部分から、一定の基準に基づいて金額を算定し、その金額を指定管理料として各施設がですね、いただく上で、収益施設については収入で収益を出すという形で、それぞれ努力をさせていただいているということで、村としてですね、議員さんがおっしゃるようなことを、考えているわけではないというふうにご理解いただきたいと思います。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>この人件費について、なぜ言うのかというと、直営で管理する場合に必要な経費のみを計上するという部分、いかんせん納得できないんですよ。</p> <p>じゃあ、これでやってくださいよと、本当にできますとお尋ねしたいです。本当にできるんですか、直営で、この経費で。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>算定にあたりましては、通常の指定管理者制度でございますが、直営で算定した経費に対して民間の方が経営していただくという形で、経費の削減効果、それをですね、何と言いますか、手続きに基づいて業者の選定を行うわけでございます。</p> <p>ただ、今回東峰村の施設につきましては、地域の振興また地場の雇用の場とかですね、そういった部分もあるとは思いますが、直営として、この金額で運営ができるかという想定に対してはですね、この数字に対しての、村としてお示しできるものはございません。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>4年前に実は、ほぼ同じような質問を、当時梶原文明議員がされているんですよ。</p> <p>そのときにもこの直営の部分に関して、その答弁もあっておりますが、直営に関しては、基本的に職員、今の職員が、基本的に動く部分に対して、プラスアルファこの要は、日当扱いの賃金分が必要なんだみたいな説明があっているんですよ。</p> <p>基本的に要は、正職員を付け加えないと、村でまっとう的に直営ができるということを、村としては認めてないんですよ、当時。</p> <p>にもかかわらず、直営じゃなくて民営にする場合は、その正規の職員分を抜いた形で考えなさいという部分を押し付けているようにしか思えません。</p> <p>なぜこの人件費の部分、くどくど言うかと言いますと、この28年以降ですね、東峰村の職員の給与に関しては、人事院の勧告ということにおいて、この毎年12月にですね、ちょっとずつ、ちょっとずつ毎年上がっていつているんですよ。</p> <p>にもかかわらずですよ、民間に任せている部分はですね、関係ない。ましてや来年ですね、会計年度任用職員という新たな非正規の制度ができますよね。それには、今の報酬に付け加える形でボーナス出ますよね。</p> <p>そういった部分鑑みると、だいぶ以前の財務大臣が、母屋でお粥すすって、離れですき焼き食っているのと、本当に逆バージョンで、母屋ですき焼き食って、離れはお粥すすれと言われていたような感じにしか思えないんですよ。</p> <p>要は、管制的につくられたワーキングプアを創出しているようにしか思えないんですよ。</p>

	<p>だから、しっかりと指定管理業者が人を雇用して、安定して経営できるという部分をしっかりと、村とですね、業者で打ち合わせていただきたいなと思います。</p> <p>そこに関して、やはり5年という指定管理期間が本当に適切なかどうか、その間に災害が起きております。その部分については、何か経営的支援であったり、サポートというのはされたんでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>経営的な支援等については、たぶんなされてないと思っておりますが、災害で被災したところについてはですね、村のほうで復旧はさせていただいていると思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>どこも災害期間、もう1カ月、長くは2カ月、3カ月、もう本当に長いところは半年ぐらい営業ができなくなったところもあったかと聞いております。</p> <p>その部分に関しては、営業はできなくても人件費はかかり続けます。正規で雇用しているんですね。プラスリース料であったり、要は、固定的経費はかかり続けます。</p> <p>そういった部分に対しても、それは企業努力だ、そういった部分で村としては考えられているのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>すべてに渡って、そういったものを村が網羅しなければならないのかどうかというのも、逆の考えではあるかと思えます。</p> <p>そういった点で、指定管理をしていただく、その中でやはり自主努力によりまして、収益を上げていただくというのが、私はそういう形で理解をしておりますので、すべてに渡って村のほうで補填と言いますかね、単純に言えば、しなきゃいかんのかというのは、ちょっと疑問を思うところであります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>言いたいのはですね、村からお預かりをして、要は、村の意向に沿った経営を代理的にですね、することを目標に指定管理業者は日々努力されているかと思えます。</p> <p>そのことに対して、やはりいつ何時災害であったり、大きな自然的アクシデントというのは、起こりかねないというのは、もうこの2年、3年で重々承知だと思います。</p> <p>そういった部分を鑑みてもですね、やはり最低的な固定費であったり、人件費であったり、そういった部分をしっかりと勘案した形で、何があってもその指定管理業者がですね、施設がですね、経営を維持できる。</p> <p>なぜこういうことを言うかということ、やはりこの村内の指定管理業者で大きな資本、基本をもって、継続的に、安定的に運営できる業者は、ふるさと村を除いて他はありませんよね。</p> <p>現在の指定管理料の算定においては、結局赤字分の補填的扱いなので、少しアクシデントが起きると、運転資金というのはすごくショートしやすいような状況になっているんですよ。</p> <p>要は、収入がなくなった瞬間に指定管理料、固定的な部分みられてないから、収入のあても一切なくなってしまうんですよ。そこまで考えてらっしゃるのでしょうか。</p> <p>そこも踏まえて、やはり大きくこの指定管理のあり方というのを、もう一度再検討していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>28年度から5年間という形で、令和2年度になりますかね、再度その時点では見直し等も含めていきたいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>もう過ぎ去ったことなので、もう災害のことに関しては、何か補助というのもすご</p>

	<p>く言いにくいですがけれども、自助努力でですね、指定管理業者やっています。</p> <p>災害の反動で売り上げ伸びた部分大きかったですけど、その反動も、今、実際現実的に来てます。かなり次の5年間の算定というのは難しいんじゃないかなと思うところで、しっかりと先行きを踏まえて計算をしていただきたいと思いますとともに、もし固定的な経費を指定管理料として算出していただけるのなら、要は、収益、利益が上がった分に対しては、反対に村に返す、返還と言いますか、寄附する。要は、還元する形ですね、継続的な施設管理、施設改修の基金に積み立てるなど、うまくその収益性の部分を、村として活用したほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>いろんな考え方があろうかと思えますけれども、固定的な経費といたしましては、浄化槽等はですね、きっちりと固定費として見ているという報告は受けております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>浄化槽は大事ですね。でも、やっぱりそこで働かれています方々も大事です。</p> <p>やっぱそういった部分で、包括的に経費の算定する部分をぜひ考えていただきたいのと、最後の質問のほうに書いておりますけれども、これから多くの施設が、特に観光関連施設、文化交流施設の部分は20年を経過してまいります。というか、ほとんど20年を経過しております。</p> <p>施設改修にあたる部分、とてつもなく大きくなっている部分で、それをどう見出していくのか、非常に難しいです。</p> <p>ただ、この算定基準を見る中では、修繕費の算定に関しては、人件費と一般管理費と事務関連費の合算した額の10%分しか充てられてないんですよ。どんどん、どんどん施設は古くなっていくにもかかわらず修繕費は全くそのまま増えない。</p> <p>観光施設で、こういうことがどういうことを言うかということ、お客さんを来てもらって満足度高めないといけないけども、軽微な補修いろいろ出てくる部分に対して、充てれるお金の算段がないんですよ。それは収益性を生まないとそれができない。それがどんどん、どんどん遅れてくると、それがまた集客性にも繋がってくるかと思えます。</p> <p>最後の質問ですが、その施設改修、公共施設総合管理計画等の中にも、20年を経過した施設に関しては、小規模改修という部分が明記されているかと思えます。そういった部分を包括的に考えていかないと、あそこの施設改修しました、だけではもう済まないんですよ。全般的にこの村は施設が多いです。それを総合的に予算配置していかないと、あとになる施設が手遅れになります。</p> <p>その部分どう思うか、最後にお尋ねします。</p>
議長	<p>答弁をもって、最後の質問といたします。</p> <p>村長</p>
村長	<p>指定管理施設の改修につきましては、もう議員ご承知だと思いますけれども、10万円未満のものについては指定管理者のほうにお願いをしております。</p> <p>それから、10万円以上60万円未満につきましては3分の1、指定管理者が3分の2、60万円以上は村が実施をしております。</p> <p>そういった状況の中で、先ほど議員が懸念をされています大きな改修等、こういったことになると、当然村の、60万円以上超えるかと思えますので、村のほうで改修費用は出しているということでもあります。</p>
議長	以上で、一般質問を終わります。
散会	
議長	これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

	<p>明日12日は、午前9時30分から開会いたします。 本日は、これにて散会いたします。</p>
--	--

(11時40分)

第8回 東峰村議会定例会会議録

令和元年12月12日
(第 3 日)

東 峰 村 議 会

令和元年 第8回東峰村議会定例会議事日程

令和元年12月12日開議

- 日程第 1 議案第47号 東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第48号 東峰村部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例の制定について
- 日程第 3 議案第49号 東峰村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第50号 東峰村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第51号 東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第52号 東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第53号 東峰村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第54号 東峰村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第55号 村道路線の廃止について
- 日程第10 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第57号 令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第58号 令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）について

追加

日程第 1 発議第 5 号 平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害及び平成 30 年 7 月豪雨災害、令和元年 8 月の前線に伴う大雨災害からの復旧・復興に係る特別の財政支援を求める決議について

日程第 13 閉会中の継続調査申出について

開 議	
議 長	<p>改めまして、おはようございます。 ただ今の出席議員数は、10名です。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
議 長	<p>ただ今、高倉寛視議員より、12月11日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、お手元にお配りいたしました発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したいとの旨申し出がっております。</p> <p>お諮りいたします。 これを許可することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、高倉寛視議員からの発言取り消しの申出書を、許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>これより、各議案の質疑、討論、採決を行います。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 議案第47号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。 質疑のある方は、どうぞ。 9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>費用弁償に関する条例の制定ですが、もしこの条例を制定した場合にですね、本年度についてもまた発給するのか、それとも来年度ということになると、本年度とどれぐらいのですね、予算的に費用が増えるものなのか。 それから、これについては、最終的には退職等の慰労金等にも関わってくる問題になるのか、この辺りのところの説明をお願いしたいですが。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>施行日自体が令和2年4月1日になっておりますので、本年度の予算に影響することはございません。</p> <p>来年度からの予算にはなりますが、会計年度任用職員制度を導入することによる影響額でございますが、31年度予算ベースで考えたところですね、嘱託職員、臨時職員さん等を会計年度任用職員に任用替えを行うという前提で試算をいたしました。</p> <p>今年度がですね、人件費として1億400万円ほど31年度予算に計上しておる部分でございますが、来年度予算について、その影響を試算したところ、それにですね、プラスという形で1,480万円ほどの増加になるというふうな試算をしているところでございます。</p> <p>また、退職手当の件でございますが、村のほうの退職手当の組合のほうに入っておりますが、その加入の義務がある方については、フルタイムの会計年度任用職員については、それに加入する義務があるということで、その対象になるということでございます。</p> <p>パートタイムについては、その加入はないということでございます。以上です。</p>
議 長	<p>8番 大蔵久徳議員</p>
8 番	<p>来年度の4月1日から運用ということでございますけれども、運用による自治体間の格差等々があるのか、お聞きします。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>自治体間の格差と言いますか、現在の嘱託職員さん等の手当等にもですね、差がご</p>

	<p>ざいます。</p> <p>概ねの、特にうちは県南町村会という形で意見交換等を行っております。その中には、いわゆる総額での抑制とかいう話も当初はございましたが、村といたしましては、近隣も概ね同様の考えなんですが、月例給については減少しないで、期末手当についてプラスになるというかですね、そういう形での任用を行うということでやっておるところです。</p> <p>近隣においても、わずかに下がっているところとかですね、月例給。そういうところは、差異としては、実際としてはあるということとはございます。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>年収については分かりましたけれども、この説明資料をいただきましたね。</p> <p>あれの中の採用とか任用期間等々がありますけれども、これは、こういったことができることによって採用方法が変わるとか、採用期間が変更するとか、そういったことはあるんでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>現在の任用方法については、公募を行いまして、応募をしていただいて、面接を行って、採用の適否を決定するという形にしております。</p> <p>これにつきましては、制度が変わりましても変わらないところで考えております。</p> <p>いわゆる試験は行わない、面接において適否を判断するという形で行うという予定にしております。</p> <p>任用の期間については、条例規則等に明確な年数というものは、どこの自治体も定めがないというふうに、今伺っておりますが、村としては、一応期間としては、近隣との意見交換の中で、概ね5年ということが多ございますので、村としても今のところは5年の任用期間までは更新できるというところで考えているところです。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	これは東峰村単独の、何ですかね、横並びじゃないということで考えてよろしいんですがね。
議長	総務課長
総務課長	そのように考えていただいて結構でございます。
議長	7番 長澤貞義議員
7番	<p>任用の職員のことで、ちょっと。</p> <p>このポイントのところですね、募集任用にあたっては、できる限り広く募集を行うという、これは、募集の範囲はどこまでぐらいあたるんでしょうかね。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>基本的には村の広報紙またインターネットでの公募、職種によってはですね、やはり資格等でなかなか難しいという部分もございますので、そういった場合はハローワークですかね、そちらのほうに登録をしたりとかいう形で、公募を現在もやっております。新しい制度になりましても、その辺りの方針で行いたいというふうに思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	5年の期間採用という形で、それ以降、もし再度また受け直されて入られる場合の給与と言いますか、例えばフルタイムの方の、この職務給5ですね、の扱いというのは、辞めたところの号給を勘案して、そこからまた再度始まるのでしょうか。
議長	総務課長
総務課長	<p>5年の任用が終わって、再度という形の給与の話でございますが。</p> <p>給与については、先ほど説明をいたしました、基準額ですね、基礎額に対し8号級上をその職種に対する給与額の上限という形で定めております。</p>

	<p>通常5年任用されたときには、新しい方でまず基準額から入って、通常の、当然人事包括の対象にもなりますが、問題なく勤められたときには2号級ずつ上がり、最後の年に、上限にあたるという形で、今運用を考えております。</p> <p>再度応募をいただいたときには、いわゆる前歴経験職務等の勘案をするということで、そのときにはまた新たな判断にはなるとは思います、そういった部分を加味いたしまして、どの号給を採用するかという形になるということで、今の段階で、ここでこの級にするという形で、決定しているわけではないということをご理解いただきたいとします。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	今の総務課長の説明の中では、あくまでもその基準額から8号級までの間しか上がらないという、その上限幅はいくら年数を重ねても変わらないということでしょうか。
議長	総務課長
総務課長	職種ごとに定めておりますので、その上限幅は変わらないということで、今のところは運用を考えているところです。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>一昨日、詳細説明していただいたんですけど、この1級、2級のフルタイムにあたる方々が、今現在働かれている方々がこのどこに当てはまるのか、パートタイム任用職員のほうに関しても、誰がそれにあたるのかというのが、今一よく分からないんですよ。</p> <p>もし、今たくさん嘱託、臨時の方がいらっしゃるんで、この方々名指しして言うわけにはいきませんので、例えば担当課ごとにですね、今、この職種で働かれている方はこれになるという部分をお示しいただけないでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>現在、嘱託職員さんにつきましては、週35時間の勤務を行っております。</p> <p>来年度以降のですね、会計年度任用職員につきましては、フルタイムについては職員と同じ38.75時間、パートタイムにつきましては38.75時間未満ということで、一応基準はございます。</p> <p>村の中ですね、パートタイムとフルタイムをどのように扱うかという部分については、まだちょっと議論の途中ではございますが、基本的には現状の35時間を維持したいというところを考えております。</p> <p>その中で、1級と2級の適用の部分については、現状においても、一応基準としてですね、押さえている級というものがございまして、1級におきましては、補足説明のときに説明はいたしましたが、1級の適用を受ける会計年度任用職員については、主に事務的な補助をされている業務、また、保育士ですね、担任を持たない保育士を考えております。</p> <p>学校関係も一応事務職になりますので、1級という形で考えております。</p> <p>2級につきましては、一応専門的な資格を持った方ということで、例えば看護師、社会福祉士、また管理栄養士、管理栄養士と栄養士につきましては、栄養士さんは1級、管理栄養士については2級という形の格付けと言いますか、各級の扱いをしようというふうに、今のところですね、考えているところでございます。</p> <p>また、フルタイムの任用については、何と言いますか、業務としてですね、フルタイムである必然性と言いますか、それが、ある業務についてはそれを採用するというので、今のところ担任を持つ保育士ですね、現在美星保育所におりますが、その方については、今、もう現在恒常的に7.75時間という勤務をされておりますので、その方たちについてはフルタイムでの任用を、今のところ村としては考えているとこ</p>

	るです。
議 長	3回ですが、質問を認めます。 5番 高橋弘展議員
5 番	今一、どの方がその事務にあたってというのが、私たちの今の臨時職員の方とか嘱託の方が、どういう業務をされているのかもよく分からないですし、気が付いたら臨時の方が入られてるといことも往々にしてあるので、ぜひ、今、現状の職員配置の方々が、どういう形で変わるといものを明示した形で、今と言ってもたぶん難しいと思うので、改めてご説明をいただきたいなと思いますが、よろしいでしょうか。 もう1つ付け加えてなんですけれども、1級、2級というか、この任用職員の形になった場合に、この対照表ありますよね。この中で、いろいろ地方公務員法にかかる部分というのが結構出てくるかと思えます。 最後の営利企業従事等制限とかにも引っかかってくる部分、フルタイムの方々とか、あったりすると思うんですけれども、副業規定みたいな部分は、今の働かれている一般職の方々と同様になるということでしょうか。 それか申請すれば副業も認められる。その辺のちょっと、例えば嘱託の方がそう変わったりとかで、このフルタイム任用職員になった場合、何か変わる部分とかあったりするのか、お尋ねします。
議 長	総務課長
総務課長	そうですね、どういう職務で、どの課で働かれているという分については、個人名を出すような形になりますので、また後ほどご説明できればというふうに思っております。 営利企業とこの地方公務員法に係る制限につきましては、特に先ほど言いました副業の関係については、来年度以降ですね、会計年度任用職員については一般職員、任期の定めのない職員と同様の取り扱いになるということで、一応申請をしていただいて、その業務を精査した上で、地域のためになるとか、そういった部分の状況を加味して許可をするという形になります。以上です。
議 長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第47号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第2	
議 長	日程第2 議案第48号「東峰村部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例の制定について」を、議題といたします。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 8番 大蔵久徳議員
8 番	これに反対という意味じゃないです。

	この理由の中でですね、部落差別の解消の推進に関する法律をはじめとする差別の解消を目的とした法令が施行された。 はじめとするということは、他にまだ法令があるかということをお聞きします。
議 長	住民税務課長
住民税務課長	法令につきましては、障害者差別解消法とヘイトスピーチ対策法、それと部落差別解消推進法というのが、この三法がですね、あります。
議 長	他に質問はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第48号「東峰村部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第3	
議 長	日程第3 議案第49号「東峰村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 7番 長澤貞義議員
7 番	改正のところで、15歳未満の者及び意思能力を有しない者ということに変わることですが、意思能力を有しない者というのは、どういった判断で、これが判断をするんですかね、この意思能力を有しない人というのは、どういった判断によることでしょうかね。
議 長	住民税務課長
住民税務課長	意思能力を有しない者につきましては、自分で判断ができない方、というふうに捉えてもらえればいいと思います。
議 長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第49号「東峰村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第4	

議 長	<p>日程第4 議案第50号「東峰村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第50号「東峰村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 議案第51号「東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第51号「東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第6	
議 長	<p>日程第6 議案第52号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任用付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>ボーナスのアップと若年層の職員の給与額の見直しということだったと思いますが、今年度実施される分と次年度実施される分で、大まかにどれぐらいの歳出の増になるのか、お尋ねいたします。</p>
議 長	<p>総務課長</p>

総務課長	影響額については、ちょっとすみません。詳しい数字を今手元にございませんで、後ほど回答でよろしいでしょうか。
休憩	
議長	10時まで休憩します。 (9時55分)
再開	
議長	会議を再開いたします。 (10時00分)
議長	総務課長
総務課長	先ほどの質問でございます。 今年度に係る分の人事院勧告の給与改定に伴う影響額でございますが、月例給に伴うものについては、概算でございます。月例給に伴うものが76万円、勤勉手当の改定に伴う部分が76万2千円ということで、152万2千円の増額になるということで、今のところ計算をしております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	現在の東峰村のラスパイレス指数はいくらになっていますでしょうか。
議長	総務課長
総務課長	正確な数字はあれなんですけど、今年はずね、任期付職員さん等の関係がございまして、3ほど下がって、今96。下の数字は記憶はないんですけど、96点台になっております。
議長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第52号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第7	
議長	日程第7 議案第53号「東峰村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。

	<p>議案第53号「東峰村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第54号「東峰村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>今回、この消防団の定員等に関しては、消防団の中であつたり区長会の中であつたり、そういった部分で多く議論されてきた部分であるかと思えます。</p> <p>この部分に対して、もう本当に人口減という部分が大きくかかわって、もうそれがひしひしとこういった部分にも影響してきているというのが現状だと思います。</p> <p>区長会や消防団の中ではしっかり議論されてきていると思いますが、その中でもやっぱり村全体の議論にしてほしい。やっぱり多くの方にこういった現状を伝えてほしいという意見も上がっております。</p> <p>そういった部分をですね、しっかりと行政として、特に消防団の定年が50若しくは勤続年数25年ということで大幅に変わります。そういった部分の理解も得られていくために、特に消防団員の中には、やっぱり家族の理解を得るためにしっかりと、なぜそうなったのかという部分に関しても、行政からもしっかりとご説明いただきたいなという意見も上がっております。そういった部分も含めてご説明いただけますでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>議員さん言われることは非常にもっともというか、当然のことと考えております。</p> <p>実際に、これまで機構改革等ですね、消防団のほう行っておりました。</p> <p>消防団に限るわけではございませんが、やはり団員の減少というものはずっとテーマと言いますか、課題として上がっている部分でございます。</p> <p>昔の話をしてもあれですけど、消防団についてですね、一度広報で特集を組んだりしたこともございました。</p> <p>そういう形で、やはり皆さんにもう一度考えてもらうために、やっぱり村としての広報ツール、テレビ、広報紙等でですね、きちんと今の現状や課題等を伝える場を設定するべきであるというふうに今考えて、それをですね、実施していきたいというふうには考えているところです。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>その辺の広報ツールに関しては、見ないと伝わらない部分もあります。</p> <p>やはり対面な形でですね、行政懇談会等を行われる場合には、必ず伝えていただきたいですし、これから機能別団員に関しても増えるということで、ご協力いただかないといけない部分も多いかと思えます。</p> <p>そういった部分で、ぜひ早めですね、告知と言いますか、お願いと言いますか、そういった部分も行っていただきたいと思うと同時に、あくまでも定年を延ばすと言いますか、という部分に関してもやはり一過性のもので、これからどんどんまだ若年層の人口が減っていきますので、この10年間は何とかもつのかもしれませんが、その後どうなるかも分かりません。</p>

	<p>消防団員のほうから分団長を通じてですね、いろいろ意見のほうも上がっているかと思えます。その中には定員のことであったり班の体制、分団の体制という部分に対して継続して協議を行っていただきたいという部分、概ね認めていただいているというかですね、そういう話も聞いております。</p> <p>継続してですね、やはりこの消防団の体制が整えるような協議を行っていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>そういった部分につきましては、やはり過去もですね、ずっと課題としてきている分でございますので、やはり継続的に、当然必要な消防力というものを確保するためにどうしなければいけないかというのが、やっぱり一番のテーマではございますが、その中で現状を踏まえて、どう取り組んでいくかという部分については、やはりずっと継続して協議をしていかなければいけないというふうには思っております。</p> <p>先ほど地区座談会等での提案もありました。また、それぞれ地区で常会等も行われますので、そういうときにでも区長さんを通じて、こういう資料を配布した上で、説明等の機会をですね、持っていきたいというふうには思っているところでございます。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>大体この住民にお願いと言いますか、伝える部分で、区長さんにお願いという形の部分が、いつも往々にしてあるかと思うんですけども、その部分に関しては、やはり行政のほうからも一緒になってという部分の意味合いでよろしいでしょうか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	そのようにご理解いただきたいと思えます。
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第54号「東峰村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第9	
議 長	<p>日程第9 議案第55号「村道路線の廃止について」を、議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第55号「村道路線の廃止について」を、お諮りいたします。</p>

	<p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第56号「工事請負契約の締結について」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 4番 泉 守議員</p>
4番	<p>一般質問等についても申し上げましたけれども、今回この入札の契約等についてはですね、特に契約後のですね、私は問題だと思いますが、住民にまず安全な工事を進める、ですね。 それにはやはり、ここは工事現場だというようなですね、看板は、現実に今上げております。私の近くに上げておりますけども、小さな看板2本ですね。 これじゃあ、やっぱりもう少しですね、ここは現場であるということですね、他の人が、他の車が入ってきたときに、住民に、住んでおる人だけじゃなく、それ以上の車が入ってきたときの事故も考えられますので、きちっとですね、出入口、ダンプ等の出入口、住民の人家等については、もっとですね、看板等についても安全な方策をしていただくと、こういうことをお願いをするわけですが、建設課長どうですかね。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>今回まだ議決いただいておりませんが、議決いただいた後、また施工計画の打ち合わせをですね、まずはしていきたいと思っております。 今回の議会でも、そのような安全対策についてですね、ご議論と言いますか、ご意見をいただいておりますので、今回栗林地区のほうからですね、工事に入っていくことになるかと思っておりますけれども、その点につきましても十分留意しましてですね、指導等努めてまいりたいと思っております。以上でございます。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第56号「工事請負契約の締結について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 議案第57号「令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第4号)」を、議題といたします。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>67ページ、8款3項1目河川費に関してお尋ねしたいと思います。 工事的な部分はですね、また常任委員会等でですね、こういった形というのは説明</p>

	<p>いただきたいと思いますが、全体的な流末処理についてお尋ねしたいと思います。</p> <p>今回の災害で、県工事ですね、地がけであったり、あと急傾斜、砂防等の事業が行われて、県の工事はスピーディーに、かなりもう進捗進んでいる部分はあるかと思えます。</p> <p>その末端の部分ですよ、そこから河川に繋がる部分であったり、そういった小河川を流れたり、水路を流れたりする部分に関しては、村で行わないといけない部分が往々にしてあるかと思えます。そういった部分がどうなっているのか。</p> <p>結局、上部の県の工事は終わったけれども、要は、そこで今がっちりコンクリートで固められた部分で、結局透水性が、透過性と言いますか、地中にしみ込むのではなく、そこを流れてしまう部分の、結局流末でその辺の処置がされなければ、なかなかまた、よりその下流というかですね、下部のほうで水があふれてしまうということにも繋がるのかなと思えます。</p> <p>全般的に、今どういった考えで進んでいるのか、お尋ねします。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>今ご質問の点は、村内に何箇所もございまして、特に地がけ、砂防等につきましては、ご質問の中にございましたように、以前は山林、原野等で地中に透過していたものが、コンクリートで固められたがために、漂流水として一気に集落への水の影響があると思われる箇所がございます。</p> <p>そこにつきましては、流路を拡張する等で対応している部分、それからあと治山等もございまして、そちらにつきましては、堰堤で終了して、流末ですね、整備までは、その一体の工事の中には含まれてないという箇所もございまして。</p> <p>現状といたしましては、事後の対応となる部分もございまして、施工中に協議する部分もございまして、今、その箇所ごとに対応は検討を進められております。</p> <p>ただ、なかなか追いついていない部分もございまして、予算確保等も必要となっております。その辺り十分検討の上、迅速に対応していきたいというふうに思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>なかなか技術職の人員が限られている中で難しいかと思いますが、やはり県工事ですね、かなり力技と言いますか、作業道辺りも大きく入れて、作業しやすい環境も整っていますが、やっぱり県工事の部分が完全に撤去された後に、また付近をいじるという部分も、なかなか難しい箇所があるのかなと。</p> <p>それに対して単独で工事をする際には、工事費かさんでしまう部分というのはあると思いますので、一体的にできる、まだなかなか業者の確保というのが難しい部分もあるかと思えますけれども、一体的な工事ですね、県と共同できる部分であったり、そういった部分にぜひ、力を注いでいただきたいと思いますが、そういった部分の再整備をぜひお願いできますでしょうか。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	個々にですね、調査なりさせていただきまして、対応していきたいというふうに思っています。
議長	他に質疑はありませんか。
9番	<p>9番 伊藤均議員</p> <p>68ページ、11款1項4目林道施設災害費で令和元年度災というようなことで説明は受けております。</p> <p>その中でまた6路線ということも説明を受けておるわけなんです、6路線がじゃあどこなのかという具体的なところまではですね、ちょっと聞いてないんで、その辺りを詳しく教えてほしいのと、これは、29年災のときに林道災害、一度整備してし</p>

	<p>まいましたよね。これに関連しとるのがあるんじゃないかというような心配を、危惧するところもあります。</p> <p>その辺りのところをですね、きちっと説明をお願いしたいと思いますが。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>資料は後ほど作成いたしまして配布をさせていただきたいと思いますが、その6路線を概略報告させていただきますと、林道竹布線が3カ所、大日ヶ岳線が2カ所、牟田白石線1カ所、第2大日福井線が2カ所、それから釜割線と城ヶ迫ということになっております。合計10カ所ということになります。</p> <p>ご発言ございました、以前29年災のときの、いわゆる（ ぞうは ）と言いますか、一度復旧したところが、さらに崩壊等があるんじゃないかというご質問でございますが、そうした箇所もなくはないというところではございますが、その辺りまた位置地図等で示してですね、後日と言いますか、資料は配布させていただこうかと思えます。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>29年災の後が、なくはないというようなお答えをいただいたんですが、なくはないというのは、じゃあその、工事が悪かったのか、それともその分にかかっていることなのか、意味合いがちょっと分かりにくいんですね。</p> <p>結局、なんでそのときできんかったかという話も繋がる話ですからね。なくはないじゃなくて、きちっとその辺りのところは説明をいただきたいんですが。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>先ほど（ ぞうは ）というふうに答弁させていただきました。</p> <p>壊れたところの隣接するところ、同じところがその構造物自体が流されたということではないと思えます。さらに拡大したという意味の（ ぞうは ）ということで、言葉を使わせていただきました。</p> <p>その辺りも含めてですね、後ほど資料として配布させていただこうと思えます。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（討論なし）</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第57号「令和元年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第12	
議 長	<p>日程第12 議案第58号「令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）」を、議題といたします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>75ページをお願いいたします。</p> <p>歳出の部分で、2款2項の保険給付費にあたる部分が、なぜこのタイミングで、こ</p>

	の額ですね、出てきたのか。その原因というかですね、背景になっている部分のご説明をお願いいたします。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	今現在ですね、実際に支払いを行っているのが9月診療月分まででございます、その額が1億2,442万2千円となっております。原形予算額が1億8,757万2千円でございますので、この後、今後あと5カ月分の医療費の支払いがあるわけでございますけれども、その5カ月分を予測した場合、今現在1億2,400万ほど支払いをしておりますので、その予測でいきますと、約3,900万円ほど不足が生じるのではないかとということで、今回補正をさせていただいております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5番	当初で大体、いろいろ計算をされて出されているかと思うんですけども、何がこの9月までの間に予測が異なる部分があったのか。なかなかこの9月までの部分というのは夏季期間なので、あまり病院に通うという部分の時期的には、そこまで急激に伸びるということが起こりにくかったりするのかなという部分があるんですが。 単純に、要は、保険を使われる方が増えたのか、人数が増えたのか、1人当たりというかですね、そういった部分の何か額が増えたのか、その辺の要因というかですね、背景的な部分、もしお答えできる範囲でお願いいたします。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	人数とかですね、病院にかかれた方の人数とかいうのは、ちょっと正式にはしておりませんが、大きく申し上げますと、その医療費、例えば手術であったりとか透析であったりとかいうのが、治療としてあった場合、医療費が高額になるということで、今年度につきましても、3月診療分が昨年度1,700万に對しまして約2,000万、4月診療分につきましては、昨年度1,900万に對しまして2,300万というふうな形で、何らかの大きな治療があったというふうには見ております。 昨年度、一昨年と昨年という数字を基にですね、予算は組んでおりますけれども、そういったことがポンと上がってきますと、どうしても急激に医療費が必要になってきますので、今回おそらくそういうのがあったということで、今回の補正額を計上させていただいているということでございます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5番	単発的なのか、透析に関してはおそらく継続してという部分もあるかと思います。昨年度に至っても確かこの国保会計のですね、増額の補正は数回行われた記憶があるかと思います。もう恒常的にこの額増えていくようなことがあるのかどうか、先行きの予測をですね、最後お尋ねいたします。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	先行きの予測ですけども、ちょっと難しいところがあると思います。 今28年度から元年度、現在までの資料は持ってはおるんですけども、年間約1億9,000万から2億2,000万ほど医療費が必要になっております。 これが年々医療費として動いておりますので、この3年間あたりを平均して、年当初に予算を組むところではございますが、先ほど申し上げましたとおり、確かに急激に医療費が必要になるということが、なからずしもあるということで、特に手術とか行われた場合がそういったことがございますので、大体そういった試算を基に予算計上をいたしておりますけれども、今回はこういうことで約4,000万ほどの試算の上、4,000万ほどの経費が必要になると見込まれるということで、今回補正を上げさせていただいております。
議 長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。

	<p>これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第58号「令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。 ただ今、9番 伊藤議員他8名から、発議第5号「平成29年7月九州北部豪雨災害及び平成30年7月豪雨災害、令和元年8月の前線に伴う大雨災害からの復旧・復興に係る特別の財政支援を求める決議について」が提出されております。 これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。 ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 発議第5号「平成29年7月九州北部豪雨災害及び平成30年7月豪雨災害、令和元年8月の前線に伴う大雨災害からの復旧・復興に係る特別の財政支援を求める決議について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。 (日程表・議案書配布)</p>
追加日程第1	
議 長	<p>追加日程第1 発議第5号「平成29年7月九州北部豪雨災害及び平成30年7月豪雨災害、令和元年8月の前線に伴う大雨災害からの復旧・復興に係る特別の財政支援を求める決議について」を、議題といたします。 説明を提出者伊藤議員に求めます。 9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>決議書の朗読をもって説明とさせていただきますので、決議文を朗読させていただきます。</p> <p>平成29年7月九州北部豪雨災害及び平成30年7月豪雨災害、令和元年8月の前線に伴う大雨災害からの復旧・復興に係る特別の財政支援を求める決議</p> <p>平成29年7月九州北部豪雨災害は、流木を含む土石流による過去類を見ない最大級の災害であり、3名の尊い命が奪われるとともに、道路・河川・農地など村管理分だけでも34億円を超える未曾有の被害を受けました。</p> <p>また、その1年後の西日本豪雨、さらに本年8月27日からの前線に伴う大雨で、本村においても復旧途中の箇所や林道などに多大な被害を受けました。</p> <p>被災者が一日も早く安心して生活できるよう、復旧・復興に全力で取り組んでいるところですが、被害の大きさと範囲の広さにより、必要となる膨大な経費に苦慮しているところであります。</p> <p>復旧への財政支援として、平成29年度9.7億円、平成30年度6.6億円の特別交付税の配分を受け、復旧・復興、被災者支援に取り組んでいますが、平成28年度末に16.3億円あった財政調整基金は、30年度決算では11.9億円に減少しました。令和元年度予算では現在7億円を繰り入れており、令和元年度末の基金残高見込みは4.9億円まで減少し、このままでは令和2年度予算に災害復旧関係予算の</p>

	<p>計上も困難な状況となります。</p> <p>よって、国・県におかれましては、1日も早い復旧・復興を成し遂げるため、下記の事項について特段の配慮をされるよう要請いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 復旧・復興対策等に係る特別の財政需要への財政支援 特別交付税の算定・配分にあたり、特段の配慮を講じていただき前年と同程度の額を確保いただくこと。</p> <p>以上決議する。</p> <p>令和元年12月12日。以上であります。</p>
議 長	<p>以上、説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結します。</p> <p>採決します。</p> <p>発議第5号「平成29年7月九州北部豪雨災害及び平成30年7月豪雨災害、令和元年8月の前線に伴う大雨災害からの復旧・復興に係る特別の財政支援を求める決議について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第13	
議 長	<p>日程第13 「閉会中の継続調査申出について」を、議題といたします。</p> <p>本件につきましては、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会、地方創生検証特別委員会から閉会中の継続調査の申出がなされております。</p> <p>これにつきましては、お手元に配布のとおりであります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長よりあいさつの申し出がっております。これを許可します。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>本日は、第8回東峰村議会定例会を開催し、議員の皆様には慎重審議を賜り、提案どおりご可決をいただきましたことにつきまして、衷心より厚くお礼を申し上げます。</p> <p>本年は、災害復旧や日田彦山線の復旧に取り組んだ1年でした。災害復旧・復興に</p>

	<p>は今後も時間を要しますが、東峰村を次の世代に確実に引き継いでいける村づくりに、くる年も引き続き全力で取り組んでまいり所存でございますので、皆様方には今後ご支援とご協力、ご理解をお願いを申し上げます。</p> <p>新年となりますと、4日には新成人を祝う成人式、5日には東峰村消防団の出初式が挙行されます。議員各位におかれましては、師走のあわただしい日々をお過ごしと思いますが、健康管理には十分注意され、またお体をご自愛され、くる年が皆様にとってすばらしい年であることを祈念を申し上げ、私の閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>これもちまして、令和元年第8回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。 (10時40分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議 員</p> <p style="text-align: center;">議 員</p>